

平成27年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（第1日目）

日 時 平成28年3月14日（月曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月14日 午前9時00分

付託議案

（企画総務部・選挙管理委員会）

第 40号議案 平成28年度宍粟市一般会計予算

（市民生活部）

第 40号議案 平成28年度宍粟市一般会計予算

第 41号議案 平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算

第 44号議案 平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

出席委員（9名）

委員長	伊藤一郎	副委員長	榎橋美恵子
委員	稲田常実	委員	藤原正憲
〃	大畑利明	〃	福島 齊
〃	実友 努	〃	岸本 義明
〃	山下由美		

欠席委員

委員 福島 齊（午前のみ）

出席説明員

（企画総務部・選挙管理委員会）

[企画総務部]

参 事	西山大作	企画総務部長	中村 司
次長兼地域創生課長	世良 智	次長兼企画財政課長	名畑 浩一
企画財政課副課長兼財政係長	小椋 憲樹	秘書広報課長	森本 和人

秘書広報課副課長兼情報通信係長 小 河 秀 義
総務課副課長兼人事係長 安 井 洋 子
契約管理課副課長兼管財係長 榎 木 隆

総 務 課 長 津 村 裕 二
契 約 管 理 課 長 井 口 靖 規
契 約 管 理 課 副 課 長 兼 入 札 検 査 係 長 石 垣 貴 英

[一宮市民局]

副局長兼まちづくり推進課長 井 上 憲 三

[波賀市民局]

副局長兼まちづくり推進課長 松 木 慎 二

[千種市民局]

副局長兼まちづくり推進課長 幸 福 定 利

(市民生活部)

[市民生活部]

市民生活部長 小 田 保 志
市民課長 牛 谷 宗 明
市民課国保年金係長 岡 田 美 佳
税 務 課 長 水 口 浩 也
環 境 課 長 宮 田 隆 広
環境課環境政策係長 原 田 涉

市民生活部次長 長 尾 一 司
市民課副課長 田 路 弥 生
市民課医療係長 田 中 幸
債権回収課長 小 谷 慎 一
環境課副課長兼ごみ減量推進係長 牧 野 保
環境課生活衛生係長 寺 西 康 雄

事務局

次 長 前 田 正 人
主 幹 岸 元 秀 高

主 幹 清 水 圭 子

(午前 9時00分 開議)

伊藤委員長 皆さん、おはようございます。

本日から17日までの4日間にわたりまして、各部局の平成28年度予算案に関する調査をお願いいたします。連日の調査になりますが、よろしくをお願いいたします。

なお、限られた時間であり、多くの委員に質疑の機会があるよう配慮をお願いいたします。

それと、座って質問していただきたいなと思いますので、質問するときは手を挙げてください。よろしくをお願いいたします。

以上です。

では、企画総務部の審査を始めたいと思います。

総務部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いいたします。説明職員の説明及び答弁は自席で座ってお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席からわかりづらいので、説明職員は挙手をして、「委員長」と発言して委員長の許可を得て発言してください。事務局よりマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言してください。よろしくをお願いいたします。

それでは、部長、説明をお願いいたします。

中村部長。

中村企画総務部長 おはようございます。

本日から長期間にわたります予算審査、お疲れさまでございます。企画総務部の平成28年度の取り組みにつきまして、説明させていただきます。

平成28年度は、第2次総合計画、それと地域創生の総合戦略に基づきます事業実施の初年度となります。人口減少対策を最重要課題とする中で、「住む」「働く」「産み・育てる」「まちの魅力」のこの4点を定住促進重点戦略と位置づけまして、既存の事業も有効に組み合わせることで事業実施を進めたいと考えております。

それでは、企画総務部の今年度の取り組みにつきまして、世良次長のほうから概要を説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 おはようございます。

それでは、平成28年度企画総務部の事業取り組み方針の概要につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

本日お配りをしております企画総務部の予算委員会資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページ、資料のほうに企画総務部の取り組み方針の概要をお示しをしております。

まず、秘書広報課につきましては、5点、1点目としまして、効果的な情報発信の推進、平成27年3月に策定しました宍粟市コミュニケーション戦略プランに基づきまして、市民参画による広報広聴推進委員会の意見や広報広聴アドバイザーのアドバイスをいただきながら、参画と協働のまちづくりを進めるために効果的な情報発信に向けた取り組みを行うこととしております。

また、より効果的な宍粟市の魅力発信と知名度の向上を図るため、宍粟市PR動画の制作に取り組むこととしております。

さらに、しーたん通信、しそうチャンネルの充実とまちづくり活動などの地域情報発信の支援に取り組むこととしております。

2点目としまして、広聴活動の充実、参画と協働のまちづくりを進めるため、職員が地域へ赴き事業説明や意見交換を行うふれあいミーティングや各種団体等と市長の懇談の場である地域づくり懇談会などに取り組むこととしております。

また、職員の参画と協働に対する意識向上のための研修に取り組みます。

3点目としまして、防災情報連携システム、議会中継システムの構築事業としまして、個々の防災情報発信システムを連携させて、正確・迅速に防災情報を発信し、かつ、しそうチャンネルの防災情報・緊急情報（データ放送、L字放送、水位情報放送等）を安定的に配信するシステムを構築することとしております。

あわせて、市議会本会議の審議の状況をテレビ・インターネットにより安定的に中継するシステムの整備を進めます。

これらにつきましては、既に稼働しておるものがございますが、さらに充実させるといふ、そういう内容となっております。

4点目としまして、マイナンバー制度の対応システムの整備でございます。マイナンバーシステムの平成29年7月からの地方公共団体との情報連携開始に向けて、システム改修及び各種作業を着実に進めるとともに、宍粟市情報セキュリティポリシーに基づき、一層のセキュリティ強化対策を推進することとしております。

5点目としまして、しそう光ネットワーク施設の適正管理、しーたん通信、しそうチャンネル、インターネットサービス、携帯電話サービス等を安定的に稼働させるため、市の構築しております光ファイバー等の伝送路、機器等の保守・新設・撤去・移設等、適正な管理を行うこととします。

次に、地域創生課、まず1点目としまして、総合戦略の進捗管理、平成27年12月

に策定をいたしました宍粟市地域創生総合戦略に位置づけた取り組みを着実に推進し、その効果を検証するための進捗管理を行います。

また、地域創生戦略委員会により総合的かつ専門的な見地から意見を聴取し、地域の実態も踏まえながら効果を検証したいと考えております。

次に、2点目でございます。生活圏の拠点づくり計画です。

老朽化が進んでおります市民局、生涯学習施設等の更新・建て替えにあわせまして、施設の集約化を行うことにより、施設の機能と利便性の向上を図り、新たな市民交流、賑わい創出の契機となる施設とするため、市民や団体、利用者等による委員会を設置して検討を進めたいと考えております。

次に、3点目でございますが、県立森林大学校の開校に向けた支援でございます。平成29年4月に開校予定の県立森林大学校の学生のため住環境の整備を進めるとともに、林業事業者や関係団体、地域による支援体制の構築を進めることとしております。

次に、企画財政課におきましては5点。1点目としまして、政策の総合調整、市の重要政策懸案事項について総合調整を行い、進捗管理を行うとともに、特に、本年度策定を行っております第2次宍粟市総合計画及び宍粟市地域創生総合戦略のスタートの年度となることから、重点的に総合調整と全体の進捗管理を進めます。

2点目としまして、財政健全化への取り組み、一つ目としまして、平成33年度の交付税の一本算定に伴い、いよいよ本年度から段階的に始まります普通交付税の縮減や人口減少に伴う交付税の減少を見据え、さらに効率的・効果的な財政運営に努めてまいります。

二つ目としまして、公開制度の見直しに伴い、平成27年度から28年度にかけて整備を進めております固定資産台帳を整備した上で、財務書類を作成し、平成30年度以降においてコスト分析による施設更新を含めた事務事業の見直しなど、将来に向けた予算編成に活用することとします。

3点目、第3次行革大綱の推進、第3次行革大綱のスタートの年度として持続可能な財政運営に向け、進捗管理に重点を置いた取り組みを進めることとします。

4点目としまして、滞納整理の推進。市債権の滞納は負担の公平性に大きく影響することから、滞納整理検討会議などを通じ、進行管理の徹底を強化いたします。

5点目としまして、ふるさと納税の推進。ふるさと納税のさらなる推進に向け、情報発信、返礼品などにおいて工夫を凝らすとともに、件数の増加に伴い増加する事務の効率化を図ることとします。

次に、総務課でございます。

1点目としまして、定員適正化、適正な人事管理に向けた取り組み。職員数も含め人件費の総額抑制及び適正な人事評価による人事管理に取り組むこととします。

2点目としまして、職員研修、住民サービスの向上を目指し、職責、職務能力かつ各段階において必要とされる研修を実施し、個人能力を高めるとともに、組織の総合力を高めてまいります。

3点目としまして、選挙事務の適正かつ効率的執行、平成28年7月25日任期満了となります参議院議員選挙の適正な執行と選挙権年齢の引き下げに伴う周知・啓発を推進してまいります。

次に、契約管理課でございます。3点でございます。

申しわけございません。お手元の資料の2番目、公用車の適正管理の付番が3となっておりますが、2に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

まず1点目としまして、地方公会計に向けた取り組みと財産管理の適正化、平成29年度からの新公会計に対応するため、固定資産台帳並びに公有財産台帳の整備を進めるとともに、遊休地の処分等、普通財産の適正管理に努める。

2点目としまして、公用車の適正管理、公用車の適正な管理を行うとともに、公用車の更新に際しては、電気自動車及びハイブリッド車や軽車両などを導入することにより、温暖化対策と燃料費の抑制を図ることとします。

3点目としまして、公共工事の入札及び契約と検査の適正化、入札制度・開札結果等を公表することにより透明性の確保に努めるとともに、公共工事の厳格な検査の実施と技術職員のさらなる技術の向上を目指した研修を行うこととします。

以上、平成28年度の企画総務部の事業取り組み方針の概要の説明とさせていただきます。

伊藤委員長 資料として前もってもらっているんですけども、これは放映の関係上、説明はこういう形でさせていただきます。

それでは、質問に入りたいと思います。

通告に基づき、実友委員、お願いいたします。

実友委員 おはようございます。

1人目でございますけど、質問をさせていただきたいというふうに思います。

主要施策に係る説明書のページ22、生活圏の関係なんですけども、生活圏の拠点づくりについて、市民参画による検討委員会を設置するという事になっておりますけども、一宮町では何年をめどに拠点づくりを目指されているのでしょうか。ま

た波賀町、それから千種町の計画についてもお聞きしたいというふうに思います。

まず、1点目は以上です

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 失礼します。生活圏の拠点づくりの検討委員会、一宮は何年をめどに拠点をつくるのか。波賀、千種の計画はという御質問だと思いますが、まず、三つの市民局のうち、一宮市民局が最も建築が古く、建築後52年、またセンターいちのみやが43年経過しておりますことから、平成28年度から建て替えに向けた協議に入りたいと考えております。お配りしております委員会資料の13ページにお示しをしておりますとおり、まず、タウンミーティング等により市民意見を聴取し、次に市民代表や各種団体、利用団体等の代表による検討委員会を設置し、協議に入るとともに、まちづくりの観点から県立大学の有識者等にも参画いただきたいと考え、予定としましては、平成28年度中に方向性を決め、29年度には設計委託、30年度に工事に着手したいと考えております。

千種市民局、センターちくさ、市民センター波賀につきましても、並行してできるだけ早期に協議に入れるように努力したいと考えております。

以上です。

伊藤委員長 この点について実友委員、よろしいか。

はい、どうぞ。

実友委員 12ページの後でいただいた資料のほうなんですけども、書いてありますように、市民協働センターをつくんだということだったんですね。これが平成28年度から今次長のほうが建て替えたいというふうにおっしゃいました。平成28年度からもう工事にかかるわけですか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 いいえ、私の説明がわかりにくかったようですが、平成28年度から協議に入らせていただきたいと、このように考えております。平成28年度から協議に入り、そして平成29年度に設計に入るといって、できましたら工事のほうは平成30年度までに入れたらと考えておりますが、できるだけ丹念に最初ですので、丁寧に進めてまいりたい、よって、平成30年度をめどにと、このように考えております。

伊藤委員長 実友委員。

実友委員 それから、下にイメージ図が書いてあるんですけども、このイメージ図の中でいろいろ見させていただきますと、小売商店とかそういったものもこの市民

協働センターに付随してといいますか、つくっていかれるというふうに書いてあるように思うんです、私の頭の中では。例えば近くにコンビニとか、そういったことがございますね。例えば一宮の話ですが、そういったところを小売店とかそういったものを新しく入れるということになると、そういったところに影響はしてこないんでしょうか。そういったことは考えられますか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 お手元の資料12ページの右下にイメージ図を付してございます。あくまでこれはイメージということをお理解いただきたいんですが、先進自治体では、既にこういうふうなセンターを建てておられるところもございます。ただ、建設に当たりますと、周辺の既存のそういった商店であるとか、そういったところの影響も考えられます。ただ、市民の利便性と賑わいを創出する上で、そういったものがあることによって、また商店あるいは経営されている方々が是非御一緒にという御意見がいただけるようでしたら、一緒に入ってもらえるような、そういう仕組みも検討してまいりたいという、そういう考え方でございます。

伊藤委員長 実友委員。

実友委員 それでは、今の次長の話で聞きますと、市民協働センターの中にそういったものも入れていこうというお考えですか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 新しく建てる施設の中にそういった、それが商店になるのか、恐らくそんな大根が売ってあるような商店というものにはならないとは思いますが、小さなコンビニのような役割を持ったり、あるいはコーヒーとか軽食が提供できるような、そういったものもできるんじゃないかというふうなことで、今後検討してまいりたいと考えています。

伊藤委員長 実友委員。

実友委員 例えば医療センター、医療機関とか金融機関、そういったものも全て協働センターに集めていこうというお考えでしょうか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 こちらにつきましても、可能性ということで、こちらに挙げておりますが、一宮市民局の敷地に隣接して西兵庫信用金庫の支店もございます。そのあたりと協議が必要になってきますが、今、市民局の中にJAさんのATMがございます。そういったものはある程度その施設の中に入っていた

けるのではないかなと思うんですが、周辺できるだけ一つの建物にすることによって、双方にメリットがあるようであれば、是非というようなことで、今後各関係のほうにも御相談をお願いしたいと、このように考えております。

伊藤委員長 大体3回ぐらいでまとめてくださいね。質問のほうは。

関連が入ってますので、稲田委員。

稲田委員 今、実友委員のほうから概略についてはある程度質問があったんで、私はちょっと別の方向で質問させていただきたいと思います。

この中で、22ページの生活圏の拠点づくりの関連なんですけども、市民参画による検討委員会ということで、どういう内容で募集をされようとしているのか。それとも市民主体で声が上がってくるような形なのか、市のほうからある程度依頼されるのかをまずお聞きしたいと思います。

それと、この点在する公共施設を集約されるということで、先ほどからお話があるように、病院とか銀行とか、ショッピングできるようなところを集約することなんですけども、そもそも私、これ地域創生の一つの事業として、三つのダムのうちの一つ目のダムと認識しているんですけど、そこの認識に間違いがないのかということで、第1というのは生活の拠点やったと思うんですね。第2が地域の拠点ということで、第2のダムを同時に進めていかないと、第1のダムが決壊したときに、第2のダムでせきとめるキャパがあるかというのは微妙なんで、その第2のダムをついでに一緒に並行して考えておられるのかというところをあわせてお願いします。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 まず、1点目の御質問でございますが、この施設の中にそれらを全てと言われますと、やはりまず可能性から考えましても、敷地の中にそういったものを全て、それはまた民間の営業形態のことも考えても、なかなか困難な部分はあるかと思えます。

ただ、そうは言いながら、やはりできるだけ賑わいを創出することと、交流の拠点になるということを考えますと、先ほど申し上げましたように、軽食であったり、そこでいろんな市民の方々がお茶を飲みながら交流できるという、そういう施設になるのかなというような思いでおります。

すみません、1点目の質問のほうを飛ばしておりました。委員会につきましては、できるだけまず多くの利用者の方の御意見を聞く場をとりたいと、このように考えております。まだ、細かいところまでは事務局のほうも想定しておりませんが、ま

ずは、たくさんの方の意見を聞ける場をつくりたいと。それは、まず生涯学習センターのほうにつきましては、いろんな団体の方、また高齢者のことから子どもさんまで利用されております。保護者の方を含めて意見を聞けるような場を設けて、そして市民局のほうもいろんな団体の方が出入りされておりますので、そういった方々も含めてまず意見をお伺いする場を設ける、それから具体的に協議につきましては、その中からの代表の方々をお願いして、具体的に協議に入っていくという、そういう段階的な協議が必要ではないかと、今の段階では考えております。

それから、第2のダムへのということなのですが、この総合計画にも第1のダム、第2のダムの機能について明記をしておりますが、この生活圏の拠点につきましては、まず第1のダムをしっかりしていけないといけないなというようなことで、この絵にかいておりますように、いろんな医療機関とか小売店とかしておりますが、やはり周辺、一宮におきまして医療機関の今後のことも一定協議が始まっておりますけども、今後どうしていくのかという中での、この施設の中に全てを取り込むのではなくて、その周辺との関係も考えながら、まず第1のダムをしっかり考えていくというところ、その中での協議の中で第2の役割というのも一定また検討に入らせていただきたいと思います。とりあえずは、この生活圏の拠点の第1のダムをしっかり、それも一宮がトップバッターとなりますので、しっかりとした協議が必要と考えております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 人員に関してなんですけれども、地域からそういう、よその課の話になるんですけど、元気げんき大作戦とか、ああいう形で上がってきた形とまた一緒になるかどうかわからないんですけども、今までの検討委員会にしても、やはり市民が主体と言いながら、有識者が集まるような形になっていたんで、先ほどおっしゃったように市民の意見を聞くということ、本当言うたら我々が代弁していかなあかんですけれども、全てのことができないということで、やっぱり市民が声が上がってくるのが一番やと思うんですね。こちらから求める部分と市民が要望される部分というのは必ずしも一致するものではないと思うので、そこは幅広い対応をお願いしたいと。それで1点目はわかりました。

2点目の第1のダム、今後は第2のダムということなんですけども、同時にやらないとだめです。もう第1のダムが決壊したとき、決壊と言葉悪いですけども、ダムというのは上からの水ばかりなんで、下からの水を吸収するということとはできないんです。ただ、第2のダムは第1のダムが決壊したときのためにじゃなくて、

第2のダムがあるから第1のダムが生きるんですよ。最悪、第1のダムがだめでも、第1のダムと第2のダムの間に生活の拠点を置けるなという意識が市民にはあるんですけども、第1から第2を飛ばして行ってしまいうんで、今現在そうなっていると思います。第1のダム云々よりも、第1の地域にいらっしゃる方はもう市外に出られていますんで、少なくとも第2のダムでとめれるというものを担保されてないとやはり、だから同時に並行していただきたいんです。その具体的なのは、まだ決まってないと思いますけども、あわせてやっていただかんと、これ一宮、千種をやっても山崎でとまらんかったら、もう言うことはわかると思うんですけども。だから、同時にやっていただきたいと。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 私の説明が十分でなかったら申しわけなかったんですが、第2のダムの重要性は私も非常に大切だと、このように認識しております。私ごとで恐縮なんですけど、通勤途中に最近山崎の新興住宅地のほうにたくさん家が建っております。聞いてみますと、北部の若者がそちらに住まわれておると。そういった方々にも一回意見を聞いたりすることができないかなというようなことも私個人的に考えておるんですけど、やはりああいった若者が、今第2のダムのお話が出ましたけども、この穴粟にとどまってくれる、その本当の心うちというんですか、そういう意識も聞きながら、第2のダムを早急に市として考えていく必要があるかと思っております。第1のダムと並行して第2のダム機能についても検討することは必要だと考えております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 中枢連携にしても定住自立圏にしても、たつのや姫路が第3のダムにならないよというか、そこをお願いしたいなと。

最後なんですけど、今整備される病院は別として、ショッピングセンターとか、地域の生活の拠点というのは、主に民間という形ですか、それとも個々で整備していくという形ですかね、施設にもよると思うんですけども。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 運営の仕方、建設の段階から、やはり器をつくる段階から、中に何が入るかということをはっきり押さえてないと、いくら立派な施設をつくっても、中があいているようでは全く役に立ちませんので、そのあたりは建設前の協議の段階から、じゃあどういった施設にして、どういった方が入っていただけるのかという、一定そういう入っていただけることを想定して、またそ

うという方々のお声も聞きながら整備する必要があるかと思えます。

ただ、先ほども申し上げましたように、非常に人口が減っている中で、民間においても精いっぱいそういう小売店等を整備しながら頑張っていらっしゃるところもいらっしゃいますので、そういった営業に影響を与えず、かつ市民の利便性を向上させるという、非常に相反する部分があるんですが、そういったところも市民の皆さんの意見を聞きながら、この検討を進めていくことが必要で非常に大事なことがなと、このように考えております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 もう1点だけ、多分これで終わると思うんで。

民とか公とかはまだ今現時点で決まってないと。ただ、この間の少雪の関係でも説明があったように、やはり地域の観光というのが道の駅であったり、第三セクターであるようなとこだけしか当局の判断されてない。民間のお店であるとか、宿泊施設というものの分析がなかなかできにくいものであるんですけども、市が関連している施設だけじゃなくて、そういったところに目を向けていただかんと、本当の状態かわからないと思うんで、今、もしこれ民でされるんやったら、またそういう三セクになるのか、指定管理系なものになるのか、民じゃない、公でするならね。民でしていただくのだったら、もう自由競争のことになると思うんですが、やっぱり民を圧迫しないというのが基本的な考えなので、そこだけ、質問じゃないんですけど、最後をお願いしたいと思います。

伊藤委員長 できるだけ3回で終わるように質問してください。

生活圏の拠点づくり事業で、何かこれだけは言うておきたいということはありませんか。

大畑委員。

大畑委員 私も生活圏の拠点づくりについて質問させていただくんですが、市民局の調査とか、生涯学習センターとかそういうことを公共施設の集約化ということから話が始まっているような気がするんですけども、やはり先ほどから出てます北部の活性化、第1のダム機能を強化するという意味では、単に公共施設を集めてみても意味がないなというふうには思ってます、特に役所の業務なんかは今本庁中心業務になっていってますから、いくら賑わい賑わいと言っても市民局利用者とかがなければ賑わい創出はできないというふうに思うんですね。また、市民局を利用する、あるいは周りの利便施設を利用するのにも、周りに人が住んでいて初めて成り立つことですから、やっぱり広く捉えていかなあかんのじゃないかなというふうに

思っています。

建て替えは一つの契機だろうと思いますけど、これは小さな拠点づくりというこのほうが先行した事業だろうというふうに思っています。一宮は非常に広いので、一つの町域を生活拠点の今回提案のエリアにするというのは、僕は非常に無理があるんじゃないかなというふうに思っているんです。大体中学校区単位ぐらいで拠点をつくって、一宮でしたら、今の市民局周辺、それから北部の三方周辺ですね、それぞれにやっぱり拠点というものをつくって、そこを串刺しにして結んでいく、その串刺しは公共交通のネットワークをきちり配置する。そういう形で一宮町域全体の人が利便性が確保できるというようなまちづくりの展開が僕は必要だというふうに思うので、あのエリアだけのところでどういう施設を集めるかどうかということではなくて、もっとバックグラウンドを大きく考えていただいた検討にさせていただきたいなというふうに思うんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 失礼します。まず、1点目の集めるだけではないという御意見だったと思うんですが、私も一宮の生涯学習事務所に2年勤めておりました。そのときに本当にこれだけの人が平日の昼間によく集まってくださるんだなと思うぐらい、高齢者大学があるときに普通の生涯学習講座に来られたりとか、図書利用に来られる方がいろんな方が出入りをされておりました。一方、市民局においてみますと、市民局の住民票の窓口のほうにはそんなにお客さんは来られてないというようなこともたびたびございました。

今回、これを集約化するということは、1カ所にいろんな市民の方がそこに集まって出入りをされるということで、そこでめったにお会いにならない方と顔を合わせられたり、また、市民局を御利用された方がついでに図書を借りて帰られるとか、またそういう生涯学習の講座にちょっと顔を出していただけたらとか、そういったことがまず交流のスタートになるんじゃないかなと、このように考えております。ですんで、施設を集めるだけではなく、そういった新たな市民の交流の機会をつくるということ、これも非常に大事じゃないかと、このように考えております。

それから、今、一宮市民局を中心としたこの計画を考えておりますけども、おっしゃっていただきましたように、一宮は非常に広うございます。北部地域のことも考えるべきであるということで、御意見だったと思います。そうやってきますと、やはり一宮まほろばの湯、三方町出張所、ああいったところのことがやはり必要ではないかと思えます。そちらにつきましては、またこの計画とは別ではございます

けども、あのあたり最近ちょっと非常に寂しくなっておるのは事実でございます。あそこを何とか活性化させようという、そういう検討もこの生活圈とは別にまた検討が始まっておりますので、そちらのほうであのエリア一帯も賑わいを創出していきながら、北部が寂しくならないような、そういったことも市として必要であると考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 何か人を集めて交流ということが先にあるような気がするんですけど、僕が思っているのはそうではなくて、合併でどんどん人がいなくなってきた原因は、身近な行政機能が市民とかけ離れていった、役所が遠くなってきたということとか、あるいは銀行とか商店とか、商店は銀行がなくなれば成り立たなくなるので、そういう銀行ですね、それから郵便局とか、そういう生活の基本になるような施設がなくなることで、人が移動してしまうというようなことがあるので、まずそういう機能がしっかり残っている間に、一宮は僕はまだあると思うんですね。ですから、市民局とか北部の出張所、こういうものをしっかり維持していく、行政も本庁中心じゃなくて、もっと北部のほうにも重要な機能を移転するぐらいな気持ちで、この拠点づくりを考えないと難しいんじゃないですかということをお願いしております。そこは今後検討いただくということで、答弁は結構です。

そういう将来のことを考えていくのに、今大学の先生も含めたり、利用者を含めた検討委員会とおっしゃってるんですが、私はこれは是非40歳以下、もう我々の年代はこういうところに首突っ込んだらいかんと思いますわ。だから、役所でも40歳以下ぐらいの人、一宮もそういう方を中心に検討委員会をつくられるべきだというふうに思っています。これは東北の復興のまちづくりをやっておられるところで、もう責任は年配の人が持つけど、今後のまちづくりはもうこれから住み続ける人に考えてもらうんだということで一切口出ししてない、そういう中でまちづくりができていますから、そういうことを僕は参考にしていただきたいというふうに思いますが、検討委員会の考え方をもう一度。是非若い人を中心にというのを取り入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 まだ検討委員会のメンバー、細かいところまでは具体化しておりませんが、今大畑委員がおっしゃっていただきました意見は私もそうあるべきだと個人的に考えております。やはり最後責任をとるのは年長者、計画するのはこれから利用する、これから地域を支えていく、そういった方々

の御意見を精いっぱい反映させるような、そういう検討委員会にできればと考えます。

伊藤委員長 ほかにありませんね。

それでは、次に、実友委員に、ページ23のＣＣＲＣのところの質問をお願いいたします。

どうぞ、実友委員。

実友委員 23ページの生涯活躍というところなんですけども、都市圏の高齢者を受け入れる環境について調査研究するとあります。今でも高齢化率が非常に当市高いところへ、高齢者をまた受け入れると、人を増やすということは非常に大切なことなんですけども、そのことによって国保財政とか年金のほうには影響しないかわかりませんが、悪影響を及ぼすというようなことはないでしょうか。

例えば、このことについては、兵庫県が去年だったと思いますけども、同じような案を出されて議会はそれを否決したというふうに私は聞いております。そういったことについてお答えをいただきたい。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 まず、生涯活躍のまち、このＣＣＲＣ構想につきましては、人口集中が進む首都圏の高齢者の地方への移住を進めるという国による考えのもので、委員御指摘のとおり高齢者の受け入れによる国保医療費や介護保険料への影響は懸念されておるところでございます。

このことにつきましては、国より受け入れ側の自治体の費用負担の軽減措置が検討されるところであり、今後その動向を注意してまいりたいと、このように考えております。

また、一方では、都市部では、地方での豊かな暮らしを求める高齢者が増加しておりまして、移住により地域の活性化や経済への好影響、空き家の有効活用も期待されておる反面、介護現場においては介護職が不足するという事態も発生しております。ＣＣＲＣ施策の推進は若者のマンパワーなくしては成り立たないもので、若者と高齢者が相互に支え合うという思いが大切であると言えます。

いずれにしましても、早急に先進地の事例等を研究しながら、早期に市としての方向性を出せるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

伊藤委員長 この辺の関係には大畑委員の質問は。

岸本委員、どうぞ。

岸本委員 この23ページの事業内容を読ませていただきますと、平成28年度中に調

査研究を実施と、平成29年度で基本計画の策定と。これ2年間かけてやるというのは、いかにも長いなと私は思うんですが、調査研究であれば3カ月、半年、計画するのに合わせて1年で十分じゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。
伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 このC C R Cを実現していくためには自治体の総合戦略にまず生涯活躍のまちを規定しまして、次に、この構想の目標や対象地域、また計画期間などを盛り込んだ基本計画の策定、その後、国の確認と調整を経まして、運営方針の決定、事業計画の策定というプロセスを踏むことが必要となってまいります。

また、単に高齢者の移住というだけではなく、移住者のための支援のプログラム、就労支援、医療介護体制等の体制整備が必要となることから、そうした点についての先進事例等を十分に研究する必要があると、このように考えております。

いずれにしましても、今委員御指摘のとおり、早期に結論を出す必要があることから、今おっしゃっていただきましたように、平成28年度中には一定の方向性が出せますように努力したいと、このように考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 同じくC C R Cなんですけども、議会のほうからも意見を出させていただいておったと思いますが、兵庫県もあんまり積極的に乗り出してない中で、宍粟市が積極的ですごく前のめりな感じがしてしまうんですけども、僕はちゅうちょされるほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

なぜかといいますと、今は元気な高齢者とか今後地域社会で活躍をしていただく人を呼び込むということをおっしゃってますけど、いずれ高齢ですから、我々も同じように要介護というふうになっていくわけです。やっぱり宍粟市に今必要なのは、生産年齢人口を増やしていくということがまず最優先で考えられなければいけないというふうに思うので、少し政策的にどうなのかなというように考えられます。その辺いかがでしょうか。

伊藤委員長 西山参事。

西山参事 今御意見いただいております。もともとそもそもC C R Cのスタートはアメリカ等を中心に富裕層の施設を中心とした一つのコンパクトなまちをつかっていこうという大きな構想のことがスタートだというふうに聞いております。

今御心配いただいておりますとおり、高齢者の方をそしたら宍粟市に来ていただいて、そしたらそこでストレートに前へ行くかと。とてもそれはないというふうに

思っております。まず宍粟市版のこれを考えるときに一番大事なことは、高齢者の方と介護を中心とした、いわゆる今大畑委員おっしゃった生産労働、いわゆる働く若い人の力、これが両立をしないことには成立しないということが、まず第1だというふうに今思っております。

高齢者の方、例えば比較的若いうちにお越しになったとしても、いわゆる認知症であるとか、いろいろと介護が必要になってくるということもいろいろと将来的に心配をされますので、そういうことまできちっと計画をして、マンパワーで対応できるか、そこらもきちっと整理をして宍粟市として取り組めるかどうかということの一つの判断材料としては当初から計画をすべきというふうに思っております。そのことも含めて若者の移住ということに対しては非常に政策としては間違っていないというふうに思っておりますので、そのことも含めて早急には結論を出すような検討は必要かというふうに思っております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 宍粟版のCCRCでそのことを通じて介護職員、いわゆる若者の雇用の場を増やしていくねらいがあるんだということのようですけども、現実の介護職員の処遇から見て、今宍粟市の現状、本当にどういう状態になっているかと、よく見極めていただきたいというふうに思います。そんなに多く介護職員のなり手があるというようなことでもございませんし、その辺はもう少し国全体の動きを見て考えるべきじゃないかなというふうに思っています。それが1点と。

それから、一定のエリアとか、一定の地域、そこに呼び込もうということが大きな考え方ですから、その辺を想定されて今検討を始めようとされているんでしょうか。その辺をお聞かせください。

伊藤委員長 西山参事。

西山参事 今おっしゃったエリア、このエリアに住んでいただくとか、そういうことについての方向性までは今のところは出てないというふうに認識をしております。例えば、御提案ありましたような空き家を利活用するだとか、公共交通を利活用するだとか、その中で先ほどありましたような一つのダムの拠点、コミュニティの拠点を活用できる、そういうとこで対応できるとか、そういうことも含めて今から今後検討をしていきたいというふうに思っております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 国の言ってるCCRCはそんなどこにでもというような甘いものではございませんので、宍粟が考えていることと、国が言っていることとのマッチングが

僕は十分できそうにもないなというふうに思っているんで、できるだけ早く余分なお金を使わないで、早目に結論を出していただきたいということを最後に言っておきたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 ほかにありませんね。

(「なし」の声あり)

伊藤委員長 では、次、実友委員の3点目の質問、森林大学校について、お願いいたします。

実友委員。

実友委員 最後の質問になります。よろしく申し上げます。

森林大学校の関係なんですけども、今資料24ページを見せていただきますと、空き家を活用した学生の宿泊施設の整備というふうに書いてあります。学生たちが空き家を整備した中に入っていくかなあというのが私の考えなんです。やっぱり若者のニーズに合った宿舎を提供すべきではないかというふうに思います。

22ページの生活圏の拠点づくりというようなことも、一宮の場合だったら、こういった検討をされています。そういったところにできるだけ若い子が集まっていたような宿舎、そういったものを検討すべきではないかなというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 この森林大学校の学生の宿舎につきましては、委員の御指摘のとおり学生の多様なニーズにお応えする必要があるかなと、このように考えております。

ただ、この空き家の活用につきましては、できるだけ家賃が安くできる宿舎ということで、空き家の活用も含めての検討を進めておるところです。それから、この空き家を活用して、今若者の間である程度ブームになっておりますシェアハウス、こういう形にしてはどうかと考えておるわけで、京都の林業大学でもこういった空き家を活用した施設が整備をされておまして、学生さんのほうも好んで利用されておると、このように伺っております。

いずれにしても、学生の希望に沿った居住環境を整備することが大切であると、このように考えております。さまざまな施設が整った市の中心部、こちらでのアパート、それから学校に近いところでの下宿、こういったことも必要ではないかということで、兵庫県とそれから地元との協議をこれから進めてまいりたいと、こ

のように考えております。

また、現在開会中の県議会においても森林大学校について審議がなされておりました。来週中に議決が行われると伺っておりますので、その後早急に県との協議を進めまして、また役割分担についても考えてまいりたいと、このように考えております。

実友委員 終わります。

伊藤委員長 森林大学校については、ほかに4人の委員から質問が出てますので、まず、藤原委員、どうぞ。

藤原委員 それでは、主要施策の24ページあたりなんですけども、先ほど言われましたが、平成29年の4月開校予定のいわゆる県立森林大学校の開校支援事業なんですけども、この中で予算として委託料で200万円、そして工事費に1,800万円というような予算が計上されておるわけなんですけども、これの内容について具体的にちょっと説明をしていただきたいなと、このように思います。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 失礼します。お手元の主要施策の24ページの県立森林大学校の開校支援事業、こちらの予算につきましては、地域創生課と市民協働課の2課にわたる分がここに表記されておりました。実はこの委託料と工事請負費につきましては、市民協働課のほうで持つ予算となっております。そちらについても私どものほうで把握はしております。予算につきましては、空き家を活用した学生の宿舎を整備するということで、市民協働課のほうで概ね空き家を3戸程度改修するための設計委託料が200万円程度、工事費として合計額で1,800万円程度を措置したと、このようにお伺いをしております。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 これどういう、個人のいわゆる所有権の空き家に市がいわゆる工事請負費というんですか、改修すると。そして、それをでき上がったものを今度は学生さんというんですか、貸し付けするということになるんですね。それでいいんかね、その解釈で。そして、家賃はどうなるのか。市と個人の所有者と契約して、要するに大学生が下宿しようが、なかろうが、要するに月何ぼとかというような契約でお支払いして、もし入られた場合には、大学生のほうから下宿代ということで料金といいますか、家賃をもらうのか。それについてちょっと。だから、個人のところへ金を入れるのはええかなあというような、ちょっとそういう疑問があるんで、答弁を

お願いします。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 先ほど申し上げましたように、こちらの予算執行につきましては、市民協働課のほうになります。この改修と貸し付けの方法につきましては、もう学生用の宿舎を整備するという段階で市民協働課のほうでもいろんな方法があるということで、既に研究、検討に入っていておいて、私どもの方も一緒に入らせていただいております。詳細につきましては、平成28年度に入りまして、具体のシステムを考えていくことになると思いますが、現時点で私どものほうで、ちょっと具体的にお答えする立場にございませんので、よろしくお願いします。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 この企画総務のところへ上がっておるさかいに、私はあなた方が窓口でやるのかなあということで質問しとんですけど、まあそれはそれでええわけなんですけども、どうも個人の、例えばこれからいろいろ一宮市民局で1年間ほど、あそこを利用されるということになっとんやけども、そういういわゆる改修費は、これは県が負担してくれるんですか。

要するに、平成29年の4月から開校されるんやけども、実際、建物いうんか、旧染河内小学校の関係のところは平成30年まで、1年間改修にかかると、そういうのも含めてなんですけども、要するに一宮市民局のこっちのほう、保健センターやったんかな、昔の。そこでそういう事業を1年間はされるわけなんやけども、そのある程度改修とか、改良が出てくるんやないかなあと思うんやけど、その費用は全て県が持ってくれるんですか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 来年春に開校になりまして、一宮市民局の第2庁舎を1年間県のほうから使用させてほしいということで申し出を受けました。これにつきましては、市内の空き校舎も含めて県のほうが全て実物をごらんになった上での判断ということで、1年間の仮校舎として、あのままの状態を使うことができるので、使用させてほしいというふうなご返事まで今いただいております。

ただ、今ほかの団体が使っておられるところもございまして、そのあたりとの若干パーティションが必要であったり、そういったことはするかもしれませんが、スタート時、1年間は現状で使用が可能であるので、貸してほしいというふうな県からお伺いしております。

以上です。

伊藤委員長 次に、稲田委員。

稲田委員 私の質問に関しては、先ほどお答えがあったんで割愛させていただきますが、まずこれ県の事業ということなんで、市としては支援という部分で支援していく形になると思うんですけれども、まず家賃、先ほどの話で空き家を使ったほうが安くつくということ、それもよくわかりますけども、現時点、そのシェアハウスが人気といっても、保証人の関係でシェアハウスというのなかなか難しく、新しい今年度に限っては20名の方が入ったときに、いきなりその方にシェアハウスというのは難しいと思うんですね。

私、何を心配しているかということは、この部分は下宿条例になり、要綱を早く整備していただいて、補える分だと思うんですよ。金額はね、この辺で住んだら、例えば4万5,000円とかかかるところを2万円の補助とかしから、多分下宿とそんなに変わらなくなるんじゃないかなあと。市のほうで建物を整備するのはいいんですけども、あとあと市外から来られた方が利用できるような形にするのか。先ほど話にあった学生向きの建物にするのかによって全然用途が変わってくると思うんですね。だから、無駄な投資に終わらないようにということで、まず、考えておるんですが、3棟予定ということで、20人来られるうちの恐らく市内から山崎高校とか伊和高校から大学へ行かれる方もいらっしゃる、それから市外から来られる方、これは今現時点で把握できてないと思うんですよ。市内の方が下宿される可能性というのは少ないと思うんで、やはり市外の方のそういう住居を考えていかなあかんと思うんですけれども、今時点で、市内市外の把握はまだできてないんですよ。だけど、市外に対してどういう働き方をされとって、今度判断基準にされる、その市外の方が、今京都とか、ある人がこっちへ直接来るのか、全県なんで、市外からもやし、県外からも来られると思うんですけども、その方たちの事前調査というのは、これできそうなんですかね。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 いずれにしましても、学生募集、運営につきましては、県のほうがされますので、県が今どういうふうな想定をされておるのかというようなところもつかみ切れれておりませんし、恐らくまだそこまでには至ってないと思います。

ただ、京都等の事例を聞きましても、地元と市外、通学できる距離、通学できない距離、宿舍が必要などというのはおのずとわかってくるかと思うんですが、なかなか

かつかみ切れないと思います。既に山崎高校の森林環境科学科、平成28年度の応募が若干増えておるようにも聞いておりますし、既にそういったことが影響しておるのかなと思いますと、市内からの通学の生徒さんも一定多いのかなと思ったりもします。そのあたりは、どのあたりまで見極めするのかというのは大切になるかと思いますが、やはりスタートした時点で宿舎がないというのは、これは問題になりますし、あわせて教員、職員の方の宿舎も必要になってまいります。そのあたりも踏まえながら、今後1年間、県と協議しながら整備を進めたいと。また下宿についても、これは必要だと思っています。地元のほうから下宿やってもいいよというような声もお伺いしてますし、なら、それに対する助成も早急に検討が必要かなと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 森林大学校と山崎高校の森林環境科との連携というのはものすごく大事になってくるものであって、今、山崎高校に通われるのが、下宿条例とか下宿のシステムがないから、よそへ行かれています部分もあるんで、そこはもう密にとっただいて、この予算がどうこうじゃないですけど、やはり生かされるようお願いしたいと思います。

終わります。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 先ほども少しお話が出かかってましたけれども、山の学校とか、山崎高校の森林環境学科との関係や連携はどうなるのですか。

また、学生の受け入れ体制についてはどのように考えておられるのか。

それから、市の負担はどの程度見込んでおられるのか。

また、総務のほうにも一部提出があったと思うんですけども、開校までのスケジュールは今現在どのようになっているのか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 御質問にお答えしたいと思うんですが、先ほど平成28年度の事業説明の中で私も若干申し上げたと思うんですが、この県立森林大学校につきましては、今、県議会のほうで審議をされておりまして、来週議決をされるということで、県のほうでもまだ詳しいところは決まっていない状況でございますので、その点御理解をいただきたいと思います。

まず、1点目、山の学校と山崎高校との連携ということでございますが、現在、兵庫県において先ほど言いました審議もあわせまして昨年12月からこの森林大学校

のあり方につきまして、有識者会議が設置され協議が行われておるところでございます。山崎高校の校長先生もメンバーとして参画をされておりまして、森林環境科学科との連携についての議論もされております。今後方向性が明らかにされることと思っております。また、山の学校につきましては、兵庫県の青少年本部が運営される学校で、こちらは森林・林業に特化された学校ではございません。いずれにしましても、3校とも県立の宍粟市内にある施設となりますので、県の動向を注意しながら、市としてできることを進めてまいりたいと考えております。

2点目の学生の受け入れ体制なんですが、先ほども申しておりますが、学生の受け入れの支援としまして、空き家を活用した宿舍の整備についてはお答えしているところで、今後地域での受け入れ体制を整えるために協議会の立ち上げ、あるいは兵庫県と連携しまして、林業事業体等による協議会、こういったものの立ち上げが必要ということで、検討を進める予定としております。

3点目の市の負担でございますが、現在のところ、森林大学校の開校に伴う兵庫県からの負担は求められておりませんが、今後、開校のための市の財産の貸し付け等、そういったことは想定しております。また、学生の居住環境の整備としましては、先ほどお答えしたとおりでございます。

4点目の開校までのスケジュールにつきましては、県において今協議が行われておるところでございますが、これまで伺っておる中では、夏ごろから学生募集が開始されると伺っております。市が把握しておりますのはその程度でございます。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 県議会で審議中ということで、県の意向を待つというような形であるようなお話でありましたけれども、宍粟市としてはこれだけはしてもらいたいとかいうようなことを県に申されているようなことはあるのでしょうか。

それと、学生の受け入れの中で近ごろ林業をしたいという女性の人たちも増えていると思うんですけれども、女子学生受け入れのための体制整備とかいうのは、考えておられるのでしょうか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 たびたび申すようですが、公式の会議になりますので、県議会の審議として今議論されておるところでございますので、こちらのほうで今私が申しあげたことが市の考えということになってもぐあいが悪いので、そういったことにつきまして今後明らかになった時点で、またお答えをさせていた

だきたいと思います。

それから、女子のための体制ということにつきましても、一例としましては、京都の林業大学校では、女子学生さん用のシャワールームを整備をされておる、そういったところに地元の市が若干応援をされたというようなお話もお伺いしておりますが、そういったところも県のほうと、こういった形で女子学生を募集されるのか、それについて、じゃあ宍粟市としてできることというのは、これから協議することになるかと思しますので、御理解をいただきたいと思えます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 私も森林大学校の件なんですけども、先ほどから今県会で審議中というふうにおっしゃって、また具体的なことは明らかになってないという一方で、工事請負費、委託料というふうにここに予算化されていることに対して非常に違和感を感じております。

県と市の役割分担、こういうものがどこでどのように決まっていってるのかお教えください。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 役割分担のことなんですけども、一応事務レベルでは役割分担協議をしております。まず、基本的には県立学校ということで、開設に係る準備、こちらについては県においてされますが、市としては校舎の施設の提供、それから学生の居住環境の整備、学校から出た部分ですね、そういったところの整備、あるいは地域における協議会の設立等の支援を行うという、こういったことについて県のほうとは詰めを行っておるところでございます。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 そういうふうな分担に対して、市の中でどのように規定をされているのかというのが明らかじゃないんですね。議会にも全く報告されないし、例えばここで書いておられます地元自治会というふうに書いてあることに対しても私はちょっとおかしいというふうに考えます。地元というのは、私は宍粟市だろうというふうに思うんです。そういう中で、それぞれがどういう役割分担、どういうものが行政としてやれるのか、あるいは民活を利用できるのか、あるいは自治会にお世話にならなければいけないことがあるのか、きっちり整理した上できちっと公表して進めるべきじゃないかなというふうに思うんですが、どうももう既に枠組みが決まっています、進行しているというふうなイメージを抱いてしまうんですが、その辺はいか

がでしょうか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 地元への説明ということにつきまして、私どもも地元自治会。

大畑委員 地元への説明と言っているんじゃないくて、地元というのは何を指しているのかということ。私は宍粟市全体が地元だろうというふうに思うんですが、地元自治会とはどういう意味ですかということを探ねております。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 地元という捉まえ方はいろんな捉まえ方があると思います。ただ、この森林大学校につきましては染河内の校区であります染河内小学校の連合自治会、それから一宮地区の自治会、それから宍粟市の連合自治会、全てが地元であると、このように考えておりますし、この件につきましては、機会機会を捉えて、できるだけ説明をさせていただいております、宍粟市の連合自治会役員会においてもその時々森林大学校の設立に関する御説明は丁寧にさせていただいております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 じゃあ、この地元自治会で構成する協議会というのは、どのレベルを指しているのでしょうか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 この協議会につきましては、まだ具体的なメンバーのところまでは今決めておりませんが、京都等の事例をとりますと、旧町のメンバー方が入っておられるようには聞いておりますが、じゃあ、宍粟市のこの協議会のメンバーはどなたかいいのかというようなところまで、まだ最終的な詰めは行っておりません。

伊藤委員長 もう3回なんで。絶対聞いておかなあかんのですか。

大畑委員 はい。

伊藤委員長 ほな、どうぞ。

大畑委員 先ほども宿舎のことでいろいろおっしゃいましたが、教員の宿舎の話も出ました。これらは、なぜ市がしなければいけないかなあというふうに思うんですね。学校を運営されるのは県立大学校ですから、県だろうというふうに思うんですね。だから、僕はその役割分担みたいところ、市が支援しなければいけないということは十分わかっているわけですけども、その県がやる部分、市がやる部分、

市がやる部分の中で行政がやる部分、いろんなところを考えていかないけないと思うんです。ほかの委員もおっしゃっていましたが、これだけ公共施設を今からどうマネジメントしていくかという時代にあって、また新たなものをつくっていくということが本当にどうなのかということを考えているわけですね。

ですから、この県立大学校だから、もう絶対だみみたいなことで進められるのはどうかなというふうに思ってますし、これが起爆剤になって空き家が活用されていくということは非常にいいことかも知れませんが、それがまたなぜ県立大学校の学生だけの範疇でしかできないのかと。もっとほかにもいろいろ宍粟に移住をしようという人たちに対して、あるいは若い人たちに対しての施策展開をどう考えるのかとか、いろいろ僕は関連づけていかなければならないものがいっぱいあると思うんですが、それがどうも一部のところで進んでしまっているという気がしてならないんですけども、ここはもう何回聞いても同じだろうと思いますが、是非全体に明らかにして、きちり公表した中で僕は進めてもらいたいということをお願いしておきたいと思います。答弁をお願いします。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 私どものほうが森林大学校のほうを担当しておるということで、空き家活用についても学生の宿舎とか、そういったことをまず捉まえて市民協働課のほうにもお願いしておりますけども、市民協働課のほうにおきましては、平成28年度空き家の活用をまちの人にいかに活用していただけるか、新たな事業のほうも計画されておるようですし、また私どものこの森林大学校の下宿という、先ほど少しお話しましたが、こちらにつきましては、市長のほうからも森林大学だけでなく、高校のほうでも利用できる、そういう制度ができないか、早急に研究するようというふうな指示も受けておりますので、この森林大学校だけに限らず、ほかの高校生、そういったところにも広がるような、そういったこともあわせて考えてまいりたいと考えております。

伊藤委員長 次に、藤原委員の質問を行います。

藤原委員。

藤原委員 それでは、続きまして通告しております点について質問します。

主要施策の25ページなんですけども、今、本市も職員研修あるいは県への出向、東日本被災地への派遣に対して職員もなれない土地といたしますか、環境でいろいろ御苦労をかけていると思うんですけども、その対応といたしますか、どのようにフォローされているのかなということをお伺いします。

伊藤委員長 津村課長。

津村総務課長 現在、宮城県へ派遣しておりますけれども、毎月1回は市役所のほうに勤務の状況報告をすることを義務づけております。また、月に1回は自宅のほうに帰省するという前提で旅費の支給をしておりますが、その際には役所のほうにも顔を出すように指示をしております。その際、面談等もあわせて行っております。

あわせて山元町以外にも県でありますとか、長期にわたる派遣職員もあるわけですが、これらにつきましても市役所内の庁内のネットワークを通じて各担当から常に連絡等がございます。その際には、各種情報などを把握できるよう、各所管課には伝えておりますし、また総務課からの職員向けのメールという部分も確実に伝わっていくようお願いをしております。また各所管・所属におきましては、その出張等を通じて派遣職員にできるだけ出会うようにして、その勤務の状況等について問題がないか等を把握するように依頼をしております。

以上でございます。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 この派遣職員の所属はいわゆる企画総務部になっとんかいね。

伊藤委員長 津村課長。

津村総務課長 基本的にはそこそこの所属になっておりますが、現在総務課の所属として派遣しておりますのが宮城県の山元町と兵庫県の秘書振興課に派遣してある職員でございます。あと1点、広域の消防に派遣をしておりますけれども、これにつきましても総務課の所属。あとについては土木関係なんかですと、建設課所属という形になっております。

伊藤委員長 続けて、どうぞ。

藤原委員 この給与の関係いうたら、やっぱりこれ山元町というのか、そういうところからでもその分の負担として雑入なんかが入っておるのは、その分なんかいね。

伊藤委員長 津村課長。

津村総務課長 はい、基本的にはそうになっておりますが、県の市町振興につきましては、一部研修生というふうな形で派遣してある部分につきましては、直接給与の支払いということになります。山元町のような形は直接支給しているんですけども、負担金として後でイコールの数字が入ってきます。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 それでは、続けてほかの質問をお願いします。

予算書の15ページあたりなんですけども、毎年度当初予算でいわゆる特別交付税

が実績に近い金額で計上されておるわけなんですけども、私はその特別交付税というのはやっぱりまだ不安定といいますか、確定していないんじゃないかなと思いついて、この辺で当初に10億とかいうような実績に近い交付税を計上するのは果たしていかなものかなと思うんですけども、その辺どうでしょうかね。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 御指摘のとおり普通交付税につきましては、項目とか単位費用でございますが、それは全て明確に示されているところですけど、特別交付税につきましては、大部分な部分で項目とか単位費用については明確な定めがございません。ただ、全国的に共通しない要因であったり、各市町の特殊な要因に対して毎年精査する中で、特別交付税として交付されているものでございます。

その中でも一定継続的に対象となるような事業がこれまでずっと上がっております。例えば、宍粟市でしたら、有害鳥獣の対策事業費であったり、地籍調査事業、それから地方バス対策であったり、姫路市と連携しております連携中枢都市圏事業、それから農地水環境保全対策事業、また発掘調査事業、これらにつきましては毎年一定ルール化といいますか、きちきち計上されております。

また、特別な要因といたしましては、気象等の特殊要因、例えば豪雪であったり、このたびの地震災害とか、そういったものにつきましては特別交付税のほうで措置されるとされております。そういった中で今年度につきましては、10億5,000万円の特別交付税として予算の枠をとったところでございます。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 これはやり方いうんですか、方法でありますので、私にとにかく言うべきじゃないかもしれませんが、先ほど言われましたように、確かに災害が起きるとか、豪雪とか、そういう特殊な事情があって、例えば東日本大震災のようなことが起きると、やっぱり限られた財源ですから、何ぼかは減らされておるのか、減少する危険性も私はあるんかなあと思うんです。

また、確かに特殊事情といいながら、今言われたようにある程度ルール化された特別交付税、これだけは絶対入りますよという普通交付税の算定基準に近いといふんか、そういうルール化された分もあると思うんですわ。私は多分それが半分の4億から5億くらいかなと思うたりするんですけども、それは私の考えで間違っているかもしれないけども、そういうことで、この予算の設置の方法として、私は確かに基金からの繰り入れはされてない、健全財政に努めていると、これは評価します

けども、やっぱりそういう不確定な要素がある限り、これはやっぱり財政調整基金の繰り入れ等も4億、5億ぐらい見ておいて、確定した段階でまた繰り戻すというのが、持てたらよかったんじゃないかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 委員のおっしゃるとおり、特別交付税の中で一定ルール化とは言いませんけれど、割合的には3割から4割ぐらいが大体定期に入ってくるものですので、藤原委員がおっしゃるとおりの認識で結構かと思えますけれど、総額としましては、これまでの推移を見ていただいたらわかりますように、概ね10億円前後で推移してきた経緯等がございますので、当初予算につきましてもそういったルールといいますか、基準に基づいて予算措置をさせていただいております。その考えをいきなり変えて、それを財調から基金を取り崩すというような方向につきましてもなかなか考えられないので、こういった形での計上となっております。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 ちょっとしつこいようだけど、要するに、この事業は特別交付税の対象になるというような説明をよくされると思うんです。そういう事業だったときに、ぱーんとその分が言われたように増えとんかどうかということ、何やその辺がそんなに増えとらんような感じがしたりするんで、ちょっと疑問に思うんですけども。これは答弁よろしいです。

次に、これも予算書27ページあたりなんですけども、土地の売払収入、財産収入が上がるとるんですけども、これらどういう土地を売買されるのか。

伊藤委員長 井口課長。

井口契約管理課長 予算書27ページ、土地売払収入900万円でありますけども、900万円のうち500万円は千種町河呂にあります宝谷住宅の宅地分譲地の売払収入であります。

現在、9区画を募集しておりますけども、そのうちの売払収入ということで500万円を計上しております。残りの400万円でございますけども、これにつきましては法定外公共物の収入であります。使われなくなりました旧の里道や水路の中にはもう既に宅地になっておったりとか、田んぼになっておったりとかするところがございます。これにつきましては、手続をしていただければ、これの払い下げを受けることとなります。その分を400万円見込んでおります。以上で900万です。よろし

くお願いします。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 そうですか。先ほど400万円の里道、水路の関係ですけども、これはやっぱり現に占用というか、使用されておる方に払い下げというか、されるんですけども、ということなんだろうと思うんですけども、これはやっぱり登記とか、そういう関係にかなりお金が要るんじゃないかなと思うんですが、そういう費用はいわゆる購入者のほうが負担するんですか。

伊藤委員長 井口課長。

井口契約管理課長 はい、これの所管につきましては建設課の方で所管しておりますけども、そういった分筆とか登記費用につきましては、払い下げを求められる方の費用で負担されるというふうに思っております。

伊藤委員長 藤原委員、続けて。

藤原委員 次の質問ですけども、これも予算書の31ページあたりなんですけども、これは雑入ですわ。太陽光の発電の売電料ということで87万4,000円が計上になっただけですが、これは多分学校関係に設置された余った余剰電力の収入かなと思うんですけど、それは何かということ。

また、市の公共施設等に設置した太陽光発電、これも雑入230万円ですか、50万円ほど入っただけですけども、これは私は次の質問にも関係するんですけども、財産収入に計上すべきではないかなと思ったりするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

伊藤委員長 井口課長。

井口契約管理課長 87万4,000円の件ですけども、御指摘のとおり小学校、中学校の屋根に設置しております太陽光発電による売払収入となっております。

内訳につきましては、山崎小学校が80万円、河東小学校が5万7,000円、一宮南中が5,000円、一宮北中が1万2,000円で計上されております。

それと、2点目ですけども、歳入の科目でありますけれども、学校の屋根に設置した太陽光発電によりまして電気を売電するものでありまして、電気につきましては公有財産とか物品とか債権並びに基金ではないと判断しまして、雑入ということで計上させていただいております。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 以前に何か資料で見たんですけども、年間使用料が230万ぐらいは入り

ますと。いわゆるこの使用料というのは電気の発電料だったかね、7%がいわゆる屋根を貸しとるとか、そういう使用料と理解しとんやけども、それでよろしいんかいね。

伊藤委員長 井口課長。

井口契約管理課長 いや、屋根貸しの分につきましては、これとは別のところで計上させていただいております。この87万4,000円につきましては、中学校等の屋根に設置したところの分の売電収入ということで御理解をお願いしたいと思います。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 雑入に235万3,000円、いわゆる売電収入いうんか、使用料が何かで計上になっとんです。せやさかい、これ以前に年間使用料が230万円ぐらい入るんですよ。それから固定資産税、いわゆる償却資産税ですけども、これが20年間で2,900万か、以前の資料でこれ市民生活部かね、その予定どおり近い金額が入っているなと思うんですけども、この部分について私はやっぱり屋根を貸した分の使用料じゃないかなと思うとんで、財産収入にすべきではないかなということと思うんですけども。この235万は御存じですか。確か同じ31ページあたりやったと思うんですけども。違うかな。

伊藤委員長 井口課長。

井口契約管理課長 この235万3,000円の分につきましても、屋根を貸しまして、その屋根を貸した市への収入につきましても、売電をした売り払いの7%というふうに考えておりますので、電力を売った金額の収入でありますので、雑入ということで計上させていただいております。御理解をお願いします。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 見解が違うんですけども、私から言ったら、次々次々入れるところがないで、雑入に放り込めよるんか知らんけどもね、要綱等でいろいろ規定された分についても使用料やら、そっちの財産収入に入れたほうがいいんじゃないかなというような気がしてならないんです。例えば駐車場の使用料であるとか、空き家の使用料とかいろいろあるんですけども、その辺は再度もう一度検討していただいたらなあ、このように思います。答弁はよろしいです。

それから、予算書の44ページに、これも旧三土中学校の解体工事の負担金ということで5,117万2,000円ほど計上になっとるんです。これたしか3月の補正予算にも、ちょっと金額はもっと少なかったと思うんですけども、計上されていたように思うんですけども、この根拠というんですかねえ、ちょっと説明していただきたいんです。

けども。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 御指摘のとおり3月に補正予算で計上いたしております三土中学校の費用につきましては、設計委託料の精算金といたしますが、市が負担する分を計上させていただいております。

平成28年度予算で計上している分につきましては、平成27年の3月末で廃止になった三土中学校の解体工事につきまして、平成27年度に解体工事の設計業務を行い、平成28年度に工事を実施するものです。

工事の概要について、ちょっと説明させていただきます。

まず、校舎本体の解体撤去、これに約5,000万円、それから体育館の解体撤去、これに約2,500万円、その他附帯施設の解体撤去、これに2,000万円、それに諸経費を加えまして合計で1億1,000万円の工事費が計上されています。その負担ですけども、佐用町との経費負担の割合が55対45でございますので、45%を掛けまして5,117万2,000円、これが宍粟市の負担金ということで計上させていただいております。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 確かに廃校といたしますが、なくなってからも普通交付税の配分金が同じように300万何がしが雑入にそれこそ入っていきよるんですけども、それは率はわかったんですけども、去年の3月でしたかな、要するに土地財産は全て佐用町に帰属しますというようなことで議決を得て、私は、あと利活用、売るとか活用についてはもう全て佐用町さんが持ってんかなと思ひよったんやけども、そういう解釈でちょっとここで質問させてもろうたんやけども、それはやっぱり間違うとんかな、私が。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 佐用町との協議の中で解体までをそれぞれの負担割合に応じて負担するということで整理されているようです。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 例えば今回は解体やでええけども、販売して収入が入っても、また逆に今の交付税や何やかやは45対55の割合でこっちに戻ってくるということですか。これ仮の話やけども。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 その後の活用については、まだちょっと僕のほうも情報といいですか、整理できておりませんので、またこれについては佐用町と協議した内容について、またお知らせしたいと思います。

伊藤委員長 この点については、大畑さんのほうからも質問が出てますので、大畑委員。

大畑委員 三土中学校の件ですね。今説明いただいたんで内容はわかったんですけども、議会で去年議決したのは、こういう約束どおりやと思ってます。問題はですね、利活用に対して佐用町に全て一任をしておりますして、できるだけ利活用の方向を模索しながら最終的にこういう解体やむなしという話だったんですが、その利活用が全く進まなかったあたりのその辺の事情、もしわかれば教えていただきたいんですが。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 佐用町さんは閉校した学校については思い切って企業等の活用というような方針も立てられて、結構実績のほうも上げられているようですが、このところについてはちょっとまだ情報のほうを持ち合わせておりませんので、申しわけございませんが。

伊藤委員長 よろしいですか。

暫時休憩します。

午前10時40分から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前10時30分休憩

午前10時04分再開

伊藤委員長 休憩を解き、企画総務部の審査を続けます。

申しわけありません、福嶋委員より午前中の欠席の届けが出ています。報告するのを忘れておりました。どうも申しわけありませんでした。

続けて、稲田委員の質疑をお願いいたします。

稲田委員 主要施策の24ページの上段のほうなんですけれども、宍粟ゆかりの懇談会について教えていただきたいんですけれども、まず、現在商工会等かビジネスセミナー等を行われて企業人であったりコンサルタントを招いて講演などを行われております。この事業の本来の内容というのはよくわからないんですけれども、例えば懇談会を開催されるということで、事業に係る数値目標として宍粟ゆかり企業人ネットワーク参加者数50名目標ということなんですけれども、この講演会の回数とか

の目標値がないのかということと、それから、果たして、これ市が行う事業の分野に含まれるのかというところをあわせてお願いします。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 失礼します。宍粟ゆかりの懇談会についてでございますが、こちら稲田委員も御存じかと思いますが、現在、首都圏や関西圏の都市部において、宍粟市の出身者、また同窓生等で企業人として第一線で御活躍の方がたくさんおられます。そこで、そうした方々とのネットワークをつくりまして、市内の企業とのマッチングや交流により、新たなビジネスの拡大、そういったことにきっかけづくりができないかということで、その一つの手法としてまず講演会のようなことを取りかかりにしたらどうかと、そういうことです。

平成28年度は、懇談会をこのきっかけとしまして、以後ネットワークを広げ、さまざまな形で交流を広げて、宍粟市の企業活動の活性化に繋いでいきたいと、このように考えております。ですので、50名というのがどうかということもございますが、これはあくまで平成28年度はきっかけづくりということで手探りでスタートすることにはなるかと思いますが、既に東京にも宍粟会というようなものもございまして、そこにもそういう方々が在籍しておられます。そういったことであったり、あと、関西におきましては山崎高校の同窓会とか、そういったところもございしますので、そういったところをまず核としまして体制づくりにスタートをしたい、このように考えております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 商工関係では県の事業がたくさんありまして、小さいところでは今回小規模事業の持続可能補助金、これは県の補助金になるんですかね。そういったものがあるんで、実際の事業者に対してはいろんな補助金があるんですけども、市としてはそういう接点を持たずという意味での交流会と考えて、その事業の内容に関してはやはり分野分野で商工会にお願いしていいと思うんですけども、宍粟市が窓口となってその方たちとのネットワークの部分だけにこの予算が計上されていると考えてよろしいですか。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 まず、ここにはネットワークを大きく挙げておりますが、もう一つここには掲げておりませんが、先ほど申しましたように、宍粟の御出身の方で都市部において大きな事業に成功されておるような方もおられます。そういった方々にふるさとに帰っていただいて御自身の御苦労であったり、そ

れから今から宍粟市を出ていっても頑張ろうよみたいな、そういうエールを送っていただいたり、そういうことも一つこれからの若者の元気に繋げていくこともできないかなというようなことも考えておりますけども、最終的にやはりそういったことがネットワークになって、そして宍粟市の企業がそこで新たな販路であったり、技術供与をいただける、そういったことになれば、これは喜ばしいことだと、このように考えておりますが、その第一弾として懇談会を開催したいと、このように考えております。

伊藤委員長 稲田委員、よろしいですか。はい。

次に、大畑委員。

大畑委員 すみません、これ論点整理が出ておりますので、それで質問させていただいてもいいでしょうか。

伊藤委員長 はい、どうぞ。

大畑委員 ほかの委員からもいただいております論点整理表で宍粟ゆかりの懇談会について出ておりますが、今説明があったかもわかりませんが、商工会とかそういう事業者が必要というふうな認識でやられたらいいんじゃないかなという意見が出てまして、そういう成功事例みたいなものを、そちらが事業主体でやるべきではないかと。そもそも行政がかかわる意味は何なのかという質問が出ておりますので、ちょっとそれをお答えいただきたいと思います。

伊藤委員長 世良次長。

世良企画総務部次長兼地域創生課長 商工会のことですが、市と商工会のほうも2年前から懇談会を定期的を開催をいただいておりますので、そういう中でもこういうお話も出ておったようにも聞いております。

おっしゃいましたとおり、こういったことをやはり民でできることは民でしていただくべきかとも考えております。によりまして、今回、平成28年度はスタートということで、市だけではなく、もちろん商工会とも連携をしまして、スタートの体制整備を整えまして、その上でこの運営については行く行く商工会、民で担っていただくべきものかとは考えております。

伊藤委員長 大畑委員、よろしいか。はい。

次に、岸本委員の質疑を行います。

岸本委員。

岸本委員 まず、補助事業の見直しをやるということで聞いとったんですが、今回、補助事業一覧表、詳しいのを200項目以上の一覧表をいただきましたので、補助事

業についてはそれを見て判断したいと思います。

あと、委託金の事業で何か大きな変化があれば、ひとつ教えてほしいなと思います。何か大きな変化があれば。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 私どもの企画総務部関係の分では特に委託料についてもございませんので、よろしく願いいたします。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 この施政方針の9ページに補助費等ということで、昨年度が39億7,600万円、今年度が40億とあるんですが、ほぼ昨年度と違いはないんですが、ちょっと以前を比べてみますと、合併当初から平成25年までが大体20億から25、26億までの補助金だったんですが、それが突然26年度に10億減って36億、そして平成27年度が39億、今年度は40億というふうが増えてきておるんですが、この増加の主な何かそういう要因があれば、教えていただきたいと思います。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 補助費につきましては、当然それぞれの環境事務組合であったり、そういったところへの負担金とか、そういったものが該当するわけですが、過去平成26年に大きく伸びているところがございます。これにつきましては、簡易水道事業を水道事業に統合いたしました関係で、補助費等の考え方に基つきまして、当然4億8,000万円余りそこで増えております。また、西はりま消防事務組合の負担金がこの年に3億ほど増えております。調べましたところ、やはりデジタル工事といった、そういった大きな事業を推進するに当たり、そういったものが増えてきているところでございます。

本年度の予算につきましては、補助費につきましては、新たに運行開始した公共交通バス、これら事業費に1億7,000万円、にしはりま環境事務組合の負担金や産業立地促進助成金などが主な増加の要因でございます。にしはりま環境事務組合の負担金につきましては、ごみ処理施設を建築しまして稼働から3年が経過いたしております。その3年経過によりメンテ費用を今まで業者が持っていた保証期間が終了したことにより、保守費用等が発生することから1億5,000万円の増額となっております。これらにより平成28年度については昨年並みちょっと増えたような状況になっておりますけれど、今後この約40億余りで当分の間推移するものと考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 新年度予算と第3次の行革大綱との関連で質疑を出させていただいておりますけども、予算資料の17、18とかを含めてなんですけど、先ほど補助費等の話が出ましたので、これらについては今日新たに追加資料で詳しいのを出していただきましたから、それぞれ関係の部では質疑していきたいというふうに思いますが、私は経常収支比率のことで少しお伺いしたいというふうに思っています。

前年度比で経常経費がどのくらい削減されているのかということと、その具体的な取り組み、どういうことをされたのかというのを少し教えていただきたいと思えます。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 お答えいたします。

平成26年度の決算ですけれど、数値的には90.5、それから平成27年度の予算で90.6、平成28年度の予算では91.3と若干上昇をいたしております。これの要因を調べましたところ、やはり交付税であったり、臨時財政対策債の減、それから扶助費、繰出金等の一般財源の増、そういったところが大きな要因かと考えております。

また、これらを改善する策といたしましては、節減の内容でございますが、委託料の精査であったり、施設の維持補修費の節減、こういったところで縮減を図っていきたくと考えております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 経常収支比率の目標値というようなことは決めておられないのでしょうか。第3次の行革大綱を示されておりますが、具体的には数字が上がっておりませんので、節減、抑制に努めるということしか書いてないんですが、具体的な数値目標というのは持っておられないのでしょうか。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 これにつきましても数値が少ないほうがいいというのはちょっと見た目ではわかるんですけど、宍粟市の場合、そういった目標数値については定めておりません。各市町の状況を調べましても、95といったところもございまして、逆に85とかいったところもございまして、そういった中で改善に向けては努力してまいりますけれど、目標については定めておりません。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 決算カードをずっとこの間見てきたんですが、経常経費ずっと平成26年度決算まで下がり続けておりまして、いい傾向かなと思ってましたら、今、おっし

やったように、27、28とまた逆に上昇しているということで、是非抑制に努めていただきたいなと思うんですが、私、一般質問のところで、公共事業のコストの削減ということで申し上げたと思うんですが、そのときの答弁で、監査委員制度を活用しながら研究するというような答弁をいただいております。その辺について、どのような研究がされているのか、ちょっと教えていただけませんか。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 これについては、具体的にはまだ市の考え方とか、方向についてはまだまとめておりませんが、やはり公共工事の適正化なり、また価格の適正な価格については、やはりそういった第三者といいますか、いろんな角度で検証したりして抑制していく、適正な価格を把握していくことが必要かと考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 またちょっと具体的にになったら教えていただきたいというふうに思うんですが、私、もう一つは、内部管理の経費ですね、庁舎の内部の管理の経費、いわゆるコピーを節約したりとかいろんな努力はされていっていると思うんですが、電気代のこととかね。これ議会のほうからも意見がいろいろ出ているんですが、たくさん今私たちも資料請求して紙ベースでいっぱい出てきているわけですが、タブレットの導入を考えられないかというような意見も出ておるんですが、庁舎全体の紙を削減していくというか、コピーを減らしていくという、そういう抑制策というような考えはお持ちじゃないんでしょうか。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 物件費につきましては、平成27年の例えば需用費で考えてみますと、昨年から平成28年度の予算については約1,200万円ぐらい需用費のほうで縮減になっております。これがどういった中でという分析はしていないんですけれど、やはりコピー用紙代であったりとか、そんなところは非常に大きな金額を占めていると思います。

委員がおっしゃるとおりタブレットの導入につきましても、私も非常にこの資料がたくさんになり、またカラーコピーとかになってくると非常に経費が高くなっているというところから、やはり今の時代ですので、タブレットによる情報発信とか、それでの資料の添付とか、そういったことでそういう資料の簡素化なり、経費の節減に繋がっていくと考えておりますけれど、まだ具体的にそれを導入するとか、何年からしますといったところはまだございません。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 また一緒に議会もそういうことを議論していきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、もう1点ですが、交付税の基準財政需要額の資料も今日いただいております。追加資料のちょっとページ数がございませんので、キ-5と書いてあります両面なんですけど、手元にありますでしょうか。

普通交付税の算定の基礎になっています基準財政需要額、平成27年度の本算定の数値と平成28年度予算との関係の資料をいただいておりますが、これやっぱり人口減少が大きく影響しているというふうに思うわけですけども、この中で私ちょっとわからないのは、地域経済とか雇用対策費、これが人口を基礎にしておりますけども、前年度の半分程度でして、大幅に減になっています。この辺をちょっと教えていただきたいのと、逆に地方創生ということで、このどこにその地方創生の分が含まれているのか。それもわかればちょっと教えていただきたいと思うんですが。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 大畑委員、一番最初の質問、もう一度お願いします。

大畑委員 基準財政需要額の資料がございますね、この中のその他の分類のところ、地域経済雇用対策費、ここが平成27年度がこれと単位1,000円ですね。2億3,900何がしかありまして、今年の予算では1億2,000万円ということで、伸び率から言いましたらマイナス48.7ということで、半分ぐらいに落ち込んでいるわけですが、この辺わかりますでしょうか。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 ちょっと資料のほうは整理できておりませんので、調べましてまた回答させていただきます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 その地域創生に係るものがこの中のどこに入るのかということがちょっとわからないんです、この資料からわからないんですけども。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 その件もあわせて回答させていただきます。

伊藤委員長 続けて、岸本委員の質疑を続けます。

岸本委員。

岸本委員 施政方針、主要施策の20ページなんですけども、広報広聴活動でいろんなところへ広報しそを配付し、各戸そしてふるさと市民等へ配付と書いてありますが、ふるさと納税者に対してはどのような広報広聴活動をしておるのかなど。今ふるさと納税の件数というか、人数にして今までこの平成27年度何人ありましたか。人数でちょっと、おおよそで結構です。何百人とか。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 ふるさと納税の件数でよろしいでしょうか。人数のほうは延べいろいろありますけれど、約1万5,000件ぐらいございました。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 そういう方をどのようなふうに、せっかくの機会ですのでね、宍粟にいろんな意味で近づいてきた方なんで、その方をどのようなふうに広報広聴活動に活用していくのかをちょっと教えていただきたいと思います。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 ふるさと納税者に対しましてどのような活動をしているのかという御質問なんですけども、まず、ふるさと納税者に対しましては、市内の観光情報、イベント情報の送付を行っております。また、ふるさと市民になっていただくような形で登録していただくということで、こちらのほうから募集を行っております。ふるさと市民になっていただいて、より宍粟に親しんでいただいて、また宍粟のほうに訪れていただくというような仕掛けをさせていただいております。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 この1年間、まだ1年済んでおりませんが、平成27年度そういう成果としてはどのようなふうなものが上がっていますか。ふるさと市民になってくれた方は例えば何人ほどとか。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 ふるさと納税を通じたふるさと市民につきましては、この3月10日現在で73の方が登録していただいて、ふるさと市民になっていただいております。

伊藤委員長 関連で出てますんで、まず大畑委員。

大畑委員 広報広聴で2点お願いいたします。

一つは、ホームページのアクセスの解析とか、どこまでこの情報が市民が届いているかというようなことをどのように把握されようとしているのかということの一つお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点は、情報の共有、それから対話の推進ということで、戦略にも書いてございますが、いわゆる聴覚とか視覚に障がいのある方々への情報共有をどのように進めようかとされているのか、この2点、お伺いしたいと思います。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 ホームページ等へのアクセス数につきましては、こちら機械的なもので把握はできると思います。それと、その分析、どこから来たのか、どうかというような部分につきましては、システムのほうの会社と相談しながら、ちょっと解析できるかどうかを検討したいと思っております。

続きまして、情報の共有と対話の推進、視覚障がい者等に対するの取り組み状況でありますけども、現在、平成27年度、これはちょっと拡大した部分でありますけども、視覚障がい者等へのしーたん通信の放送内容のメール、また、ファクスでの情報提供でありますけども、以前まではしーたん通信の放送内容につきましては、ピックアップした項目だけのメールでしたんですけども、それをメール、ファクスで送信していましたが、現在、全ての項目につきましてお知らせをしている状況であります。

それと、ホームページなんですけども、現在視覚・聴覚、そして高齢者等、誰でも読み上げができます読み上げの支援システム、リードスピーカーを導入しております。これによりまして、例えば耳が不自由な方につきましては、より大きな発声でホームページを見れるというような利点が考えられます。

それと、昨年でしたけども、タウンミーティングを実施しております。その中で手話通訳・要約筆記を行う中で視覚・聴覚等の障がいを持つ方に対しては対応をさせていただいております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 今日の委員会資料にも広報が市民のどこまで届いているか、どういうふうに皆さんが講読されているかというようなアンケートを載せていただいておりますけども、ホームページなんかの関係は、詳しくは私わかりませんが、グーグルとかヤフーなんかで無料の解析ソフトがあるみたいですので、やっぱりどういうところからどういう情報に市民の皆さんが興味を示しておられて、関心があるのかというようなことも十分解析をして、しっかり届いているかどうかというようなことも是非分析をしていただきたいなというふうに思うんですね。

特に、災害情報とかいうのは非常に重要なとこだというふうに思いますので、そ

ういう分析を是非お願いしたいというふうに思います。

それと、障がいのある方への対応ということで、今も幾つかお伺いしましたが、合理的配慮ということで、今後随分変わってくるだろうというふうに思うんですが、市から出されるあらゆる情報、紙ベースのところはルビなどを打つ対応なんかは考えておられるんでしょうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 広報等につきまして、ルビ等のつけるべきところはつけるということで、一応こちらのほうでは配慮してるんですけども、御意見のとおり、やはりそういったより配慮が必要なかなと思いますので、その部分につきましては今後とも研究等も重ねながら進めていきたいと思っております。

伊藤委員長 次に、稲田委員、どうぞ。

稲田委員。

稲田委員 先ほど広報広聴の関係で広報をふるさと市民に、53名ですか、現在のところ。配られているということで、このふるさと納税者全てに対する広報何がしかのPRというのが今できているのかなと思うのと、これ資料にありますように、ふるさと納税自体が1万6,043、これ件数ということで、イコール人数かどうかかわらんですけれども、その方たちには、例えばリピーターの確保とかに向けて、広報というのはツールとして使われてないんですか。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 先ほど申しましたように、ふるさと納税で納められた方に対して、まずふるさと市民になっていただくということで、なっていた方につきましては、広報等を送らせていただいているという形です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 ふるさと市民になろうとする方というのは、恐らく宍粟市出身の方のほうが多いと思うんですね。例えば宍粟市以外の方がふるさと市民になったら、やはり手続はどういう手続かわからないんですけども、思い入れがその方たちより低いと思うんですよ。その方たちにあちこちのふるさと市民で重複してもいいと思うんです、宍粟市だけじゃなくて。今までふるさと納税されているというの、ふるさとに思い入れがある方と、それから、返礼品の内容によって、いろいろあると思うんですけども、僕いつも懸念しているのは、返礼品の内容によってそのふるさとへの意識が変わっていくんじゃないかなと。その返礼品目的というんじゃないで、本当にふるさとに意識を持ってもらうという意味では、やはり市外

の、市外言うか、宍粟市にゆかりのない人でも関心を持っていただくという部分で、この広報が1万5,500部ということで、1万3,000ほど引いたら2,000何ぼしか全部送っても送れないと思うんですけども、それは今後そういう方たちにふるさと市民になっていただくためにも広報を送るのも一つの手段じゃないかなと思うので、その辺は考えておられるかどうかというのだけ。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 今後の検討課題だとは思いますが、まず、ふるさと納税で納税されている方、先ほど言いましたように特産物等の返礼のみでよいと思っておられる方、また宍粟に関心を持たれて納税をされている方、こういった方があると思いますので、まずその情報としてこちらのほうでふるさと市民になっていただいて、この宍粟のふるさとと一緒に考えていただきたい、また今後宍粟の情報を送ることによりまして、宍粟と繋がっていただきたいということで、意思表示された方をまず優先的にふるさと市民として登録して送っていくと。最初からされた方全てに広報を送るとというのがどうかというところで、現在思っておりますので、まず、言われましたように検討はさせていただきますけども、まず、第一義的にはふるさと市民に登録していただいた方ということを考えております。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 先ほど広報広聴のところではふるさと納税が出てきましたので、さきにふるさと納税の質問をさせていただきたいと思うんですけど。

さきに配ってくださった予算資料のP29にふるさと納税受け入れ状況、平成27年12月末時点という資料があるんですけども、この中で宍粟市の平成27年1月1日から12月31日まで、約2億円の寄附金額があるわけなんですけれども、商品代を差し引いた実際に宍粟市が使用できる金額は幾らなのでしょう。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 お答えいたします。

ふるさとの納税で寄附いただきましたら、約半分、50%程度の返礼品ということで納税された方に返礼品のほうをお返しさせていただいております。ですから、使える金額は約2分の1、事業として使えるのは2分の1というような格好になってきます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 そしたら事業として使えるのは約1億ということで、それでこの29ページにたくさんの市町の状況が書いてあるんですけども、大体どの市町もその約50%

の返礼金というような形でされているわけですか。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 それぞれ各市町の考え方によるかと思います。当然残すお金といいますか、返礼金の額を下げて事業のほうに活用する市町もごさいますし、逆の場合もあろうかと思います。概ね半分程度というのが適正なあれだと僕は判断しております。

伊藤委員長 次、大畑委員。

大畑委員 ふるさと納税の関連で質問させていただきたいと思います。

今の資料28ページ、29ページのところで、私、28ページのこととちょっとお伺いしたいというふうに思うんですが、この資料、左から寄附の区分がございまして、活用可能財源というのが寄附をいただいた財源だろうと思うんですが、その横の平成28年活用額というのが今年度予算に計上されている額だというふうに思います。

質問は、この寄附をいただいた活用可能財源よりも活用額が少ない、例えば少子化対策・子育て支援、これには多くの財源があるかと思うんですが、活用額が非常に少ない。それから福祉・医療、こういうところも少ないというふうに思うんですが、環境景観の保全のところもそうですね。こういう活用になっている考え方を少し教えていただきたいと思います。寄附をされている人たちの思いと実際のこの事業とがうまくリンクしてないんじゃないかなというふうに私は思うんですが、その辺いかがでしょうか。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 御指摘のとおり、過不足額のところでプラスのところもございましたら、マイナスのところもございます。マイナスにつきましては、それぞれ選択なしのところからの活用というところで、財源のほうを措置しておるわけでございますが、おっしゃるとおり少子化のところにつきましても、若干その乖離がございます。こういったところにつきましては、今後の補正予算も含めて適正に事業等も勘案しまして、実施していきたいと考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 なぜ乖離が生じているのかということなんです。実際、一般財源化して、その市にどういうふうに使おうかという自由があるのかもわかりませんが、やはりこれだけふるさとに対して、あるいは宍粟市に対してこういう子育て支援とかいう形で御寄附をいただいているのにもかかわらず、ここを少なくして、ほかの観光とか産業振興のほうに持っていく、産業振興も子育ての延長にあるのかもわかりま

せんが、少し寄附者の意向と違ってきているんじゃないかなというふうに感じるんですが、なぜ乖離させているんですか。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 寄附いただいた金額を全額上げたらやはり寄附者の方の意向が反映されたという一つの見方もあるかと思えますけれど、全体的にバランスもとりましたり、また事業の内容によりましてはなかなか前年から比較すると、増額を大きくできないといった、そういったこともございますので、こういった当初の予算では形になっております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 とかくふるさと納税が返礼品合戦になっていて、本来の目的であります政策目的で競っていかなあかんという、そういうところが言われていますけども、やはりこういうふうな寄附のところの意向に沿わないというようなことは、これはふるさと納税の目的を大きく逸脱するんじゃないかなというふうに僕は思うので、できるだけその意向に沿ったような施策に対してしっかり使っていただくように今後お願いしておきたいと思えます。答弁をお願いします。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 寄附者の意向に沿いましてそれぞれまた事業のほうを考えて実施していきたいと考えております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 私のほうから平成26年度決算に係る事業の評価・意見というところからちょっと質問させていただきたいんですけども、前回のときに、その返礼品のこともありますが、もともとその寄附行為ですから、納税と言っても寄附なんで、やはり寄附目的をはっきりして、それに賛同してもらった結果が返礼品というのが理想であると思うんです。今、先ほども言いましたように、物品とか返礼率ということで宍粟市が選ばれてまして、兵庫県下でも3位か、その辺におるんですかね、立派なことではあるんですけども、先ほど本日の資料の28ページの中であったように、子育てとかに使われている金額よりも観光をメインで使われていると。実際、前にお聞きしたときに、観光っていう部分、内訳ですね、アンケートの希望の中で観光という部分がこんなに多かったかなと思うんです。前の多分参事からの説明やったと思うんですけど、何々が何件、何々が何件という説明をいただいたんですけども、その使われ方がこれ市の方針があらわれているんじゃないかなと思うんで、先ほどの利用可能財源に対しての比率っていう部分でも、これひょっとしたら少子

化・子育て支援というのはやっぱり今のところアイデアがないということで、こういう状況になっているんですかね。観光というのは取り組みやすいということで、これ金額が上がっているんですけども、少子化・子育て支援というのは、市がそこに向けての施策がないために、これ使われてないんじゃないですかね。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 平成28年度の予算を見てみますと、観光のところで特に観光プロモーション車両購入、これに大きな1,000万円というような額をかけております。そういったところで特にその部分が大きくなっているようなところもございます。

また、少子化につきましても、金額にしますと1,700万円、可能財源としましては3,000万円ということで、今後事業等を精査する中で確実に実施していきたいと考えております。

伊藤委員長 山下委員の質疑を続けます。

山下委員。

山下委員 それでは、主要施策20ページのマイナンバー制度対応システム整備事業について質問させてもらいたいと思います。

まず、番号通知カードの現在の配達状況と居所が不明であるとか、あるいは受け取り拒否の方の取り扱いはどのようになっておりますか。

また、マイナンバーカードを作成される市民数の見通しはどのようになっておりますか。

それから、身分証明書としてカードを今後利用することになると思うんですが、利用する場合、持ち歩くことが多くなると思うんですが、盗難や忘失等で他人に取得されて悪用されることがあるのではないかとということが危惧されますが、これについて市としてはどのように考えておられますか。

また、偽造防止は100%できないというふうに言われておりましたけれども、やっぱり100%できないというふうに考えておられますか。

それから、セキュリティ対策をいろいろ今考えておられますが、その詳細の説明をお願いいたします。そのセキュリティ対策で安全性は何%になるのか。

また、このマイナンバーを導入することによって、人員削減はできるのかどうか、お答えください。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 お答えいたします。

最初の1番、2番の質問につきましては、市民生活部の所管でございますので、具体的にちょっと数字のほうが当たるかどうかちょっと何ですけれど、2月12日現在の数字で私どもの方は把握しておりますので、まず2月12日現在で配達しているのが1万4,606通、返礼数につきましては278件でございます。これらにつきましては、当分の間市役所で保管となっております。また、返礼された分についても極力連絡をとりまして、受け取っていただくよう対応しているとのことでございます。

それと2番の質問ですけれど、マイナンバーカードをつくる市民数の見通しでございますけれど、今現在受け付けしているのが約1,000件でございます。今後、時間の経過とともに、これらも増えていくことと考えておりますが、見込み数につきましては、市民生活部のほうでお聞きいただければと思います。

続いて、3番目、身分証明書としてカードを利用する場合、盗難とか忘失等で悪用されるのではないかとということでございますが、マイナンバー制度の申請方法や情報が漏えいしていくといったことなどを語って、うその情報で詐欺行為に働く詐欺が行われている。こういった事例は現在も報告されているところですが、マイナンバーカード自体、盗難による悪用とかにつきましては、私どものほうでは把握いたしておりません。マイナンバーだけでは何も悪用はできないと思うんですけど、通知カードやマイナンバーカードの紛失や盗難ということになってきますと、不正に本人にアクセスしたり、そのアクセスというのは電話とかメールとか、ダイレクトメールなどで本人にアクセスがあったり、なりすましによる不正等、なりすましによる行政手続、こういったところが犯罪行為として想定されると考えております。

それと、4点目の質問でございます。偽造防止は100%できないと言い切れるかというところでございますけれど、現在先ほども申しましたように、偽造については事例のほうを把握しておりませんが、やはり100%に向けて行政としては当然対策するべきであったり、またそういう目標でやるべきと考えておりますが、必ず偽造できないというのは私のほうではお答えすることはできません。

続いて、5点目でございます。詳細なセキュリティ対策についてでございます。

まず、これまでも説明してきたとおり、制度面とシステム面でのセキュリティがございます。まず、制度面につきましては、法律でマイナンバーの収集とか保管を限定しております。また、なりすましによる申請や取得を防止するために、必ず本人確認が義務づけられているところです。これについても写真等の添付が必須となっております。

また、適正に管理されているか監視するために、国では第三者機関を設置しまして、特定個人情報保護委員会を設置し、監視監督を強化することとしております。

続いて、システム面でございます。この制度につきましては、個人の情報を1カ所に集めて管理するのではなく、従来どおり税金情報は税金、年金情報は年金事務所というように分散して管理いたしております。必要なときに個人番号を利用して必要な場所へ必要な情報だけを取得するとしております。

また、行政機関との情報のやりとりでございますが、これらについては番号を暗号化して通信するとしております。

また、システムにアクセスできる職員、これらについては制限、管理を強化いたしております。

宍粟市におきましてもこのセキュリティポリシーの確立が非常に叫ばれておりまして、まず、セキュリティポリシーに関する基本方針対策基準を定めまして、最新のガイドラインに基づいてこれら基準を定めております。情報資産を取り扱う職員の教育等を含めまして人的、組織的なセキュリティ対策を進めているところでございます。

最後の御質問でございます。セキュリティ対策による安全性は幾らになりますかというところですが、これにつきましては、安全性を何%といったことではお示しすることはできませんが、先ほども申しましたように安全性については完全を資していきたいと。当然目標としましては100%になるような心構えで対策をする考えでございます。

申しわけございません。最後ですけれど、マイナンバー制度導入による人員削減はできるのかといったところでございます。これにつきましては、住民票などの発行でコンビニの交付が進むことになってくると、事務負担が減り、それらに携わっている職員の労力、サービスをほかの部分に充実させていくことが可能となります。また、さらにそこから進化していくと、総合的に事務の簡素化が図れますので、人員削減にも繋がっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 その番号通知カードを配達されて、受け取られてなくて市に保管されているものが278件あるということと、あと受け取り拒否されている方も数人おられたと思うんですけれども、今後この方たちに対する市の対応はどのようなものになるのか。それと、もう1点は、身分証明書としてカードを利用しておられた方が、

それを持ち歩いておられて紛失されたとか、あるいは他人に悪用されたというような相談が市にあった場合、市の対応はどのようになるのか、その2点、お願いします。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 今現在、市で保管しているマイナンバー通知カードの取り扱いでございますが、当然中には住所が全く違うために届けられない方もございますが、住所が正しいけれど不在で届けられなかったものも結構ございます。そういった方につきましては、こちらから連絡とりまして番号を受け取っていただくよう対応をしているところでございます。詳しくは市民生活部のほうでの対応となっておりますので、またそちらのほうでお聞き願いたいと思います。

紛失相談の対応でございます。基本的にはカードがなくなると再発行という手続になります。当然それには大切なカードですので、取得されている方については警察への紛失届けとか国の機関への届け等を指導いたしまして、それらの事務をする中での再発行という格好に繋がっていきます。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 すみません、万全なるセキュリティ対策においても、偽造防止等が100%できるとは言い切れないということで、そのことに対して市としてはどんなふうにご考えておられるのか、市民を守っていくという立場でどういうふうにご考えておられるのかをお尋ねいたします。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 同じ答えになるんですけど、当然目指すところは万全の体制100%ということになるんですけど、なかなかそれまで山下委員も情報としてあると思いきけれど、例えばパスポートなんかでも偽造等もございます。そういった犯罪行為に対してそういうことが存在するということが事実ですので、やはり100%とは言えないと考えております。

伊藤委員長 次、お願いします。

山下委員。

山下委員 それでは、しそチャンネル、主要施策P21、22、資料を出してもらいたいと言っていた地域別の加入状況は今日いただいたわけですがけれども、これを見てもやはり山崎地区がしそチャンネルが3割程度と伸びないわけなんですけれども、加入促進方法はあるのかどうか。また、無料で地デジで見られる地域とケーブ

ルテレビでしか見られない地域に住んでいることで、テレビの視聴料に違いがあることは不公平ではないかということをお尋ねします。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 まず、加入促進方法はあるのかということなんですけども、まず、しーたん通信につきましては市の防災情報であったり、行政の情報発信の最重要のツールとして、しそうチャンネルの加入促進は、また映像と音声でさまざまな情報を発信する情報ツールとしては粘り強くPRをしていく必要があると考えております。

このような中で、平成27年度につきましては、ウイंकとタイアップしまして、良視地域、主に山崎町内ですけども、しそうチャンネルの加入促進を行っております。未加入の世帯につきましては、1軒1軒営業といたしますが、こちらのほうのウイंकでの加入ということで1軒1軒回っていただいた結果、平成27年度40軒程度の加入が図られております。今後は引き続きウイंकとタイアップした取り組みを進める考えであります。

それと、二つ目にありました良視、難視地域でテレビの視聴料に違いがあることは不公平ではないかということなんですけども、市の光ケーブル網が整備されている前につきましては、良視地域では自宅のアンテナで、難視地域ではテレビ組合の共同アンテナでテレビを見ていた状況であると思います。良視地域の世帯では自宅のアンテナへの設置や維持管理に管理費用がかかり、難視地域では共同のアンテナの設置や維持管理に費用がかかるため、月額500円から1,000円程度の費用が徴収されていたと考えられております。各世帯の費用負担という点では良視、難視地域を問わず幾分か負担が必ず伴っていると考えております。また、難視地域での各テレビ組合での地デジ対応を講じていれば、その費用負担も必要になっていたものと考えられております。

このようなことから、現状受けているサービスに対し、視聴料を支払っているものであると考えております。蛇足になりますけども、NHKの受信料につきましては良視、難視地域を問わず必要となっております。

以上であります。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 この山崎町のしそうチャンネルの加入率が33%となかなか上がらないのは、こういったような理由によるのかということは分析されているのでしょうか。

また、加入されておられますこの33%の人たちと、加入をいまだしていない残り

の人たちにこういった違いがあるのかとか、そういったことは分析されているんでしょうか。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 詳細な例えばアンケートをとったりとか、こちらから働きをかけたというようなことはしておりませんが、一つは分析といいますか、良視地域はやはり川戸山、安積山からのアンテナで民放等が見れるということで、わざわざウイंकに加入しなくてもというようなところがあるのではないかなと考えております。

それと、加入されている山崎町の33%とそれ以外の方につきましても、やはり必要性とかそういったものも含めた中で加入されている、されてないというのがあるのではないかと考えています。市としましても、今後平成28年度にも予算計上しておりますけども、ハイビジョン化も図りながら、また番組の充実を図りながら、着実にしそチャンネルの加入率というのを高めていきたいと考えております。

伊藤委員長 山下委員、よろしいですか。

では、続いて大畑委員の質疑を行います。

大畑委員。

大畑委員 論点整理でいただいているのを含めてさせていただきます。

私もこの山崎地域とかでテレビの加入率を上げるというのは非常に難しいことだろうと思うんですね。30%あるのがむしろ不思議だなあとというふうに思っているぐらいなんですけど、これはどっちかという、小学校区に分析したら、もう少し見えてくるかなと思って資料をお願いしておったんですけど、このテレビのほうは小学校区単位では難しいんですね、分析は。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 現在、データにつきましてはウイंकからのデータをいただいております、ちょっとこの短時間の間で分析等をするのは難しいということで、時間をいただければ後日でも資料としては提出できるのかなと考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 また見せていただきたいんですか、一応それで分析していただいて、やっぱり山崎あたりでの加入率促進に繋げていただきたいと思うんですが、やっぱりいい番組づくりをしていくというふうにならずにおっしゃっていても、なかなかやっぱり難しいのではないかなというふうに私は思っております。

それで、議会のほうからも平成26年度の決算に係る事業評価ということで意見は

出させていただいておったと思うんですが、これはもっとICTを活用したような取り組みをして、山崎地域でもやっぱり実際自分たちの子どもさんとか、あるいは我が家に関する事、身近な情報を出せばテレビは見てみたいというふうに思うのが普通やと思うんでね、だから、そういう独自の取り組みができないかなというふうな形で意見を出させていただいているんですが、この意見に対してどのように当局としてお考えをお持ちになったかというのをちょっとお聞かせください。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 平成26年度の決算後の議会意見とか、評価をどのように反映しているのかということなんですけども、先ほどありましたICTの活用というようなこともあるんですけども、しーたん通信、しそうチャンネルにつきましては、現在災害時の情報通達ツールとしてのしーたん通信の加入促進、しそうチャンネルの番組充実、先ほどから番組充実だけでは加入はどうかなというような意見もあるんですけども、こういった防災情報というような関連の中で加入促進等を行ってきております。

しーたん通信につきましては、市の防災情報、行政情報発信の最重要ツールとしまして、転入世帯への案内であるとか、その都度自治会長等の会合のときには加入促進の依頼を行ってきております。

しそうチャンネルにつきましては、映像と音声でさまざまな情報を発信する重要ツールとしまして、ウイックとタイアップしまして、先ほど山下委員からの質問もありましたように、しそうチャンネルの加入促進を行っております。今後も粘り強いPRをしていく必要があるわけなんですけども、やはりしそうチャンネルの運営自体につきましては、行政だけで今後やっていくのがいいのか、また行政で運営していくことが継続的に可能なのかということも踏まえまして、現在検討を行っております。これは、現在民間の方に入らせていただいております広報広聴推進委員会の中でもそういった意見を聞いております。加入率が上がらないのはなぜか、番組充実といっても限界があるのではないかと、こういったようなことも伺っておりますので、そのことの意味も踏まえまして、平成28年度以降、公設民営というようなところも踏まえまして検討していきたいと考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 じゃあ、もう一つ、加入率に繋がるかどうかわかりませんが、事前質疑にも出させていただいておるんですけども、障がいのある人たちへの対応としていろんな要望もたくさん出ております。字幕ですね、テレビへの字幕。そういうもの

をしっかりとやっていくという、ユニバーサル的なことを取り組むことによって、また増えていくんじゃないかなというように思うんですが、またこれもウイנקとの協議が必要かもわかりませんが、その字幕に対する考え方はいかがでしょうか。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 しそうチャンネルの字幕放送の可能性でありますけども、NHKであったり、民放各局では字幕放送が行われておりますけども、字幕放送用の設備であったりとか、運営スタッフの確保などが必要でありまして、設備面、それとマンパワー面で多くの課題であるのではないかなと考えております。

当面は、文字放送であったり、緊急時のL字放送等で対応していきたいと考えております。

伊藤委員長 岸本委員の質問をちょっと残しておりましたので、岸本委員、どうぞ。

岸本委員 主要施策の21ページ、防災情報連携システムと議会中継システムの構築なんですけど、ここでは1億1,000万円とだけしか書いてなくて、内訳を予算書で見ますと、防災のほうで8,500万円、議会中継のほうで2,500万円という内訳がありました。

それで、まず、この8,500万円のほうのことなんですけど、説明によりますと、今まで個々の防災情報システムがいわゆるバラバラだったんですけど、連携させて、そして正確かつ迅速にと、今まで何をどういうふうしようとしておるのか、ちょっと見えません。

それと、しそうチャンネルの防災情報・緊急情報を安定的に配信すると、この安定的ってどういうふうなことを言っとんのか、この8,500万円をかけて何をどういうふうな、そして私たちがどういうふうな活用ができるのか、ちょっと説明をお願いできますか。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 まず、この防災情報連携システム、これまで正確、迅速、安定的ではなかったのかということの御質問ですけども、これまでは先ほど岸本委員のほうからありましたように、複数の部署で情報を入力作業、またチェック作業、機器の操作作業等につきまして、それぞれ多くの労力が、またその時間がかかっておりまして、今回の整備でシステムをできる限り連携させて作業の省力化等を図り、これまで以上の正確、迅速、安定的な情報発信システムの構築に努めたいと考えております。

そして、1億1,000万円をかけてこれまでとどのように変わるのかということな

んですけども、大きくは次の三つの効果が見込まれると考えております。

まず、第1点としまして、防災関係のツール連携、先ほど言いました複数の部署で情報入力作業、チェック作業等を行っていたんですけども、これをより正確、迅速、安定的なシステム構築で情報発信できると考えております。

2点目に、しそうチャンネルのハイビジョン化であります。市民の方からももちろんいろんな画像が悪いとか、そういったようなこともいろいろこちらの秘書広報課のほうにも入ってきますけども、そうした要望を踏まえてしそうチャンネルのハイビジョン化を考えております。

それと、安定的といいますのは、先ほど言いましたように、やはりシステムの容量とか、その機種機能であって、現在いろんなものを取り入れた中でやっておりますので、やはり安定的な稼働が今後見込まれないというところも踏まえまして、ハイビジョン化画質におきまして、安定的な議会中継も含めて行っていきたいと考えております。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 おおよそはわかりますが、ちょっと具体的に今まで複数の部署でどういうふうなことをやっておって、それをどういうふうに今度まとめていくのか、もう少しだけ説明をお願いできますか。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 一つの例としまして、防災情報ですけども、消防防災課のほうで避難情報、避難勧告とかそういったものを発した場合につきましても、消防防災課で一時的に取りまとめて、それを秘書広報課のほうに情報として連絡いただきまして、これを例えば文字化したものをファクスで送ったりとか、メールで送ったりとか、ホームページにアップしたりとかいうことで、一つの情報なのにいろんなシステムを使ったりとか、人の手が加わったりということ、その中で間違いも生じたりするんですけども、今後はホームページ上でこの情報を入力したものが全てのところに連携させて、一つの情報の手作業で全てのところの情報が得られるような形に持っていきたいと考えております。

伊藤委員長 よろしいですか。岸本委員。

岸本委員 大畑委員に任せます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 例えば災害とかというのを一つ例にとって、ちょっとわかりやすく説明をいただきたいんです。昨年の北関東の災害のときも避難勧告がなかなか通じなか

ったということで、多くの方がああいう取り残されて堤防決壊で大変なことになりましたけど、今回はこのシステムを導入することによって、市民にとってどういうふうな情報伝達がスムーズにいった、どのようによくなりますということをちょっとアピールしていただきたいんですけど。

伊藤委員長 小河副課長。

小河秘書広報課副課長兼情報通信係長 失礼をいたします。現在のしそうチャンネルで災害情報を流している状況なんですけれど、そもそも、しそうチャンネル自体が文字放送を中心のシステムからスタートしておりまして、その後、21年災等がございまして、その後いろんな機械を乗っけていってると、そういう状況がございまして。それで、まず河川カメラの画像につきましても、市のホームページ上に集約した情報も発信しておるんですけど、そのパソコンの画面を映し出したものをテレビに映し出していると、そういうような状況がございまして。それでそのパソコン自体も老朽化といいますか、5年ぐらいで画面的な安定的なものができなくなるとか、そういったこともございまして、今回は一つは課長も申し上げましたように、関連する防災の入力発信の原稿をつくるに当たってテキストをホームページを中心として有効に活用して、そこでもって時間的なところを早くしようというところがございまして。

それから、画像の面については、ハイビジョン化のところも含めまして、例えば河川の増水の情報なんかについても、これまで以上に安定なものでテレビとか、あるいはホームページ上のものも含めて、できるだけ早い情報を見やすいような状況で送り出すようなことを検討しております。

具体的な手法につきましては、いろいろ技術的なところもございまして、専門の業者等と調整しながら進めたいと思っております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 じゃあ、結局、しそうチャンネルが普及してないと意味がない。それと、先ほどホームページのアクセス解析をお願いしましたけど、本当にどんな人が利用しているのか、どこまで届いているのかということが十分分析されてないと、こういうシステムをつくってみても、本当にそれが市民に役に立つのかどうかというのはわかりませんよね。その辺はどのように考えておられるんですか。

伊藤委員長 小河副課長。

小河秘書広報課副課長兼情報通信係長 失礼いたします。防災情報の発信という部分につきましては、課長も申し上げましたように、まず、しーたん通信というもの

が最重要ツールと考えております。その中でしそうチャンネルとか、あるいはインターネット回線を通じて今回の議会のインターネット中継なんかもそうなんですけれど、映像で補う、補完するような部分もございます。それから、聴覚とかで障がいのお持ちの方におかれましては、やはり動画で見ていただくことによってその状況を把握していただきやすいということもございますので、その部分がやっぱり良視地域、難視地域でちょっとパーセンテージ的な乖離はございますけども、山崎の地域におかれましてもそういった方々もいらっしゃいますし、今後、地方創生の関係で他市から宍粟市に入ってくる方に対してわかりやすい情報を出していくという部分でも必要な部分と考えておりますので、そういう部分で必要という部分の考え方を持っております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 どんどんデジタル化していってるということなんですけども、実際、災害なんかは、いち早くそういう近所の人に危ないということが察知をされて、お互いに声かけ合ったり、助け合ったりしながら避難をしていくということが非常に、例の福知の災害なんかでも教訓としてございましたですね。でも、こういうシステムをどんどんどんどんつくっていても、実際にそれを見なかったらわからないとか、テレビに加入してなかったら何ら役に立たないという状況で、効果があるのかなというふうに思うんです。このシステムが悪いと言っているんじゃないですよ。このシステムを入れてもそのことが本当に役に立つのかなということなんです。本当にそこが僕が逆に先ほどしそうチャンネルなんかの普及促進はセットで進めないと、これを別々に切り離して、いい番組づくりなんて言うもったって、なかなか進みませんから、こういうシステムを入れるんやったら、なおさらテレビつけてくださいというようなことに繋がっていかなかったら、これだけ1億からのお金をかけるわけですから、やっぱりそこを考えていただきたいなというふうに思います。その辺いかがですか。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 委員がおっしゃるとおり、防災というところにも力を入れながら、今後、市民等にしそうチャンネルの加入も含めまして促進を図っていきたくて考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 これを全部担当の皆さん方に押しつけるというのは非常に無理があると僕は思います、普及していくのにですね。やっぱり我々議会も理解していかないけ

ませんし、それから、市役所の皆さん方が地域に帰ったらやっぱりそういうこともきちっと説明できるようなことにしないといけないと思いますね。ですから、もっと本当にわかりやすい資料を出していただいて、本当にこれが役に立つようにしていただきたいというふうに思います。

それと、防災の情報のこういうシステムをつくるのであれば、やっぱり早く運用開始しなければいけないというふうに思うんですが、いつごろからの運用開始を考えておられるのでしょうか。

伊藤委員長 小河副課長。

小河秘書広報課副課長兼情報通信係長 失礼をいたします。複数のシステムが絡んでいるところがまずございます。それから、もう1点につきましては、別途セキュリティとかの関係で、マイナンバー関係もございまして、国のほうが今後より強靱化ということで、各自治体のインターネット環境を大きく変えるような動きをとっております。その関係でホームページについても、今クラウドサービスということで、外部に出しているところもについて、インターネット環境をかなり仕様として変えるところが平成28年度の前半部分に伴ってまいりますので、その辺の仕様がちょっとまだ確定しておりません。その辺もあわせもって考えますと、平成28年度の後半に何とかこの更新がかないまして、平成29年度ということになるかと思いますが、できるだけ早く調整していけるような方向では検討は進めていきたいと考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 できるだけ早い運用開始をお願いしたいと思いますし、そのためにも先ほど言いましたその情報ツールがしっかり整っているということが受け手側も非常に大事かと思っておりますので、その辺も含めて頑張りたいというふうに思います。

伊藤委員長 運転作業の中はもうよろしいですか。

大畑委員 はい、それも含めて言っておりますので。先ほどちょっと答弁求めなかったんですが、担当のそこだけじゃなくて、全体でということに対して、もう少し詳しく全職員に周知したり、いろんなことをすることについて、部長か、参事かに。参事じゃない、部長ですね、これ。ちょっと答弁を求めたいと思います。

伊藤委員長 中村部長。

中村企画総務部長 できるだけ有効にこの部分使っていかなあかんということなんで、必要性等も含めて全体で一回検討をしていきたいと考えております。それによ

って、できるだけ加入率を上げていくということで検討していきたいと考えます。
伊藤委員長 決算の指摘のほうから、稲田委員、何かありますか。よろしいですか。
はい。

12時が過ぎても続けて行いますので、よろしくをお願いします。

岸本委員。

岸本委員 22ページ、主要施策のしそ光ネットですけども、内訳を見ますと、施設保守点検に毎年、これ多分毎年だろうと思うが、3,600万円、非常に高いなと思うんですけど、まあこれは仕方ないとして、この光ケーブル工事で5,200万円上がっております。これは昨年度も5,500万円、一昨年度も5,500万円ということで、これどこをどういうふうに整備していったおるのかなあと。今後まだ未整備の地域があるのかどうか、今後の予定なんかもあわせてお願いしたいと思います。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 光ケーブル工事の5,200万円の件ですけども、市内全域で工事を行うことを見込んでの予算措置でありまして、新たに光ケーブルを整備するためのものではございません。例えば道路工事等が生じまして電柱等の移設に伴いまして、伝送路の移設工事であったりとか、あるいは新築家屋への引き込み工事、伝送路の障害時の復旧工事、家屋解体等に伴います撤去工事等、現状でありましたら年間250件から300件程度の工事がされております。

これらを見込んでの予算計上でありまして、障害等が発生した場合につきましては、このサービス停止に伴う影響などを考えまして、緊急性を考えまして、すぐに現場等に駆けつけるような体制もっております。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 今の光ネットの関係なんですけど、これ毎年1億円以上の経費なんですけど、これは経常経費というふうに考えるべきなのではないでしょうか。その辺お教えてください。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 委員がおっしゃるとおり経常的な経費が生じてきます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 それに対しましては、民間参入というのはどのようになっているのでしょうか。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 民間参入といたしますのは、その施設整備ですか。今現状はこのケーブルのときに整備しました富士通ネットワークソリューションのほうに委託等をしております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 これについては一般公募するという考え方はできないのでしょうか。

伊藤委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 先ほど言いましたように、導入時におけるシステムとか、あと整備にかかる会社でありますので、やはりそこら辺のノウハウとか、緊急時の対応というのは即対応していただけるというところで、現状においては富士通の委託を。考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 現状はわかりましたが、こういうようなものも、地元にもたくさん、もう10年近くになるわけですから、いろいろノウハウも蓄積されているだろうと思うので、ちょっと考えていただきたいというふうに思います。答弁結構です。

続けて、あと簡単に終わりますので、お願いします。

一つは、障害者の就労施設への優先調達、これ少しずつ伸びてきているというふうに思いますが、今年度の目標額とわかりましたら、どんな内容なのかいうのをちょっと教えていただきたいと思います。

伊藤委員長 井口課長。

井口契約管理課長 平成27年度の優先調達ですけども、目標額は250万円でございます。それに対しまして、実績見込みにつきましては325万円となっております。

物品の調達と役務の調達を分けて内容につきまして説明させていただきますが、物品につきましては、民生協力員への謝礼金、それから保育所での給食用のパン、10周年記念での記念品、それと、ふるさと納税の返礼品等を合わせまして270万円程度となっております。

それと、役務につきましては、しーたんパフォーマンス、それから公用車の洗車等を合わせまして56万6,000円となっております、合計で325万円程度の実績を見込んでおります。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 平成28年度の予算です。

伊藤委員長 井口課長。

井口契約管理課長 平成28年度につきましては、まだ、この後で28年度になってから事務担当者で調整をしまして、28年度の目標を立てていくことになると思いますけども、平成25年度に担当者で作成しました係内では、こういったものを調達していただけるのか、こういったものを納品していただけるのかというようなことも調整しながら、たくさんものを納入していただきたいということで協議をしているということで聞いております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 是非前年度を上回るようお願いしたいというふうに思います。

最後にします。指定管理施設の更新とか修繕が予算化をされてきておるんですけども、この市とそれから指定管理者と、これの役割分担というようなことの基本的な考え方、そういうものは何かに定めてあるんでしょうか。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 お答えいたします。まず、指定管理施設の更新についてでございます。これにつきましては、旧町が出資法人として第三セクター等を設立して管理運営している施設、例えばフォレストステーションとかがあると思いますけれど、これについては現行の施設管理者を指名するような方法と、例えばスポニックパークいちのみやといったところにつきましては、公募によって競争性を高めて、指定管理者を選定して更新していく、こういったことをとっております。

基本的には指定管理期間については、原則6年というような考えでございます。また、修繕につきましては、機能強化であったり、付加価値を高める工事など、指定管理者の都合によって行うもの、そういったものを除いて原則市が負担するとしております。その中でもやはり軽微な修繕等、例えば20万円以下ぐらいを想定しておりますけど、それらについては指定管理者の中で修繕するといったことを契約の基本協定なり、そういった詳細の協定の中で決めているところでございます。基本的な方針については、市の考え方のところでまとめております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 指定管理者の更新じゃなくて、施設の更新なんで、ごめんなさい。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 いわゆる建て替えとか、そういったところですか。基本的な考え方ですか。

おっしゃるところは恐らく今でしたら、予算の中で楓香荘の建て替えとかといっ

たところが計画として今考えているところで、予算にも上がっているところだと思います。やはり、そういった指定管理施設とか、第三セクターについては、やっぱり地域の雇用であったりとか、地域の活性化、こういったものにも大きく寄与するものと考えております。そういったものについて、やはり市の責任、また事業者の責任と、そういったところを明確にする中での整理といったところをしていかなければいけないと考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 また資料提供できたらいただきたいんですけども、更新の場合とか、修繕、これ一方で公共施設の管理基本計画、マネジメント計画が出ましたので、そういうところもいろいろ考えていかなあかんというふうに思うんで、今は結構ですので、また協定書なり何か基本的なことが明記してある資料をいただけたらと思います。資料提供をよろしくお願いします。

伊藤委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長兼企画財政課長 わかりました。

伊藤委員長 大畑委員、よろしいですか。

まだ、これだけは聞いておきたいということはありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

伊藤委員長 では、企画総務部の審査を終わります。

午後 1 時より会議を再開します。

御苦労さまでした。

午後 0 時 0 3 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

伊藤委員長 ただいまより、市民生活部の予算審議を行いたいと思います。

職員の方をお願いいたします。

説明職員の説明及び答弁は自席でお願いいたします。着席したままでお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席からわかりづらいので、説明職員は挙手をして「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。事務局よりマイク操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言してください。

まず最初に、当局の説明をお願いいたします。

小田部長。

小田市民生活部長 こんにちは。連日の審議お疲れさまでございます。

市民生活部、4課から係長以上12名出席のほうをさせていただいております。

詳しい概要につきましては、次長のほうから説明させていただきますが、私のほうから若干、平成28年度に対する思いという部分を幾らか述べさせていただきたいと思います。

まず、市民課の部分でございますが、個人番号カードの普及促進を図らなければならない。それとあわせて、そのリスクについての周知も図っていかなければならないということがございます。それとあわせて、コンビニ交付の利活用の促進、これも目標値を掲げておるわけでございますが、その利用促進を図らなければならない。

それと、国保事業の円滑な運用ということで、特に歳出を抑える取り組みをやっていくということで、ジェネリック医薬品の推進とともにかかりつけ薬局の推進ということで、こういった取り組みをやっていくわけなんでございますが、従来の窓口での周知とか、広報、ホームページ、しそチャンネル、それらでの周知に加えて、ふれあいミーティング等を活用し、また、逆に地元へ押しかけていくと言うと、ちょっと語弊があるんですけども、こちらのほうから進んで地元のほうへ行くというようなことで、老人クラブの会とか、PTAの会合とか、そういったことがありましたら、少しの時間を活用させていただいて、これらの取り組みを十分説明をさせていただくと。そういった中で住民の人にこれらの内容を知っていただくということが必要じゃないかと、そういうふうに考えます。

それと、環境課の部分でございますが、コンテナ回収の導入のパイロット事業、旧町ごとに1、2回程度、平成28年度予定しております。それとあわせて、できれば生ごみとか、剪定ごみとかのごみも今まで発生はしているんですけども、なかなか頭の痛い悩みでございます。これらにつきましても環境パートナーシップ促進事業などを活用しまして、それらが処理ができるような資源化ができないか、いろいろと研究をしていただきたい。できたら、将来的にはそれらが産業として成り立つようなところに持っていったらなというふうに思います。それが平成28年度は研究のところから始めていこうというふうに考えております。

それとあわせて、集団回収事業なんですけれども、それぞれ小学校、中学校のほうで取り組んでいただいております。だんだん集めていただく量が少なくなっているわけなんですけれども、学校以外に自治会でさらに強力的にできないかというようなことで、集団回収を自治会で取り組めるような動きを平成28年度是非ともつくっていきたいというふうに考えます。

それと、小水力発電事業、御存じのとおり福知のほうで今事業を展開しかけても
らっているわけなんですけれども、なかなか前へ進んでないような状況もあります。
いろいろな問題が出てきたりしております。これにつきましても引き続き市として
はフォローをしていきたいと。福知の事業を成功裏に持っていきまして、その次の
福知、第3の福知、そういった新しい取り組みといたしますか、次から次へと取り組
むと。一応毎年1カ所というふうな予定で小水力発電をやっていくというふうな予
定を立てておりますので、この福知の事業がさらに展開できるように市としてもフ
ォローをしていきたいというふうに思っております。

以上が大体平成28年度に主にやっていくべきようなところかなというふうに思っ
ておるわけなんですけども、何とか平成28年度、それぞれの事業が進むように何と
か頑張っていきたいというふうに思います。

それでは、次長のほうから平成28年度の事業の概要について、説明のほうをさせ
ていただきます。

伊藤委員長 長尾次長。

長尾市民生活部次長 御苦労さんでございます。

それでは、平成28年度の概要ということなんですけど、前もって提出させていた
だいております資料に基づきまして簡単に説明させていただきます。部長の挨拶と
重なる部分がございますけど、お許し願いたいと思います。

市民生活部は、市民と直接接する部署であり、親切丁寧な対応に心がけるととも
に、個人情報扱う部署でもあります。市民から信頼をいただけるよう、業務に努
めてまいりたいと思っております。

市民課・税務課では、この3月から市民の皆様の利便性の向上性を図るため、証
明書のコンビニ交付サービスを開始したところでございます。このサービスを利用
いただくためにはマイナンバーカードが必要となり、ところが2月末の申請者は
1,813人という状況であります。いつでも、どこでも証明書を取得できるコンビニ
交付をより多くの市民の皆様にも利用していただくためにも、マイナンバーカード
の普及促進を図りたいと思っております。

国民健康保険事業につきましては、被保険者数が減少する中で高齢者の加入率が
高くなっております。医療費が増加する傾向にあり、医療費を抑制するための特定
健診の受診率を高めるとか、またジェネリック医薬品への理解を深める取り組みが
重要と考えております。

また、医療費の助成につきましては、県の制度に市の単独事業を合わせることに

よりまして、安心して暮らしていただけるまちづくりを図ってまいりたいと思っております。

市税等の賦課徴収業務では、個人市民税については賦課対象者が減少傾向にある中で、家屋敷課税の強化による均等割課税者が増加しており、また所得割については課税標準額の算定を見直し、より適正な新年度予算の算定を行っております。

法人市民税は、平成26年度の税率の引き上げと景気対策の影響が宍粟市ではまだ若干弱い状況であり、減額で見込んでおります。

市税の半分を占める固定資産税につきましては、評価替えの第2年度であり、新築家屋評価との影響を受け、増加となっております。

軽自動車税につきましては、税率の改正がございまして、増加予算となっております。

また、市たばこ税につきましては、ここ数年の傾向として増加しており、増加で予算を組んでおります。

全体といたしまして、現年度の課税額は1億2,613万円の増加を見込んでおります。

また、収納につきましては、債権回収課、税務課と情報共有を図りながら、還付金の充当など、収納の取り組みや徴収強化月間、また県税のチームとの収納に努めてまいりたいと思っております。

環境課では、世界に誇れる環境首都とエネルギー自給率70%の実現に向けまして、再生可能エネルギーの普及促進、またごみの減量化と再資源化など、循環型社会の形成を目指した環境行政の推進に取り組みたいと思っております。

平成23年3月の東日本大震災に伴う原発事故以降、再生可能エネルギーが注目されてきましたが、固定買い取り価格が下がるなど情勢は大きく変化しております。本市におきましても太陽光発電の申請件数は減少傾向にあります。しかしながら、地域資源を活用した再生可能エネルギーは、エネルギー自給率70%を目指す本市にとっては重要な部分と考えており、引き続き支援をしていきたいと思っております。

家庭ごみの関係では、新たな取り組みとして小型家電回収と資源ごみのコンテナ回収の試行を行いたいと思っております。

小型家電回収につきましては、市民局単位に小型家電回収ボックスを設置することにより資源化を図ります。

また、資源ごみのコンテナ回収は、平成28年度につきましては、数カ所の自治会

等で試行的に実施いたしまして、市内全域の実施に向けた準備に直視したいと思っております。

資料の3ページは乳児医療費の助成の内容をつけております。県の制度に上乗せしまして、市の制度は所得の制限をなくしたりしております、子どもの医療費を無料化というような取り組みを行っておるところでございます。

4ページにつきましては、国民健康保険の特別会計事業の予算ということで、平成27年度と28年度の当初予算を比較しております。これにつきましては、御存じかと思うんですけど、まだ医療費が確定してない段階で予算を組んでおります、医療費が確定し、平成27年度の所得が確定しました段階でまた補正をしていくというようなことで、6月定例会のほうでまた補正予算を提案したいと思っておるところでございます。

5ページにつきましては、国民健康保険の加入者、被保険者数の状況で、年齢ごとに人数を挙げております。先ほど言いましたように、加入者が減っているんですけど、65歳から74歳のいわゆる前期高齢者の占める割合は増えているという状況となっております。

6ページにつきましては、市税の予算の比較をしております。平成27年度と28年度の当初予算の比較をしております。先ほど言いましたように、若干伸びる税となっております。

7ページにつきましては、滞納者の状況ということで平成22年度から平成27年度の決算見込みまでの金額を上げております。平成27年度の決算見込みで国民健康保険税を含めまして約7億円の滞納というような見込みをしております。

また、8ページにつきましては、市税等の滞納整理のフローということで、納付書発送から不納欠損に至るまでこういう流れで事務を進めているというものをつけております。

9ページにつきましては、再生可能エネルギー促進事業の補助金の申請状況を上げております。

また、10ページからは、にしはりま環境事務組合の負担金の算定を上げております。金額につきましては、宍粟市は負担金につきましては約40%を負担しているというような状況となっております。

11ページからは、そのうちの業務経費に係る算出の根拠でありますごみの量の資料であります。これにつきましても、大まかに言いますと、約40%が宍粟市のごみ量となっております。

それと、もう一つ、委員会のほうから資料の要求がありました分を別冊で提出していると思いますが、8項目要求がありました。そのうち資-3と資-4の国民健康保険の加入状況、これが職業別というようなことになるかと思うんですけど、それと滞納者につきましても同じように職業別の状況の資料の提出がありましたけど、有効な資料が手持ちにございませんでしたので、添付のほうは本日はしていません。御了承願いたいと思います。

以上で、簡単に説明を終わらせていただきます。

伊藤委員長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

事前通告がありますので、実友委員よりお願いいたします。

実友委員。

実友委員 非常に足の遅いトップバッターですが、トップバッターを務めさせていただきたいというふうに思います。

私、3点ほど聞いとんですが、まず、第1点目、主要施策に係る説明書の中のエネルギー自給率の関係でお伺いをしたいというふうに思います。

今、次長のほうからも説明がございました。自給率70%を目標に掲げている当市なんですが、太陽光が40件、小水力が2件、ペレット・薪ストーブが30件という数値目標にされておりますけれども、これで目標は達成ができるんでしょうかという質問でございます。どうかよろしくお願いします。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。エネルギーの自給率70%の関係なんですけども、現在パブリックコメントをかけさせていただいております環境基本計画の中で、平成25年度に49.5%ということになっておりますので、ある程度は当初の見込みよりも増えていっとるなということで、あとは平成26年度、27年度と事業系の太陽光関係がありますので、それを踏まえてある程度のめどが立っていくなと思っています。ただ、今言われております太陽光40件、小水力2件、ペレットストーブ・薪ストーブ30件につきましては、今年度の実績を踏まえて計画させてもらっております。状況によってはまた補正とかをお願いするような状況はあるかもわかりませんが、平成28年度についてはこれでやっていかせてもらいたいと思っています。

以上です。

伊藤委員長 この件について質問ありますか。

大畑委員

大畑委員 論点整理に出ている分も含めてやらせていただこうと思います。

まず、平成26年度の決算だと議会の意見・評価というふうに出させていただけいたと思いますが、このことに対して今年度予算にどう反映されましたでしょうか。まず最初にお伺いしたいと思います。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 平成26年度決算の意見を踏まえて、その中で私どもが捉えた部分については再生可能エネルギー分野のうちの木質バイオマスの利活用の地域経済の活性化に資する取り組みについて、より積極的に取り組んでほしいという形で捉えております。

その分につきましては、平成28年度予算の中で設置台数が伸びてきておりますペレット・薪ストーブ、特に薪ストーブでございますけども、木質バイオマスを活用できる環境が構築させていただきたいということで予算措置をしております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 この議会の意見につきましては、地域経済の活性化に通ずる施策展開ということで、ストーブを何件申請に対して補助金を出すとかということだけではなくて、バイオマスが利用されることで地域経済にどう循環していくんかということを考えていただきたいということ。それから、農山漁村の再生可能エネルギー法というのは、その再エネと地域の経済の活性化を図るということが法律の目的でありますから、その辺の検討をお願いしていたと思うんですね。今のお答えでは全くそのことが反映されていないという解釈でよろしいですか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 木質バイオマスに関しましては、平成28年度の予算には反映してないんですけども、平成27年度におきましてペレットの製造業者が1社増えるという形で増加しておりますので、平成28年度の予算という意味じゃなしに、議会の意見をもらった以降に木質の製造であるペレットの事業者が1社増えたということで、一つは成果があったなと思っております。

それと、もう1点、再生可能エネルギーにつきましては、ただいま宍粟市の協議会を設置させていただきまして、法律の5条に定められております基本計画の策定に向けて協議を行わせてもらっております。平成27年度も少し数は少ないんですけど開催させていただきました。実際、今行われております福知の取り組みの事業として全体を取り組んでいこうという形では進めさせてもらっております。幾分委員指摘のように遅い部分が見受けられるかもわかりませんが、一步一步やっ

きたいと思っております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 小水力はまた後で質問出てますから、そっちでいきたいんですけど、再三指摘があるように、ペレットのそういう事業者が立ち上がったとおっしゃいますけど、ペレットが火力として非常に熱源としての性能、そういうもので十分なのかどうかという議論がこれまでもあって、市自ら千種のB & Gのプールにもそれでは熱源として不十分なので重油を使いますというようなことをおっしゃっているわけでしょう。ですから、全く僕は予算にも反映されてないし、そのことが地域の経済に普及してないと思うんですよ。だから、ペレットと薪、そういうものの性能比較をしっかりとやって、そこでバイオマスの供給として効果があるものをどんどん予算化していくとかね、そういうことが考えられていないと思います。全く従来どおりじゃないですか、これ。と思うんです。その辺の性能比較をして、これを宍粟市では進めようと思うんですというような目標をしっかりと出していただけませんか。これに対していかがですか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 ちょっとB & Gの分につきましては、ちょっと所管が違いますので、逃げるようで悪いんですけども、そこそこの事情があると思いますので、発言としては控えさせていただきたいと思うんですけども、ペレットストーブにつきましては、過去には外国製しか機能的にだめだなというのが、だんだんと日本製になりまして、単価的にも安くなって、安くてって、結構な高価ですけども、なっております。それから薪ストーブもいろんな意味で活用される方が増えてきたんで、公共施設につきましては従来から取り組んでおりますペレットストーブは主であるということとは変わらないと思います。ただ、個人の部分につきましては、はっきりした目標としてはできないですけども、薪ストーブの方が多くなってきておりますので、その辺の部分も含めて考えていかなければいけない時期がきておるのかなと思うております。

ただ、指摘のように平成28年度予算にめり張りがついたということはございません。これまで需要がある部分について、ちゃんとこれからも責任を持って市民の方に還元していこうという形で考えておりますので、特段大きなところはないですけども、ある程度の市民の方のために補助と、それから極力市内の中では買っていて、地域経済を活性化するという面でも役に立っておると思っております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 先ほどの実友委員の質問とも関連するんですけど、エネルギーの自給率70%にどの程度貢献しているのかという話がありましたように、ここの主要施策の40ページでは、太陽光何件とか、ペレット・薪ストーブ何件とかいう、件数で書いてあるんですね。これ目標値というのは、どれだけCO₂を削減したとか、エネルギーとして自給したとか、そういうことが目標にならないと70%に対してどのぐらいなんかということがわからないと思うんですね。それをこういうふうに単純に件数で書かれているということが、これは見直していただきたいというふうに思います。はっきりと目標値で書いていただきたいと思います。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 委員の言われていることは十分わかるんですけども、各年度ごとに目標として予算を組ませていただいております台数につきましては、市全体の中のCO₂なり、エネルギーの自給率という面で設定すれば非常に細かい数字になってしまって、全く見えてこないかと、0.000何%とかというような形になってまいりますので、台数で書かせていただいておりますんですけども。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 目標ですから、これだけの自然エネルギーを使うことでCO₂がどれだけ減るとかいうことは具体的に数字に出るはずなんです。そういうことを出さないと、じゃあ何のためにこれだけ何件という設定をされているのかということも明らかになりませんので、そこは是非目標設定は数値は考えてもらいたいと思います。これ再三言っているんですけど、いつもこの件数でしか出されないというのがあります。

それと、ペレットボイラーとストーブと、そこをちょっとさび分けをしていただきたいというふうに思うんですが、ボイラーなんかは、これ地域に循環を僕はしていくと思うんですよ。大きな病院ですとか、それから介護施設とか、そういうところはたくさんお湯を使われますから、そういうものをしっかり沸かして給湯をしていくというようなシステムをつくっていけば、そこにはバイオマスを利用した熱源供給の仕事場が確保できるし、それから安い値段で湯が供給できると。夏場はまたそれを触媒か何かでやるんでしょうけど、冷房機能にも切り換えられるというようなことで、今非常にそういうことが、バイオマスを利用した給湯システムみたいなこ

とがすごくはやってきてます。そういうものを入れながら、雇用にも繋がるというね、まさしく今の再エネ法が目指しているところが実際に行われていってるわけですね。そういうことをやるのではなくて、誰かが個人的につけられることに対して補助金出しましょうと言うばかりを続けられておるんです。これもやられたらいいと思うんですけど、もっと地域の資源を生かした地域でエネルギーを自給していく、お金が外へ出ていかないようなことを市として考えなあかんのと違うんですかということがずっと言われているわけです。そこをわかっていただけないし、その取り組みがされてないんですね。その辺に対してはどうなんでしょうか、部長。

伊藤委員長 小田部長。

小田市民生活部長 お金が循環するというようなことで、宍粟市としては、もともと林業が盛んなところ、それが多くの資源があるというようなことで、それを地域で循環させるということについては、私もそのとおりだというふうには思います。その中でどういった方法が実際に効率的にエネルギーを循環できるんだというようなやり方を市のこちらのほうで全て全部考えてやるというんじゃないしに、冒頭にも言いましたe - みらっそですか、そういった地域のエネルギー、環境を研究するグループ、そこらと一緒に市のほうで考えていきたいと。従来の補助を単独で出すというんじゃないしに、研究をして地域でお金が循環するというようなシステムをあわせて補助をやっていくというようなことがこれからは必要じゃないかなと、そういうふうには思っておるわけなんで、だから、何だと言われても今現在、こうですというふうには正確にはよう答えられないんですけども、何かお金が市内で循環するシステムをつくっていききたいと、そういうふうな思いはございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 是非そういうことをお願いしたいと思います。

ちょうどタイミングとしては、世界に誇る環境首都ということで、環境基本計画を見直されるタイミングがあるわけですから、そういう審議会にも是非お諮りをいただいて、そういうものを是非実現をしていただきたいとお願いをしておきます。

以上です。

伊藤委員長 次に、実友委員の2番目の質問をお願いいたします。

実友委員 同じページの40ページなんですけども、小水力発電を150キロワットを年1カ所ずつと書いてあります。これは、何カ所を目標にされておるのか。それと、何年からやろうとされておるのか、御質問したいというふうに思います。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。平成24年度にスマートコミュニティ事業におきまして、市内における小水力の可能な河川はどれぐらいあるかなということで、大体10から20程度を見込まれておりますので、できれば20カ所を目標として取り組んでいかせていただきたいなと思っております。

それと、先ほどありましたいつからという部分につきましては、今、福知のほうが率先的に動かれておりますので、まずそこが正式にできてからが始まりかなと思っております。

以上です。

伊藤委員長 実友委員。

実友委員 今10カ所から20カ所の河川を調査したということなんですけど、これは地元は全て知っておりますか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 ちょっと机上のほうで調査しておりますので、どこどこというところまではまだ出させてもらっておりません。あくまで図上での話なんです。

以上です。

伊藤委員長 実友委員。

実友委員 以前、ちょっと聞いたと思うんですけども、各地域から要望もしてもらいたいというふうな話があったように思うんです。その要望しようと思っても、自分とこの河川が対象になってなかったら要望もできませんし、どういった形で、やっぱり周知はすべきではないんでしょうか。周知をして、そして要望をすることができるかどうかと一緒にあわせてお願いします。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません、今御指摘のように、ある自治体は自治会長と、関係者と来られたこともあるんで、その辺がちょっとわかりづらいなということなんで、ちょっと今後ホームページなり、広報なりでわかるように検討させていただきたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 この件については、あと3人の方が質問を出されてますので、藤原委員。

藤原委員 関連で質問させていただきたいと思います。

そこにも通告しておりますとおり、小水力発電ということで平成26年から平成27年までで、これ千種の分だと思うんですけども、約950万円余りかけて調査をされと

んですけども、これはもう千種は済んだ、そして、今年予算置いとる350万円ですか、半分補助があるんやけども、その分で今度は次のところを、だから3番目になるんか、4番目になるんか知らんけども、そこを調査するという、そういう理解でよろしいでしょうかね。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 今委員言われたとおりで結構です。千種が終わり、新たに候補地どこことは言わないですけども、置かしてもろうとるところがそこです。3番目のところですよ。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 それでその調査の内容なんやけども、私、ちょっとここに書いとるけども、要するに事業が成り立つかどうかということではなしに、水量の問題とか、環境アセスの問題とか、そういうことをずっと調査して、こういうもんですよ、こういう状況ですよというてまとめてするだけなんか。その程度までのまとめなんですよ、調査の委託というのは。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 委員指摘の部分はもちろんのことなんですけども、これは地域が活性化、最終的に言うたら、お金もうけする事業なんで、投資した費用に対して収入が得られるかというところがありますので、環境に優しいということがありましても、自治会が赤字出すんやということではだめな事業なんで、そういうあくまでも概算ベースの話ですけども、そういうものも踏まえてOKかNGかというところを出させてもらっております。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 そしたら、こういうことかいね、全体ではまだ千種にも箇所あると思うんやけども、その今調査したのは、西河内かどっかだと思ふんやけども、その調査はもうこれで完了したわけなんやね。

それと、もう一つ、この150kwhというこの数値、これはやっぱり補助基準とか、そういうことで、これにこだわらなんだらしやあないねんやね。その2点、ちょっとお願いします。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 150キロといいますのは、水力発電の売電事業をしようと思えば概ね100キロ以上の規模がないと、なかなか難しいなというのがありまして、それから、200キロ以上になりましたら、少し買い取り価格が変わってきますので、200ま

では無理でも150ぐらいの規模があれば、一番安定してできるかということで150をさせてもらっております。これが110キロになったらいけないとか、そういうわけではないです。補助金については今100万円ということなんで、間違いなくそれ以上増えますので、制限としては特にありません。150キロ程度が一番ベストなんかなあということがありまして、想定をさせてもらっております。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 千種のほうにも成果表としても上がってきとんやな、ここの箇所やないけども。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 評価としての成果品としては上がってきております。平成26年度、27年度繰り越しの委託なんで。

伊藤委員長 よろしいですか。

山下委員。

山下委員 福知川の進捗状況と今後の計画の見通しを御説明ください。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。福知地区におきましては、昨年8月に小水力発電の事業主体となります福知水力発電株式会社が設立されております。その後、設計・調達・施工と一括発注先を決めるEPC事業ということで業者選定が行われております。

それから、進捗状況やったですかね。今、EPC事業の選択が行われて事業をされていっているというところまでです。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 今後の計画の見通しとかはどのようになっているわけですか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 あくまでも福知の株式会社の話でございますけども、発電設備等の概略を決定するために、現在概略設計に取りかかられております。3月中にはこれが完了するんじゃないかなと思っております。その後は、融資の関係でございます金融機関等の中で資金調達とかいろいろな協議がされて、いろいろな協議を踏まえまして、9月ごろから本格的な実施設計ができるんじゃないかなという段階には至っております。

以上です。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 先ほどの再生可能エネルギーの普及促進事業というところに戻りますけども、主要施策の40ページですね。ここに書いてあるとおりで補助金1,330万円に対する太陽光発電40件ですか、それに対する補助金の見込額はどれくらいになるのかということ、まずその1点。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 一応あくまでも予算ベースの話でございますけども、住宅用40件、それから自治会がされる10キ口以上の部分が1件の41件で530万円ということで予算を組ませてもらっております。

以上です。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 普及促進にはちょっと反する質問になるかと思うんですけども、大変全国的にこのパネルの設置による被害というか、そういったことで問題になっていると思うんですね。だから、これ国が一番悪いんでしょうけども、そういう法律も決めないままに、そういったことで普及だけをやっているという現状があります。これは、全国的にはもう大阪などでも裁判を起こしています。それから姫路でもそうです。赤穂でもそうです。赤穂なんかは景観を損ねるといふ、御崎のそういうところにパネルを並べています。あるいは29号線を姫路に向かうと、追分というところがあります。そこにも100枚できかないほどの山沿いにずっとパネルを並べています。そういったことでそれが崩れて災害になったということも全国的にはあります。だから、そういったことをどうするのかなというのが一番心配なんですね。

それから、私どもの身近なところでいいますと、今年に入ってから、これ耕作田なんですけども、耕作田と畑作と入れて約4反か4反弱ぐらいのところをつぶして、埋め立てして太陽光パネルを並べております。そうしたことによる苦情もありました。すぐもう家のそばまでそんなものを並べられたらかなわんという、だけど法律がないからどうしようもないですよという話をしたんですけども。そうしたことが身近でも起きているし、全国的にたくさん起きているんですね。だから、普及促進はいいんですけども、そういったところをどうしていくのかということについて、一度答弁をお願いします。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 福嶋委員が言われたように、太陽光事業系のパネルの部分につきま

しては、いろんな法律の制約を受けないということなんで、今言われたとおりのことが今もあると思います。ただ、いろんな意味でケース・バイ・ケースになってくると思うんですけども、市の条例で定めるといふところまではなかなか難しいかなと。ただ、今言われたように隣近所からということとは、私どもも聞きまして、どういうところで対応できるのかなという面も調べさせていただきましたけども、実際のところ、それを規制するようなものはございません。ただ、国といたしますか、県といたしますか、そういう部分があれば、私どもも動くことはできると思うんですけども、なかなか現在としましては、そこまでできないかと思っております。

以上です。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 ちょっと言い忘れてましたけどもね、個人のおうちの屋根に上げておられますねえ、6枚であったり8枚であったりというふうに。そういったところで奥さんが調子が悪くなってね、原因がわからなかったと。いろいろするとどうも太陽光の電磁波らしいという。いろいろ調べると、そこにたどりついたということで、太陽光を取り除いてしまったと。そうすると、奥さんの調子がよくなったという、この間もテレビのニュースの中でちょっとそういう話をしてましたけどね。そういう話もあって、それは誰にでも感じるものでなしに、100人とか200人に1人ぐらいそういう方があるということも事実なんでね、そういうことも含めて慎重に太陽光については僕はエネルギーの促進事業ということについてはいいことなんやけどね、やっぱりそういうところをどうしてこれからやっていくのかということも含めてやっていただきたい。

それから、もう1点、これ当初、いつだったのかな、平成22年か23年くらいからですか、太陽光は。その買い取りのことなんですけど、1キロワットが40円で買い取るという当初の話がありましたですね、太陽光についてはね。それにつきまして、去年は27円になって、本年4月からは24円になるというような、これ最近の新聞に出てましたけども。

そうした中で、その当時、今申し込んでおけば、そして、そうした太陽光の設置をすれば、40円ですと10年とか20年とか長期にわたって買い取りしてもらえんだと、こういう話があったんで、それについて定かなものなのかどうなのかというところがあればお答え願いたい。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。福嶋委員が言われている部分につきましては、家庭用

じゃなしに事業用の太陽光、10キロ以上の部分になるかと思います。平成24年が40円で始まりまして、25年36円、26年度が32円、27年度は7月までと8月以降に分かれておるんですけど29円と27円、それから28年は24円という形で買い取り価格が決定しております。

この買い取り価格につきましては、設備認定を受けられた時点で買い取り価格が決まりまして、先ほど言われた40円は多分平成24年度の中で設備認定をされた事業者の方、個人か事業者かわかりませんが、方が40円だということ。それにつきましては20年間継続して同じ価格で買い取るということになっておりますので、多分平成24年に40円で設備認定をされた方が今もまだ20年以内なんで、継続して買い取ってもらっていることじゃないかと思います。

以上です。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 私が先ほど言ったとおりに、その最初に申し込んで設置された方は20年間40円で買い取ってもらえるということやね。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 あくまでも事業用なり少し大きい部分です。屋根の上へ上がっている家庭用じゃないです。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 20年間、これは大きなところの設置をした分でしょう、今言ったのは。

伊藤委員長 同じ話しようさかいに、一回資料を出してくださいね、整理して。単価のどこ。同じことを何ぼやったって、何かもうひとつ通りがよくないさかいに。資料を出してください。

宮田環境課長 出させていただきます。

伊藤委員長 それから、福嶋委員の太陽光エネルギーの条例については、小田部長、ちょっと答弁しておいてください。

小田部長。

小田市民生活部長 失礼します。赤穂市が太陽光、そういった環境施策といいますか、環境破壊にならないようなそういった対応をされたというようなことが出ておるわけなんですけども、やはり今現在、太陽光の設置につきましては、一般家庭につきましては、徐々に数的には減ってきているわけなんですけども、あと事業系の部分がそれぞれ市内に、言葉悪いですけども、開発をされて山林内に設置されたりとか、農地を転用されて設置をされているというようなことで、規制がかかってな

いような状況でございます。それにつきましては、買い取り価格の関係で今後もその方向が続くのかなというふうなこともちょっと危惧されるわけなんですけども、今のままでおさまるのか、まだまだこれが続くのか、いろいろと危惧される部分でございますが、これについては市として何らかの対策が打てないかどうか、それらも研究をしていきたいと思っておりますけれども、なかなか大規模開発とか宅地開発とか、それらの法の網での話はできるんですけども、それ以上の規制というのはなかなか難しい部分がありますし、やはり向こうが事業としてやっていくのに、規制を後から加えるというのは、それができるのかできないのか、そこらもちょっと研究をしなければならぬと思っておりますけれども、何らかの対策を打てないかというのはちょっと検討はしていきたいというふうに考えます。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 結論的には、やはり安心安全のまちづくりというものをうたっているもので、やはりそういったことを踏まえてやっぱりやっていただきたいと、こういうふうに思いますので終わります。

伊藤委員長 次に、生ごみ処理機について、実友委員。

実友委員 同じような質問になりますけども、42ページ、生ごみ処理機の補助事業について、平成20年から平成27年にかけて約329件ですか、の補助をされておりますけども、この生ごみの減量、どれぐらいの例えば量が減ったのか、こういった形で進んでいるのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。先日の民生生活常任委員会でも報告させていただきましたけども、2月末現在で330機補助しております。計算しますと、今後年間に約32トンの生ごみ、可燃ごみが減っていくだろうなということで計算しております。

以上です。

伊藤委員長 関連で、大畑委員。

大畑委員 同じような感じにはなるんですけど、この平成28年度30台を目標にされておりますけども、これの根拠ですね、どのぐらいの経費削減ということで考えられておるのか、ちょっと教えてください。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 台数につきましては平成26年、27年の部分をもとに推計して予算措置をさせてもらっております。正直な話、予算を組んだときから見れば、ちょっとあと伸びたんで、少し足りないかなという思いはありますけども、その折にはまた

補正等、もしくは再生可能エネルギーの中で可能な限り対応させていただきないと思っております。

あと、ごみの削減量については先ほど32トンと申しましたとおりでございますし、金額的な部分については、ちょっと今ここでははじいた分を持っておりませんので、お答えすることはできないかなと思っております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 またあとで一般廃棄物の話になると思うんですが、全体的にどれだけごみの経費を削減するかという、その流れの中の一つとして、この生ごみ処理機を補助金出してごみ減量化に繋げていただくというのは重要な施策だろうと思っておりますので、やっぱり目標をはっきりと出していただいて、市民に呼びかけていく必要があるというふうに思います。

それで、前々からいろいろ市民の要望が出ているんですけども、今のところ、単価5,000円以上の生ごみ処理機ということで、1世帯で年度内は1回しか補助金が多分受けられないような仕組みになっているんじゃないかなと思うんですね。なかなかこの目標が伸びてないのにもその辺に原因があって、やはりどんどん生ごみを処理をしていこうと、ごみ減量をやっていこうという前向きな家庭には1件と言わずに補助金を出していけばいいんじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 大畑委員が言われた年度に一つじゃなしに、今のところ1軒に1回ということなんで、ちょっともう少し制約が狭いんで、予算の許す範囲では考えていく余地もあるかなと思っておりますけど、今の部分では1世帯に1回ということで補助をさせてもらっております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 いや、補助をされているのは私が言ったより、まだ悪い制度なんですけども、市民の要望が2回、3回、3回もおっしゃらないかもわからんけど、1年に2回あってもいいだろうし、1回切りじゃなくって、再度こうしますということがあってもいいんじゃないかということに対して、いかがですかという答弁をいただきたいんです。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 平成20年度から始めておりますので、もう8年目に入りますので、

機械的にも傷んでくるんで、ある程度めげてきて使いものにならない機械も出てきているということも考えられます。今、私がここで増やしますとかいうことは言えないんですけども、課内で協議させていただいて、いろんな方の意見を踏まえて検討していく課題ではあると思っております。

以上です。

伊藤委員長 次に、藤原委員の質疑を行います。

藤原委員。

藤原委員 それでは、ちょっと細かいことになっている部分もあるんですけども、よろしくをお願いします。

1点目ですけれども、航空写真の撮影業務ということで、平成28年度に委託料に3,000万円という予算計上されております。多分これは主な用途は新築家屋等々の関係かなと私は思うんですけども、以前、このように本市の全体の撮影した写真があるのかないのか。もしなければ、撮影後の、平成28年度で3,000万円かけて撮影した後の家屋等の新築等のチェックは可能であると思うんですけども、それまでの分については漏れる可能性があるのかなあと、このように思います。この写真撮影によりまして、現地確認と公正・適正な課税に繋がると、このように言われているんですけども、私は少しちょっと疑問を感じるんです。どのように利用されるのか、お答え願いたいと思います。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 失礼します。まず、写真のデータの状況ですけれども、旧山崎町分として平成16年度に航空写真撮影を撮っております。宍粟市全域としましては、平成24年度に航空写真を撮影して、翌年25年度から統合型GISとしてそのデータを地籍図とさまざまな道路の路線図、そういったものを盛り込む中で、データ活用をとっております。

今回、市域全体で予算計上させていただいておりますのが、宍粟市となりましてから2回目という形になってまいります。おっしゃるような部分でこの間の当然比較、チェックというのは可能になってまいりますし、今後もこういう部分でデータが積み上げられれば、またさらに精度を増してくるのかなと思います。今のところ、平成24年に持つておるデータを窓口の市民相談でありますとか、問い合わせのときに御覧いただく中で説明しているというようなことで、非常に効果的には使っていると考えております。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 例えばその写真によって増築とか、滅失とか、そういうチェックはされてないんですか。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 もちろんそういう利用もございます。ただ、現地調査につきましては、職員が回ったりする中で行ってあったり、こういう航空写真で利用させていただくのは、どうしても見て回って見えにくい部分、例えば家の裏側、山との間とか、どうしても目で追っかけていけない部分を空撮したものでできておる次の分と比較したら壊れておるといような判断ができますので、全体的に市の職員で追っかけていく部分が中心となっているんですけれども、そういった見えない部分とか、当然データも比較できますので、そういうチェックの仕方もしながら、適正な課税に繋げていきたいと考えております。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 この家屋につきましては、いわゆる不動産登記法とか、そういう関係で3カ月以内に表示登記をなさないとか、所有権移転登記をなさないとか、そういう申告という義務が課せられているんでね、それはそれでええんですけども、しかしながら、その不動産登記法に基づく表示登記とか、そういうことをされてない納税者といいますか、所有者が私はかなりあると思う。特に増築とか、附属家の新築になったら、多分ほとんどの方がされていないんじゃないかなあとということで、本人申告に頼っていると、かなりの部分が課税漏れになると私はこのように思うんです。先ほど課長が言われたように、やっぱり足でといいますか、直接職員がチェックというか、調査に行かなければ私はこれは大きく課税漏れになる可能性があるかなあと、このように思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 おっしゃるように登記簿の情報でありますとか、移動情報というのは非常に有用な情報でございます。ただ、おっしゃるとおり、過去のもので未登記のものもたくさんございます。そういった場合には今、現課税しておる部分の方に亡くなられた場合は、納棺人の特定とか相続人ということはもちろん毎月照会しておりますし、先ほど少し申しましたが、新築家屋、増築家屋等の変動については課税が終わりました夏期間ぐらいからなんですけれども、課の職員、7班編制しまして、市内を7カ所に分けまして、各地区を2日、3日かけて巡回の調査をしております。去年ですと、8月、10月、それと12月から年明け1月ぐらいにかけて3回ぐ

らい地区を回っております。増築とか、あるいは新築、取り壊し等確認ができる
とこ、また土地の造成等、利用目的を変えられたものをあわせて確認するような行為
をしておるところでございます。

それ以外にも市の職員にお願いという形になるんですけれども、日常的に目につく
分でありますとか、通勤中に気づかれたところなど、グループフェアのほうで照会
かけて報告してくださいねということを見せていただいたり、先ほど委員おっしゃ
ったような広報のほうにも12月号に毎年なんですけれども、家屋の移動とか、所有
権移動も含めてですけれども、土地の用途目的の変更等々がございましたら、1月
1日の基準で課税しますので、届け出のほうをお願いしますということを見せてい
ただいたりするような周知もさせていただいております。

以上です。

伊藤委員長 ちょっとこの関連が出とんですけど、よろしいか。航空の。

岸本委員。

岸本委員 3,000万円かけてなんですけど、定期的にと書いてありますので、今聞き
ますと、前回は平成24年ということで、4年に1回というふうに考えていいんです
か、ちょっと確認します。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 ここで定期的にと申しておりますのは確定ではございませんが、3
年、4年というところは少しずれておりますが、実は航空写真を撮らせていただく
大きな目的としまして、一つには評価替えが3年ごとにございまして、その折に一
番直近のデータをとっていこうじゃないか、それをもって賦課に充てていこうじゃ
ないかという考え方が税の中では主流になっております。宍粟市につきましては、
平成24年にしております、3年目に、去年ですけれども、予算要求させていただ
くという思いでこちらからは提案したんですが、全体的な予算のこともあり、昨年
は見送りになっております。

先ほど言いましたように、評価替えがあるところで、都市部なんかでは非常に構
造物の変化とか構築物の変化、開発が非常に速いペースで進んでおりますので、3
年ごとというところはたくさんございます。宍粟市に置きかえますと、昨年ちょ
と、今お話しした部分もありまして、非常に広範な面積でありますから、コストは
飛行機が飛ぶ分だけ費用かかかってきますので、非常に高額な地域の部分になっ
てまいります。そのこともありまして、費用が高額であると、もう一つ都市部と比較
して開発のスピードが少し緩やかといいますか、現状が変わらないところもあると

思いますので、税単独の考え方としては6年に1回、2回の評価替えに1回飛ぶぐらいで、あとはこの現地調査に足を運ぶことで補っていくというような形で、コストと利便性の両方を踏まえて6年ぐらいがどうかという思いは思っております。

ただ、これはあくまでいろんな実施計画でありますとか、市の全体の事業計画の中で了解いただいた数字ではございませんので、あくまでも税のほうで都合的に考えるには、6年ぐらいで飛んでいただいたらいいかなという思いでございます。

以上です。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 3,000万円と聞いてちょっとびっくりした、広範な地域ですので必要性もわかりますが、あとちょっと6年に一回であればまあまあええかなと思うんですけど、その辺の費用対効果については、あと大畑委員からまた話があると思いますので、お任せします。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 費用対効果、先ほども課長言われたんで、よくわかっておられると思うんですが、もう単純です。これだけ更新のたびに費用もかかるので、今、衛星中継とか衛星の写真とか、そういうグーグルアースみたいなものがいろいろ普及してきておりますので、そういうものが活用できないんだろうかという質問なんです。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 失礼します。もちろんグーグルのグーグルマップとか、ああいったものもストリートビューということで、非常に効率のよい利活用ができております。ただ、グーグルにつきましては、どの時点で飛んでいるかとかというのがばらつきがございます、やはり都市部は頻度が高いようですけれども、宍粟市とかでは少し前の画像が残っております。そしてまた、山間部、山地などはあまり更新されないというような現状もございますので、市民の説明としてはいつ時点の写真ですよという説明が成り立たない部分が一つ難点がございます。

それと、二つ目としましては、宍粟市で持っておりますGISというのは地籍図と、いわゆる地番図ですね、地番が入った道路、公衆用道路ですよ、個人の持ち物ですよ、Aさんが持たれてますよということを含めた、そういった図面と整合させた形での利活用にしておりますので、グーグルの上ではもう境界線も入ってませんし、一定の会社だったら会社名ぐらいまでは入っているんですけども、あくまでも絵的なイメージでしか入っておりませんので、実際、市民が来られたときの説明であるとか、土地所有者は誰なの、面積どれぐらいなのというところでは少し対応が

できないのかなと。ただ、現地を見ていただいたり、そういう確認の上では便利なのかなと。ただ、言ったように年次のずれがあったりするので、その辺の説明は私どももできませんので、行政的には少し使いにくい点もあるのかなというところがございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 もう1点だけ、すみません。どこまでの解像度で飛ばさないかのかという、撮影せないかのかということがあると思うんですが、ほかの業務で例えば建設部が地図の作成とかで飛行機を飛ばしたりするということがあつたりするでしょうから、他の業務と兼用しながら経費をできるだけ抑えていくとか、あるいは今言いました衛星写真の活用とか、それから広い面積をやるというよりも、先ほどおっしゃっていた、いわゆる開発がある程度進んでいるところに焦点化するとか、何かそういう経費的なところの御検討をいただけたらなというふうに思います。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 まず、その一つ目の利用の分につきましては、前回、平成24年に整備したのは企画の情報の担当がGISとして全体で整備しております。といたしますのも、利用の頻度が一番高いのは税務課もしれませんが、市全体、おっしゃったように、道路でありますとか、農地あるいは林野の部分、災害の確認であるとかいろんな多岐にわたる利活用ができるものでございます。で、当初は、そういったもろもろの全てのシステムアップ、セットアップということで情報のほうでしていただいたんですけれども、先ほど申しましたように、税も3年ごとの評価替えであつたり、課税を毎年確認したりする業務がございますので、税として一定写真の更新はしていただきたいというのが発端で、今回税務のほうで3,000万円の予算を要求したところでございます。

言いましたように、例えば山ですと、山の奥に足が運べないというようなところでも崩れているとか、市有地であるとか、個人持ちのところであるとか、そういったところでも衛星写真なら確認ができて、比較することでこの何年かの間に崩れたんだなというような、当然、災害の確認もできてまいりますので、そういった面では非常に効果的に利用できるということも聞いております。ですから、使い方は非常にたくさんございます。

それと、昨年8月からについては、ホームページのほうに簡易版を上げさせていただいております。それは情報担当のほうで上げているんですけれども、道路の路線網でありますとか、都市計画図、ハザードマップというような形で、市民の皆さま

んにホームページのほうで御覧いただけるような地図として、プリントなんかもできるようになっていたと思いますけれども、そういう利用も多岐にわたっておりますので、非常に税として予算どりはさせていただいているんですけれども、非常に効果は幅広いのかなと考えたりしております。

それと、もう1点の例えば開発部分、山崎が一番平野部が多くて、ここだけというようなことも一応予算協議の中でも検討させていただきました。当然、山崎だけの面積のところを飛ばせば額は安くなってまいりますけれども、冒頭、藤原委員のおっしゃった税の賦課の公平さからいいますと、山崎は最新のデータがあるけれども、じゃあ北部、一宮、波賀、千種は最新のデータが4年前のデータなのということになったら、ちょっと課税の資料としては不備な部分という理解ができます。ですから、非常に山のほうが9割以上あるところなんで、平野部だけを写すというのは非常にその路線だけ飛ばすというのは非常に難しゅうございまして、基本的には縦線で全て飛んで、全面を抑えた中で図面を落とすという作業になってまいりますので、やっぱり部分的に飛ばすというのは賦課のデータとしては少し十分でないものになってくる、また、逆に路線の平地だけを飛ばすというのも、その撮影技術的にも難しい面が出てくるということで、結果、全面を飛ばしていただきたいということで予算要求の部分としております。

それと、冒頭ありました費用対効果という部分なんですけれども、これにつきましては、先ほど申しましたように、いろんな利用のもとになっております。賦課の税のほうとしましては、非常に大切な資料となってくるんですけれども、ほかで利用されるものもたくさんございまして、これを1点で数値化して3,000万円のうちの効果がこれぐらいあるんやということが非常に出しにくうございます。どれが一番正解かも言えませぬので、ちょっと費用対効果、数値的には難しいと考えておりますので、御理解いただいたらと思います。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか、大畑委員。

大畑委員 はい。

伊藤委員長 続けて、藤原委員の質問に入ります。

どうぞ、藤原委員。

藤原委員 固定資産の関係でも先ほども申し上げましたとおり、いわゆる本人の申告義務なり、その責任があると思うんやけども、何となしに公平に課税されていないような雰囲気は私はするわけなんです。結果として、この予算書の57ページあた

りに23節の償還金及び割引料の中に1,300万円ほどの予算が計上されておりまして、これは本人の修正申告なり、あるいは確定申告等々によるいわゆる過年度還付という部分もかなりあるんですけども、しかし、またかなりの部分で、固定資産の、前も私一般質問で言いましたけども、固定資産の部分のいわゆる過誤納金というものもありまして、特に固定資産の場合は、一旦課税誤りしたら5年も10年もかかる関係で、発見まで、だから、その本税よりも還付加算金いわゆる利子の部分が非常に大きな割合を占めているというようなことで、これ果たして誰が責任を持つのかなというような意味合いがあって、もう少しやっぱりきっちりとした調査をしていただきたいなと、これはこのように思うんです。

ですから、この1,300万円、去年も1,600万円、多いときは2,000万円近いこの23節の還付加算金が出てきよったんですけども、償還金が。利子も入れてですけども。この1,300万円の積算根拠、あるいは市県民税の部分がこれ、法人税の部分がこれぐらいというような、何か根拠はありますか。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 その分でございますが、家屋の課税漏れというのは、極力、先ほど申しましたように、職員の手で追っかけるとか、そういうことで漏れがないようにしていきたいと考えております。

逆に、今度は課税誤りによる還付金ということで御質問いただいております。おっしゃるとおり、各税の過年度分の過誤納金と還付加算金というもので構成しております。

主なものとしましては、おっしゃったように市県民税では、例えば扶養の取り直しがあったとか、固定資産税等につきましては、未登記家屋の所有者変更があったのを課税者が誤った形で過年度課税した分を返します。あるいは、そういったもの、土地等につきましても現況地目が変わっておるということを申し出されて、それで先ほど言いましたGISのほうで確認したら、半分ほどは畑に使われていますよとか、果実が原野になっておるとか、そういった形で還付するものは出てきております。

それと、償却資産等につきましては、申告がある中で建物の償却の捉え方が違っておったということで、3年分ぐらいさかのぼられて修正申告される場合なども最近出ておりました。

一番最近多いものとしましては、法人市民税が予定納税で中間納付とありますが、予定納税をされているんですけども、決算時には少し所得が、儲けが減りました

というようなことで、決算時の還付というのが大変今年度につきましても出てきております。そのため、当初1,300万円であったものを補正させていただいたような状況もございます。

それを踏まえましてですけれども、償還金の予算については、具体的な積算はできません。実際発生してからの還付という形になっておりますので、この1,300万円につきましての根拠は特段持っておりません。例年の動向を踏まえた中で予算協議を踏まえております。ちなみに、平成22年度までは1,500万円の予算措置をいただいておりますが、全体の予算の圧縮といいますか、平成23年度からは1,300万円ということで、ここ平成28年度まで予算要求の額が移動していないというような状況でございます。積算につきましては、具体的にどの税が幾らというような積算ではございません。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 もう一回言いますけども、要するに、法人市民税とか、あるいは市県民税の修正申告、確定申告等々をさかのぼって、課税誤りがあったと、修正申告で変更になったと、これはもう当然私はわかるんです。けども、ほなそれはその分が1,300万円という説明であつたら、私はもう全くそのとおりだと思ふんやけども、そうじゃなしに、4割、半分近いものが固定資産税の誤りであつたような気がするんです。

だから、その誤りが発見できたらその時点で返したらいいんで、予算これぐらい見とけと、そんなずさんなことやったら問題があるなと思って、この質問をさせていただきました。もうそれは答弁よろしいです。

それから、償却資産税の話がちょっと出たんですけども、これの私ちょっと勉強不足なんやけど、課税方法、どのように課税になるのか。前回、一般質問でちょっとしたんですけども。それから、その具体的な件数、できたら、これ概要調査の総括というんか、確かそこに法人、個人で分けて課税標準額、あるいは課税額という、そういう概要調査の表があるんで、表の一部だけコピーしてもらったらようわかるんかなと思うんですけども、この辺ちょっと説明をしていただきたいと思ひます。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 償却資産につきましては、すみません、ちょっと待ってください。土地家屋以外の事業の用に供する資産というものを減価償却として法人税の部分であつたり、所得税の部分の経費、損金というような形で必要経費に算入されるもの

であります。これを申告される方に、事業でありますとか個人の方に申告書の提出を案内するという形で、1月末までに申告書を出していただいております。

内容としましては、機械でありますとか、構造物というようなものになってこようかと思えますけれども、そういったものを申告いただいて、それをもとに課税する形になっております。

課税件数につきましては、個人、法人の区別は特に帳票上でできておりません。

おっしゃった概要調書は土地家屋しかなかったかと思うんで、償却はちょっと私よう確認せんかったんですけども、その分は確認ができたら資料提供を準備させていただきたいと思えます。

ちなみに、この暮れに償却資産の申告の対象となる方に申告案内をさせていただいた件数は約2,000件を少し切っておりますけれども、概ね2,000件の事業所、個人の方に案内をさせていただいております。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 課税額は何ぼぐらいになるんやろね。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 課税額というのは、新年度予算に上げている部分でよろしいでしょうか。課税標準額というのは、ですから、新年度予算の考え方でいいんですか。

すみません。ちょっとまってください。

償却資産の課税標準額は367億7,400万円余りになっております。367億7,400万円ぐらいで1.4%の税率で5億1,400万円の予算を組んでおります。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 次の質問に入らせていただきたいと思います。

宮田課長をごつつ責めるようなことなんやけども、また、このごみ収集のことで、そこにあまりにも我々が利便性を追求し過ぎたために、ごみが増えておって、多額のこれに対して税金が投入されているんですけども、しかも結果として地球環境に悪い影響を与えているということで、かつてニューヨークタイムズでしたか、リサイクルもごみだというようなことで、つまりペットボトルを回収するのにいろんな燃料を使い、手間をかけ、そして再生するのにまた石油を使うというようなことで、非常に地球環境には優しくない、こういうようなことがあったんですけども、この減量化への取り組みで、新規に何か考えておられるのであれば、説明して

いただきたいなと思います。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。新規といいますか、今パブリックコメントをかけさせていただいております一般廃棄物基本計画の中でも少し触れさせていただいておりますけれども、私どもが言います5R運動の中の、その中の特に2R、リデュース、発生抑制、それから、リユース、再使用という、この2Rを中心に考えていくべきかなということが国も出されています。

まず、発生抑制という部分につきましては、今もやっていただいておりますけれども、マイバック運動によるレジ袋の削減、それから、お中元とかお歳暮とかの簡易包装とか、いろんな全てのものの包装の簡易化と。それから、詰め替えの洗剤とかシャンプーとか使っていただくことを推奨するという部分でのごみの発生抑制等をうたっていくべきかなと思っています。

それと、リユース、再使用につきましては、なかなか昔であれば、隣の子どもにあげるとかというようなことで服なり、乳母車とか再使用できておりましたけれども、少子化の関係でできないんで、フリーマーケットとかフリーマーケットにかわるそういう何か仕組みができたらいいなということでは考えております。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員、ちょっと待ってくださいね。

稲田委員。

稲田委員 今、成果説明書の42ページのごみ収集の関係なんですけれども、事業内容の中に、3行目ですか、業務を市の直営と民間委託に分けることで経費の削減を図ると書いてあるんですけれども、実際、どれぐらいの経費削減になるのか、これ直営にされた場合の試算というのは恐らく出されていると思うんで、それと、今の市の職員の人件費をプラスされる、いろんな部分を考慮されて、ここに経費の削減を図るといふ方に言い切られているんで、これずっと今年始まったことじゃなしに、ずっと同じなんで、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 昨年来というのか、市の方針としましては、民間にできることは民間でという方向ということにつきましては、従来から変わっておりません。ただ、その中で、市としてのごみ収集の能力といいますか、それについては昨今の災害時等を含めましたら、ある程度の対応をできる能力も必要かなという観点では思っております。

ただ、今、プラとペットと紙専用、牛乳パック、3台のこれを集めておりますけれども、それを完全に民営化したときの試算ということでは、悪いですけど、特にようしておりません。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 その試算ができていないのに、どうして経費削減ということが言えるのかをお聞きしたいのと、今年5,000万幾らかの減額予算にされたんで、これ3年に1回の入札やと思うんですけども、当初の積算方法、基準ですね、どういう積算方法をして、これだけ、大方1.5倍増の予算になったのかということも含めてお願いしたいんですけども。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 1.5倍という意味がちょっとわからないんですが。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 前回決算額が前年度決算が1億2,894万8,000円で、平成27年の当初予算が1億8,900万円と、ほぼ1.5倍に近い金額に、実勢価格とか人件費が上がったことによってというこの当初予算やったんですけども、これ3年に1回やからそういうことが起こったのか、これ毎年入札じゃないんで、3年に1回でということ、前回より6,000万円近くこれ増えたのかということと、この当初予算のあり方ですね、これ適当なものじゃないんで、何か根拠があってこの予算を出されたと思うんですけども。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 ごみの収集委託業務だけに限りまして申しますと、平成28年度1億3,000万何がしというお金と、それから平成26年度決算として1億1,700万何がしで、約1,300万円の増になっているなという解釈をしておりますけども。

すみません、お待たせしました。平成26年度決算と平成27年度当初予算という形の部分ですみません。ちょっと解釈間違っておりました。

平成27年度予算につきましては、平成27年から始まりますごみの収集の関係がございまして、実施できる予算ということで組ませていただきました。その中に入札させていただきましたので、結果としてごみの収集業務につきましては、今回計上させてもらっている中で動けたんで、たまたま入札があった年ということで、こういう膨らんだ予算になっております。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 3年前に行われた金額で、今回1億8,900万円という予算が当初予算に組まれた、その積算というか、基準、どうしてそんだけ増えたんかと。で、入札のある年ばかりこれ増えているということですか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 平成27年度が増えたということですね。平成27年度の部分につきましては、員数とか単価とかを踏まえて積算させていただきます。それが実施設計になります。それで、入札につきましては、業者さんのほうが自分でできる価格、実行予算を組まれて入札されますので、たまたまその結果としてそういう開きが出たんじゃないかなと思っております。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 昨年の例えば、この委託費が増える原因としたらステーションの数が増えたとか、範囲が広がった、あと時間とか工程とか、その差が金額の差なんですよ。それが前回から1.5倍に増えるその試算の根拠ってなんですかということを知っているんです。大体1割増しとかその辺の範囲で収まっているんならわかるんですけども、業務が1.5倍に増えてない、人件費の多少の高騰はあっても、業務がそこまで増えてないでしょう。それなのにどうしてこれだけ増えたのかと。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 ちょっと平成27年度予算のことなんで、手持ちないんですけど、一番大きな原因は人件費が平成21年か平成22年ぐらいから高騰しましたので、それを踏まえて設計させていただいておりますので、そこが一番大きな原因として増える結果となりました。

民間委託の部分につきましては、特に今はようしておりません。ただ、少し粗い形になりますけども、資源回収の業者さんが何社かありますので、その辺の部分から考えれば、今、市で直営している業務としては、請負額が1,900万円前後になると思うんですけども、それが3カ所ぐらいになるんで、それぐらいな効果はあるかなとは思っています。

ただ、それと人件費の差といえは800万円、900万円の差がありますので、その部分は節減になっているのかなと、ちょっと粗い計算で悪いですけども、人件費相当額、平成26年度の決算ベースで、多分決算のときも説明させてもらったかもわかりませんが、約4,800万円ベースになっておりますので、粗くたい試算ですけど

も、そことの差でいけば900万円ぐらいは、今の時点ですけども、削減は見られるんかなとは思っております。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 粗い、確かに粗いです。これ民間委託と市の直営と分けることで、経費の削減を図る、これ職員の仕事を担保するんやったらわかります、これね。ただ、経費の削減を図るということを書くのであれば、どのように削減できるのかと。

先ほど市の収集能力がすぐれていると、すぐれているのは車両です。収集能力というのは民間の業者、午前中に委託業務を受けて、昼から自分ところの仕事をしているんですよ。市が一日かかっているところを。その辺もよくわかっておられると思うんで、数字を是非出してください。でないと、これ市民に説明できないですわ、こんな。ずさん、大体ちょっと今のほうが直営と民間に分けることで安くつくんじゃないかなという程度じゃ納得できないですよ。こうこうこれだけのメリットがあるということをしないと、民でできることは民でと、あんだけほかのことやっているんですから、これ通らないですよ。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 もちろん稲田委員が言われたように、職員として、今あの場がなかったら、結局、市としましてはプラスアルファになりますので、そういう部分での経費削減ということもあります。

それから、1点、ちょっと私のしゃべり間違えたかなと思うのは、災害時のごみの収集能力ということの話で、市の職員の収集がすぐれているということじゃないです。何かあったときには、やはり業者さんは業者さんでいるんな業務としてもありますし、市は市として、市の責務として対応していかなければならない能力はある程度持っておる必要もあるなということで説明させてもらったつもりですけども、ちょっと私の説明不足で妙なことに捉えられてすみませんでした。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員ね、資料請求するのはこの部分を出してくださいというのをはっきり言ってください。

稲田委員 資料はまたほかでやります。

伊藤委員長 関連で大畑委員、どうぞ。

大畑委員 委員会要求分ということで、追加資料を出していただいておりますその3ページとか、全体を通じて私は一般廃棄物の収集と処理と処分、この一連の工程

の中でどのぐらいの経費がかかっているか、それをどういうふうに今捉えておられるか。今後、どのようにしようとされているかという、そういう観点でお伺いしたいと思うんですが、課長一人で答弁ということじゃなくて、これはやっぱり市民にもわかっていただかなければいけませんし、部長も含めてちょっとここは真剣に捉えていただきたいというふうに思っています。

まず、言いますが、この全工程に係る費用ですね、収集、処理、処分、これは平成26年度の決算と、それから平成28年度の予算額と、どのような違いが出ているか、内容も含めて御説明ください。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 それでは、ちょっと簡単ですけど、説明させていただきます。

処分につきましては、にしはりま環境事務組合のほうでしていただいておりますので、その負担金の部分だけになってくると思います。平成26年度の決算額2億4,000万何がしから、平成28年度4億6,558万8,000円、これにつきましては、一番大きな原因としましては、起債の償還が平成28年度から、ちょっと1年微妙なんですけど、平成32年度やと思うんですけど、一番ピークを迎えてきますので、この部分が一番影響して増えております。

それから、あと塵芥処理につきましては、収集関係が主になってくるんですけども、ごみ袋代につきましては、原油価格等の関係で、今は全体的に安くなっているんですけども、見積もり段階で。あと、ごみの収集業務等につきましては、書かしてもらっているとおりです。あと、備品については、パッカー車の購入ということで、平成28年度はございません。あと、施設管理につきましても、旧の北残渣の部分でございすけども、入札前の部分でありましたので、少し多くなっております。あと、その他につきましては、いろんな物をもろもろ含めてという格好で、幾分かは平成26年から見て収集業務については上がっております。主な原因については、収集業務委託料の増額が原因でございす。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 課長ね、これテレビ放映されています。書いているとおりですと言われたって、見ている方はわかりませんので、数字的にどういうふうに変わっていつているのかということと、それはなぜなのかということをお説明ください。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 そしたら、数字で言わせてもらいます。清掃総務費につきましては、

平成26年決算額 3億941万7,000円から、平成28年予算額として5億3,275万円となっております。2億2,333万3,000円の増額となっております。

主な原因としましては、にしはりま環境事務組合の負担金でございます。平成26年度決算額 2億4,011万7,000円から、平成28年度予算では、4億6,558万5,000円となっております。2億2,547万1,000円の増額となっております。

それと、塵芥処理費につきましては、平成26年度決算額 1億6,586万2,000円から、平成28年度予算につきましては、1億7,930万円ちょうどとなっております。1,343万8,000円の増額となっております。

主な原因としましては、ごみ収集委託料でございます。平成26年度の決算額 1億1,734万5,000円から、平成28年度予算 1億3,081万7,000円と、1,347万2,000円の増額となっております。

ごみ処理に係る経費全体として、2億3,677万1,000円の増額となっておりますけれども、負担金と収集の部分で2億3,894万3,000円の増額となっておりますので、それを除いた部分で見ますと、217万2,000円の減額となっております。経常経費、義務経費含めて全体としては削減に努めているなということで、予算は置かせてもらっております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 すみませんでした。ここからなんですけども、問題は。私なりにずっとごみの収集に係る経費のところの分析とか、あるいはごみ処理、にしはりまで係る経費のところの分析とか、いろいろ行っている段階なんですけども、ざくっと話をしまして、平成25年からにしはりまに持って行くようになりました。それまでは宍粟市内で千種でお世話になっていました。ですから、処理する場所が市外へ行ってしまって、それに係る経費等が増えてきていると思います、収集でもね。それから、処理につきましても、これはもう15年の長期契約になっていますから、宍粟市ひとりがどうこう言っても変わらない仕組みの中にあります。にしはりま全体に係る経費の中でも4割程度を宍粟市が負担をするようになっています。

そういう中で、この3年間は起債の据え置きがあったり、あるいは、運営経費でも機械のメンテナンスが必要ななかったり、保証期間であったということで費用が少なく済んでいましたけども、いよいよ平成28年度から本格的にそれぞれの処理に係る起債でありますとか、ごみを焼却する費用とかが膨れ上がってまいりますね。そういうもので約2億円、約じゃなしに2億4,000万円ぐらい膨れ上がっています

よね。これは、今年だけ特殊事情でなくて、これずっとまた続いていくわけですよ。一方で、人口が減っていつていますので、一人当たりのごみの負担、どれだけ税金を投入しているかということでは分析されたことがありますか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 今の人口という形ではまだしたことはございません。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 やっぱりもっともっと分析をしていただいて、お願いしたいと思うんですけども、ざくっとした私計算をしましたけど、これまで平成26年度決算でいうたら大体1万2,000円ぐらい一人かかっているかと思います。今年の予算からいいますと1万7,000円ぐらい、5,000円ぐらいアップしていますよね。一般市民の方は、ごみ袋を買われるものが負担だというふうにはしか実感としてはないと思うんですね。だから、どこで努力をすればごみの経費が少なく済むのか、そういうところをもっと僕は市民に向かって発信せなあかんと思います。例えば本当に分別皆さん厄介だと思いながらもやっておられることによって1,000万円ぐらいの収入があるわけでしょう。そういう収入がこの処理費から差し引きされていていつているわけですから、どういうことに我々が努力をすれば、その経費が少なく済むというふうにお考えなのか。それをもう一度考えをお聞かせください。

伊藤委員長 審議の途中ですけども、3時まで休憩したいと思います。

その間にしっかりと相談しといてください。

午後 2時45分休憩

午後 3時00分再開

伊藤委員長 審査を再開いたします。

大畑委員の質問に対して、宮田課長、答弁をお願いいたします。

宮田環境課長 ごみの部分ですけども、資源ごみにつきましては、広報しその平成26年12月号でもお知らせもさせていただいておりますけども、平成26年度決算で後期1,292万円のお金が得られたと。その中の部分につきましては、瓶とか缶とかという直接資源となる部分について681万円、それから、にしはりまクリーンセンターの中で中間処理をしていく中で資源物となったものが約611万円、ほぼ同じぐらいですけども。

そういう部分で、市民の皆さんには決算ができた時点で、こういうことでお金になっておりますということでは知らせてもらっております。ただ、平成27年度決算

につきましても、できましたら早い段階で市民の皆様方の分別の中で得られたお金ということで、広報等でお知らせしていきたいなとは思っております。

それと、ごみの経費といいますか、全体的な部分につきましては、リサイクルの品物については、まずは、地元のPTAとか、そこら辺でのリサイクル活動の中で、より資源化していただきたいなとは思っております。それプラスにしはりに持って行く資源として分けていただく部分で出していただきたいなど。特に、街角にあります資源回収のボックスといいますか、収集かごといいますか、増えておりますので、できる限りこのリサイクル活動なり、それから、にしはりにへの搬入でのリサイクルとしてやっていただければなということで、啓発等はしていかなければならないと認識しております。

以上です。

伊藤委員長 小田部長。

小田市民生活部長 失礼します。にしはりにへのごみの出し方なんですけども、私があそこをオープンする前に担当課長だったんですけども、要はリサイクルの資源回収をする部分については、集団回収をやっていただければ、それはにしはりにへ持ってこなくていいですよ。市が収集されるんだったら、それは持ってきてくださいねというようなことで、要はあそこへ持って行かなくていい方法、なるべく地元で循環するようなやり方を考えれば集団回収というようなやり方を模索していかなければならないのかなというふうには思います。

その中で、冒頭にもちょっと言わせてもらったんですけども、自治会による集団回収事業というようなことで、今、民間さんが置いておられる資源回収のボックス、市内至るところに置いてあるんですけども、あそこがかなり満杯になったりとかするような状況になっているらしいんですけども、なぜそこがそうなるのかというのは、やはり、私どもが今取り組んでいるやり方、袋に入れて、各週の月曜日の朝に収集場所へ持ってきてねというようなことで、それまで待てないというお方が雑誌をくるんで、そういった業者さんのところへ持って行かれるというようなことで、だけど、市はその収集場所をずっと巡回しなければならないという悪循環に陥っているわけなんですけども、そういったことが自治会で取り組んで、ある一定の公民館にそういったボックスを自治会で置いて、そこへいつでも持っていけるというような取り組みをすれば、御家庭の中の不用品も片づく、自治会もそういったことでいけるというようなことが考えられるんじゃないかなと。ちょうど将来的にコンテナ回収とかというようなことを平成28年度検討するような時期になっておりますんで、

それもあわせて一緒に検討をしていただきたいなというふうに考えております。

それとあわせて生ごみの件なんですけども、生ごみの処理機の購入の件も補助の件もありますし、冒頭言いました生ごみと剪定ごみをあわせて堆肥化とか、発酵させてガスをつくっていくとか、そういったこともできないかというような研究もやっていく必要があるのかなと。

これも、例えばの話なんですけども、残飯が一番出しやすい給食センターとか、そこらからごみをいただいてきて、発酵させて堆肥にならないか。当然、剪定ごみとかをまぜれば、良質な堆肥ができるんじゃないかなと。それをできたら将来的には販売するとか、そういったことができないかなと。そういったことも考えていければにしはりまのごみも幾分減量化するんじゃないかなと。場合によっては、収集する場所も少なくなってきた、収集経費も安く収まっていくんじゃないかなというように、平成28年度考えていく必要があるのかなというふうには考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 平成28年度、すごくターニングポイントだなというように僕は思っているんです。今、それぞれ答弁いただいたようなことも是非取り組んでいただきたいんやけどもね、もっと大きくなっておかしいね、もっとコスト的なところをきちっと、今の仕組みを分析をしていただいて、これ市長もにしはりまの副管理者ですから、そこにも現状をやっぱり十分伝えてくださいよ。今まで4億だった収集から処理の経費が6億4,000万円に平成28年度からなるんですね、そちらが提案されている中身。これは平成28年度だけじゃなくて、これ続きますよ。

さらに、もっと深刻な事態を言いましたら、にしはりま今5市町で運営していて、この負担割合ですよ。でも、姫路が抜ける可能性があります。たつのもあります。絶対抜けてもらったら困ると思いますけども、そういう枠組みが変わってくれば、宍粟の負担割合はもっと増えますよ。パイは決まっているんですからね、処理経費としても契約するごみが減ろうが、どうしても、三井造船に支払うお金は決まっているんですよ、15年間、動かないんですよ。だから、中の市町の負担割合が変動するという仕組みですよ。こんな枠組みにはまっているんだということを理解せなあかんのですよ。一つはね。

それから、ごみ収集の今のような形でいいのか。人口が減少していても平成26年度決算額よりも1,000何百万今年増えていますよ、収集業務委託料が。こんな枠組みですずっと続けていいんですか。ごみが減ろうが、人口が減ろうが、この枠組み、

今の枠組みだったら金額は上がる一方なんですよ。そういうことを言っているんです。

それと、コンテナ回収だといいいながら、袋代がなぜ増えるんですか、200万円も今年。袋からコンテナに移行しようとしているときに、なぜ逆に増えるのかということなんですよ。本当に深刻に考えてもらわないといけないんです。そこが理解されているんですかと言っているんです、私は。いい悪いは別ですよ。そこをきちっと理解した上で、どうしていったら経費負担が減っていくのか。どうすることがいいのかということをご提案してもらわなアカンですよ、目標設定をきちっとして。それを適当な答弁をされておったら困るんですよ。大きいんですよ、この費用、本当に。そのことを私何日かちょっと見れば分析できたんです。なぜ担当課長がそれ分析できないんですか。本当に真剣になってくださいよ。

市民もそういうことに対して非常に関心があるんです。そのことをわかっていただきたいんです。部長、今、私が言ったこと、もし間違っていたら言っていただいたら結構なんですけど、そういう本当に深刻な事態、しっかり考えなアカンときに来ているというふうに思われませんか。ちょっと感想も含めて答弁ください。

伊藤委員長 小田部長。

小田市民生活部長 にしはりまの先ほど委員がおっしゃいましたパイっていうのは、当然、建設がこれだけかかったから毎年返済額がこれだけ、それは決まっているんで、それはそれだけ払わなければならないというようなことは、当然幾らごみの量が減っても、総体的にどこの市町さんも減ってきたら、宍粟市が減っても負担は増えるか、現状のままかというようなところで、姫路市が抜けられるというようなことは以前聞いたことがあるんですけども、たつのの部分については私はまだ十分把握していない、知らないというようなところです。その当時は、まだ、たつのは脱退できないというようなことでの話は、課長会の席上の中ではそういった認識でした。姫路さんは、抜けるのが前提に加入をされたというようなことでの話だったんですけども、たつの市さんはそうじゃなかったというようなことを記憶しておりますんで、姫路市さんの抜けるというような部分を将来かぶらなきゃならないと、残った市町でかぶらなきゃならないというのはわかっておりますんで、そこらの分、費用がこれからどういうふうな努力をするんだというようなことで、やはり市民の方にも理解してもらって、ごみの量を減らしていくというような方法しか実際にはできないことと、あと、収集のやり方というのも当初ににしはりまがオープンしてから、同じような回数、パターンでやってきておるんですけども、それもごみの量

に合わせて減らしていくというような、集約をしていくというようなことをやっていかなければならないと。

それと、先ほど冒頭にも稲田委員さんほうからもございました直営の部分なんですけれども、その部分につきましても、行革の第3次行革の中で、やはり直営部分は解消していくというふうな方向が出ていますので、いずれかの時期にはそういったことも検討していかなければならないというふうには考えてはおります。

いずれにしましても、これでいいんだというような思いで、こうやっているわけではなしに、やはり、毎年ごみの量が増える中で、一番適切な効率的な収集のやり方、処理の仕方というのを絶えず担当者として考えていく必要があるかというふうに考えます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。それで、平成28年度予算が僕はそういう認識で出されておるといふふうには思っていないので、やっぱりこれ予算ですから十分精査しながら、本当にこの収集の今のあり方、これでいいのかどうか、直営がどうこう言っているんじゃないんですよ、エリアの問題も含めて、その辺はちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

それから、宮田課長からも重要な排出抑制と再利用というお話がありましたが、実際には平成24年度をピークにしてごみの量は増えていっているということで、発生抑制には全くなっていませんので、その辺もしっかりと今後強めていただきたいなということで、これでもう終わります。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 それでは、また続けて質問させていただきたいと思います。

し尿処理事業ですけれども、収集ですけれども、処理量は毎年少しずつ減っておりますけれども、収集委託業者への委託料というのがこれ山崎、千種、一宮、波賀もそうですけど、この3地区といたしますか、3区域によって業者がそれぞれ違われて、月何ぼという定額の部分と、20リットルかな、その単価の部分でいろいろ差があるということは以前にちょっと説明受けたわけなんですけども、これ、私がちょっと調べたんでは、非水洗化というのか、3,700人ぐらい、率にして約9%ぐらいの方がまだこの水洗の恩恵といたしますか、快適な生活をされていないのじゃないかなと、このように思っているんですけども、私はこの区域を宍粟市本市一本で入札されたらどうかなと思うんですけども、その考えはないでしょうか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません。し尿の収集につきましては、平成27年度から3ブロックから2ブロックにしております。ブロック割りとしましては、山崎町と旧の北部3町の2ブロックに分けて収集をしてもらっております。平成26年度からいけば、平成27年度で1減っております。

先ほど言われました1ブロック化の部分につきましては、いろいろと協議というか、検討をしている中で、あくまで計算上の話ですけども、ちょっと今手持ちないですけども、合計が720万キロリットルやったかな、ぐらいになれば、1社でギリギリ可能かなという、それは何ほ早くても平成32年ぐらいまではどうしても2社でないと少し無理だなということがありまして、今の現在では1ブロック化というところには無理だという考えでいます。

それと、入札の件でございますけども、廃棄物処理法施行令の中で、もともとし尿処理といいますのは、委託する業務でなく、市・町なりが本来果たすべき業務をたまたま業者の方に無理を言って出したというような経緯もありまして、それを受託する料金が足りる額であることというような定めがございますので、そういう部分を含めて競争入札に付すのは少しそぐわないなということで、見積もりをとって契約をさせてもらっております。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 それでは、次の質問に行きます。

下水道のいわゆる加入というんですか。推進はこれ建設部との絡みといいますか、連携が非常にあると思うんで、これはまた建設部のほうでもお願いといいますか、お尋ねしようと思うんですけども、このし尿手数料の改正、そういう考えはないでしょうかね。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 まず、1点目の下水の接続推進につきましては、し尿手数料の請求用の封筒に下水道への接続をしましょうというような形で押印を押ささせていただいて、うちの環境課なりには推奨はさせていただいております。本人さんがそこを見られてどう思われるかはちょっと別として。

それと、し尿の手数料につきましては、利用者に状況やとか、それから市内部での手数料等いろいろなことを考慮して、その中で判断してまた議会のほうに出す必要があれば、出させていただきたいなということは思っておりますけど、今現在としては、平成28年度からとかいうところでは考えておりません。近い将来、そうな

らざるを得ん時期が来るかもわかりませんが、今現在では特には今の状況でいかせていただきたいなと思っております。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 先ほど、接続されていない人数3,700人と言うたんですけども、これは合っていますか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません。人数的な部分は実はうちではわかりづらいところがありまして、新しく資料として出させていただいている資-7という部分、4ページなんですけども、そこに公共下水コミュニティプラント、ずっと農集・小規模・小型合併と分けさせていただいて、少し違うところに入っているかもわかりませんが、山崎の公共エリアが365件から波賀の小型合併槽のエリアまで、ちょっとそこには記載をようしていませんけど、996戸の方が使われておるということは実数的にはわかっております。ただ、それは仮設トイレも含まれておりますので、必ずしも1個というんじゃないしに、何ほかは仮設のトイレが含まれています。人数的な部分につきましては、建設課の管理課ですか、そちらのほう把握されていると思いますので、できればそちらのほうで確認していただければ答えが出てくるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 関連しまして、予算書の97ページをちょっとお尋ねします。

よろしいですか。ここの需用費の電気代から施設修繕料、それから、委託料も収集の委託と、それから施設の維持管理の委託というふうに分かれておりますが、これのちょっと説明をいただきたいんですが。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません。需用費としましては、処理用の薬剤費がほとんどを占めております。文具消耗品費の792万円を置いていますが、約790万円は薬品代でございます。

それから、施設の燃料費につきましては、もう書かしてもらったとおりボイラー等の部分で必要な部分を書かしてもらっております。電気代も記載のとおりです。

施設修繕費としましては1,500万円、前年と同額置かせてもらっております。大きな施設なんで、ある程度計画的に予算がある範囲で修繕しておりますので、めげ

ないところは直す必要はないんですけども、予算の範囲で定期的に修繕をかけていかなければならないところとして1,500万円を計上させてもらっております。

委託料につきましては、収集業務につきましては、2ブロックに分けさせていただいておるその部分で必要な経費を上げさせてもらっております。

処理施設の維持管理委託料につきましては、今回、ちょうど入札の時期でございましたので、少し設計額という形で置かせてもらわんとあかんことがありましたので、前年度から見たら多くなっております。

あとは、汚泥の運搬処理につきましては、現場で出ました汚泥を処理する部分と、それから運搬する部分の委託料でございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 質問の意図を言ってなかったんであれなんですけど、電気代がこれだけかかるということで、これの節減に努める検討もされたのかということですね。

それから、施設修繕料が毎年これだけ必要だという、なぜこれだけ毎年修繕に1,500万円も必要なのかというのをちょっともう少し見えづらいので、具体的に教えてもらいたいんです。

それから、維持管理委託料についても、これは何施設でのこの委託料がこれだけ発生しているのかという、そのあたりもちょっと教えていただきたいんです。1カ所だけですか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 逆になります、施設の委託料といいますのは、あそこのクリーンセンター一つだけでございます。

それと、電気代につきましては、業者のほうに夏は暑いですけども、なるべく体に影響ない範囲でエアコンの節減、冬も同じですけども、そういう部分でお願いしております。

ただ、24時間処理するためにポンプ等が回っておりますので、その部分をとめてというわけにはいきませんので、その部分ではちょっと無理ですけども、業者のほうにはなるべく電気を使わない状況で処理をしてほしいという形をお願いしています。ただ、デマンド制なんで、ちょっとトップがいったん出てしまったら、ある程度1年間影響するということもあるんで、トップをなるべく上げないという状況でということとは口頭ですけども、お願いはしております。

施設修繕につきましては、先ほどもちょっと申しましたけども、割と大きな機械が、割と高度な機械がたくさん入っております。正直もっとオーバーホール的にや

りたいという思いもあるんですけども、やはり常に受け入れはしなければならない施設なんで、そういうこともできませんので、定期的に計画的にこのポンプは何年にいっぺん程度、モーターは何年にいっぺん程度という形で計画を出していただいて、その中で順次年次を追って修理をさせてもらっております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 電気代ね、環境課長さんなんであえて言うんですけど、これだけ使用料が多いと、電力自由化によって少しは再生可能エネルギーを使っていったら、安くあげるとか、そういう検討はされなかったんでしょうかということなんです。使うなと言っているんじゃないんですよ。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 確かに再生可能エネルギーで賄える部分があれば一番よかったんですけども、あそこの中で一番できる可能性があるのは、太陽光かなというところはあるんですけども、やっぱりなるべくなら人から見えにくいというところもありまして、奥へ入っていますので、今の分ではその対応はさせてもらっておりません。委員言われるように、できる部分があれば、なるべく早く対応は考えていきたいなとは思っております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 電力自由化の検討はされなかったんですかという話をしているんです。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 電力の自由化、今、関西電力でやっておりますので、早急にいっぺん試算なりして変更できるとか、したほうがいいのかということがあれば、対応させていただきたいなとは思っております。

以上です。

伊藤委員長 次に、稲田委員の質疑を行います。

稲田委員、決算の指摘のほうもあつたら、一緒にやってください。お願いします。決算審査の指摘の部分も、もしあつたら一緒にやってください。

稲田委員 とりあえず、通告の部分から先にいかせていただきます。

まず、39ページ、滞納徴収対策事業なんですけども、これ多分2回目か3回目、同じ質問をさせていただいていると思うんですけども、今回、同様の質問があるので、そちらはそちらでまかせて、この県の回収チームに実際かかっている金額と

いうのを、まず教えていただきたいのと、それから、その金額いかにかわらず、共同で滞納整理を行って恐らく3年目か、3年過ぎたかだと思っんですけども、担当課長もかわられたんですけども、そろそろノウハウというものを学べたんじゃないかなと思っんですけども、お願いします。

伊藤委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

回収チームの関係の賃金の話ですね、これは、まずこちらに来ていただく前の段階で、兵庫県におかれましては、個人住民税特別催告に係る県職員の併任、うちの職員にもなるという意味の併任ですけども、派遣実施要綱というものがあるんです。

それと、実際に併任で派遣を受ける市町については、県と協定書をするわけなんですけど、その中で規定がありまして、賃金関係につきましては、県のほうで支払いを全部するということが明記されております。したがって、市のほうからは直接的に賃金等をお支払いすることはございません。

次に言われましたように、うちのほうとしましては、徴収処理の件数によりまして、これは県のほうで決めてあるんですけども、1件当たり6,500円というのがございます。その中で1年間で何件処理したと、その処理件数に徴収額、すみません、市県民税だけでしたら県民税と市税の部分が入っておりますけども、ほかに固定資産税ですとか、ほかの税も全てになりますので、それを徴収したものを全体の徴収額で割りまして、その割合によって負担金をお支払いするような形になっております。大体、年間40万円程度というまでの金額となっております。

それと、次のお話でありますけれども、確かに共同で滞納整理をさせていただいております。最初のうちは、県の職員の方も一緒に現場について行っていただくというようなこともございました。基本的な滞納整理の中で、こちらのほうから出しています8ページにもありますフローに基づいての形もそれをつくっておるわけなんですけれども、そういう手続についてのノウハウは蓄積をしております。それにつきましては、そういったフローですとか、マニュアルをつくりまして、課内では共有をしております。

確かに3年はたちました。ただ、正規の職員は毎年ずっと同じ職員がおるわけではございませんので、定期的な異動があると。あった場合に、着任早々すぐ同じだけの働きができるかといいますと、その部分は難しい部分もございます。残っている職員が教えもって自分の事務をするというのが負担になりますので、こういった回収チームの方々に来ていただいて、実際の案件を見ていただきながら、教えてい

ただくというようなことも大変有効な手になっております。

それと、この頃は大変滞納の部分について難しい案件が増えてきております。複雑化がされておりました、こちらでも要求されるスキルと申しますか、専門的な知識が高くなってきているということは確かであります。この何年かの間で、市税において1件も処理したことがないような事案も出てきておりました、それにつきましては、実はそういうものが出ると税金の滞納、うちだけではなくて、国税がありましたり、県税があったりするわけですね。これは時間との勝負になってまいりまして、一番早い者勝ちというような形になりますので、すぐ対応できるような体制と申しますと、こういったチームとの連携というものが、これからどんどん必要になってくるという状況になっております。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 内容についてはわかりました。経費もさほどというか、かからない。見ると、この1,200万円あたりが毎年かかっているんで、市民の方から見ると徴収のためにこれだけかかるものかという疑問があったんで、質問させてもらったと。

それから、僕が言いたいのは、現年度をやっぱり中心に、現年度分ですね、まず、今より増やさないという姿勢はわかるんです。で、過年度については、やはりなぜそうなったかということを見ると、かなり難しい事案というか、案件であったりして、なかなかクリアできない、きれいにクリーンにできないというのはわかるんで、その部分もそうなんですけど、やっぱりちゃんとまとまらなくて払っている人から見ると耐えがたいことで、どうしてもそこを何とかならんのかという話を聞くんで、市のほうも取り組まれとうということ伝えては来ているんですけども、やはり、前の副市長からの答弁にもありましたように、最少の経費で最大の効果ということをやったり市一丸となってやっているんやということ、どうしても市民に伝えたいもので、今回お聞きしたんで、今後もその取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

すみません、もう1点だけ。

その滞納徴収のことと直接関係あるかどうかなんですけど、その市役所の1階のあの場所で滞納徴収に当たられとるんで、どうしても一番市民が多い場所ですよ、1階というのは。僕はこれちょっと考え物で、やはりそういう納税というか、納税相談に行っても、やはりそこに座っていること自体で、滞納なんじゃないかなと思われる雰囲気があるんで、やはりつい立て、仕切りがあるなり、配置場所の変更と

というのは難しくても、何かその人たちにも図られるような設備面ですね、整備というか、そこができるようでしたらあわせてお願いします。

伊藤委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 ありがとうございます。今言われた印象は、私かわったときに思ったところではあるんですけども、不幸にして滞納されたという場合に、来やすい環境というんですか、そういったものをつくるというのは、確かにそうかと思えます。ただ、今ある場所はどういうことかといいますと、税務課、課税のほうですね、それと横、市民課、国保の関係がございます。その関係ですぐ連携がとりやすいということであの場所になっておりますけれども、その場所の問題につきましては、私のほうで答弁はしにくい部分がございますので、また、施設の管理者ですとか、そういうような者と相談させていただいて、一応要望をさせていただきたいと思えます。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 関連ですけどね、まず、先ほど言われたのんでは、1件につき6,500円で、年間、県に市が支払う金額は大体40万円程度だというようなことを聞いたんですけども、この1,233万7,000円の今予算で、前年度が1,191万9,000円かの予算を使われているわけやね。これはどういうことなんですか。どこに使われたのか。

伊藤委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 お答えします。この内容なんですけれども、予算の内容を具体的に申し上げますと、全部の予算で1,233万7,000円になっておりますが、一般会計と国保の会計と実は二つに分かれております。割合といたしましては、7対3になるんですけども、まず、調査費と賃金なんですけど、これにつきましては、債権回収課に来ていただいております事務補助員さん1名と、それから収納の補助員さん、一般のほうで一人、それから国保のほうで1名分の調査費と賃金が入っております。調査費が両方で112万4,000円。賃金につきましては、3人分ということになります、721万8,000円ということになります。

それと、需用費関係になるんですが、これは滞納整理に係る需用費であります。消耗品ですとか、燃料費は収納補助員さんが車に乗って出られますので、公用車の燃料代です。それから、印刷費が50万円ほどあるかと思いますが、これは納付書ですとか、既納書、そういったものを印刷する料金となっております。それと、修繕費は、これは公用車の修繕費で、需用費全体で155万1,000円ということになります。

次に、役務費なんですけれども、まず、役務費の通信費とあるかと思えます。こ

れは収納補助員さんに持っていただいております携帯電話の使用料になっております。

それと、次、郵便料が二つの会計あわせて130万円となっております。これにつきましては、照会文書、例えば預金の照会を郵便局から始まって各銀行ですとか、そういう金融機関にいたします。それと、実際に入らなかった方について、こちらのほうから入っていませんよということで、催告書を送らせていただきます。この手続をしないと滞納処分できないんですけれども、そういった手続のための料金が130万円。

それから、手数料が19万9,000円と1万5,000円あるかと思います。これは、預金の調査を各金融機関にかけるんですけれども、金融機関の中には手数料を求められる、要するに有料の金融機関もございます。また、その手数料の中でもコピー代だけくださいという金融機関もございます。そういったものの料金として置いております。

あとは、公用車の保険料がかかっております。

それと、負担金なんですけど、先ほど言いました回収チームの分です出すお金が40万円、とりあえず予算としては上げております。

それと、研修費、これは新人職員が多いんですが、初等の滞納整理の研修会が大阪でございます。そちらのほうに行くということになっております。

その他といたしまして、旅費が6万円と、公課費、これは軽自動車の税金なんですけれども、その分が入っています。

両方あわせると、一般のほうで852万5,000円、それと、国保の会計のほうで381万2,000円、両方で1,233万7,000円となっております。

以上でございます。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 これに対する徴収額やね、ざっとでいいんですけど、どれぐらいですか。

伊藤委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 収納補助員さんの絡みでということによろしいですね。

平成26年度の決算額が、お二人で集めていただいたのが3,519万9,090円という額になっております。

平成27年度、まだ終わってはおりませんが、大体3,200万円程度になるかなと考えております。

来年度の予算に対する見込みなんですけれども、徴収員さんに行っていただく世

帯数が今のところ2名で193世帯の197名分ということになっております。ほぼ3,000万円程度になるのではないかなと思っております。これは分納誓約ですとか、そういったものをしていただいておりますので、それを全部足すと大体これぐらいの額になるということになります。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 県の場合は、前々からこういう徴収マニュアルというものがありましたわね。それに見習ったものをつくられたのかなと思うんですけども、やはり、そうした中でほとんどの方が善良な本当に税金を払っていただける市民の皆さんですよ。そして、その反面に本当に一部というか、ほんの少数の方がいわゆる払える能力があるのに税を払わないという、生活苦でやっぱりどうしようもないという方は別にして、僕はいつもそういうことを言っているんですけども、これはもうそういう徴収課をつくられて、わかっているだろうと思うけども、前は言ってくださいと言えば、いや言えませぬみたいなことだったんで、それは言わなくてもいいですけども、そういうことはきっちりと把握するというか、分けておられるんですね。

伊藤委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 はい、お答えをしたいと思います。

今言われた三つの区分といたしますが、その部分については、こちらの滞納処分をする場合に、調査権がございますので、全て調べております。

その中で、今言われました生活保護にもう既になっておられるとか、これを徴収することによって生活が壊れてしまうというふうな方についての部分については、確かに執行停止とかそういう措置をとっております。

お金があるのに払っていただけない、そういう方がいらっしゃると思うんですが、この方についてはもう粛々と法律の手順によりまして、滞納整理で差し押さえまでしております。単価が高い順ということになりますので、一番多いのは預金を押さえるということになるかと思っております。今のところ見逃すということはありません。

以上です。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 今言われた少数のいわゆる払えるのに払わないという方ね、やはり、この方はなかなか、ウナギでいったらのりくらりというか、そういうにしてなかなか支払いをしない方が多分すり抜けるというか、そういう方がいらっしゃると思うんで、その辺も含めてマニュアルだけやなしに、いわゆる県の方々のノウハウというか、そういったこともきっちりとやっていただいて、そして、やっぱりこれは善

良な方々が税を納めていただいているんですからね、そういう方に税を納めていただくということは当たり前のことなんですけども、ところがなかなか難しいんで、やはり、支払いをしないというその人以上の気構えというかね、やっぱりそういうものが必要だろうと思うんで、是非とも頑張ってくださいたい。大変難しい仕事なんですけども、やっていただきたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 滞納徴収のことでお聞きします。

市税のうち五つの税で滞納があると思うんですけども、その合計額が多分3億3,000万円、私のあれでは。だと思うんですが、そのうちこの新年度では一応、前年度は1億円の回収があったんですけども、新年度は8,600万円ほどの回収予定となっておりますが、単純に2億5、6,000万円まだ残りますが、先ほど執行停止の話がありました。執行停止3年で不納欠損になります。今、その執行停止期間中のあとで結構ですよ、件数と金額があればちょっと出していただけますか。今わかれば。合計で結構ですよ。執行停止中の件数と、もうやがて不納欠損に落とさないかんというところへきとるやつですね。

伊藤委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 すみません、総額はちょっと足し算せんとあかんですが、年度ごとの分はございますので、あとでよろしければ提出させていただきたいと思います。

伊藤委員長 稲田委員もよろしいですか。

稲田委員。

稲田委員 その前に先ほど決算の関係ということだったんですけど、僕の担当は企画総務なんで、市民生活は副委員長のほうが担当になっていたと思うんです。決算の関係はね。

私の質問なんですけども、先ほどもありました41ページの分で、リサイクル資源集団回収奨励金のことなんですけれども、前年度から予算が100万円減っていると。平成27年度当初予算を比べまして、決算が減っているということで多分減額されていると思うんですけれども、その主な要因というか、減った原因というか、全体的に減っている時代の流れなのか何か、その辺の原因と、それから、相場というのは変わりますので、今下落していると。業者の本来のリサイクル集団回収の目的と、業者というのはやっぱり利益を追求しますので、その業者の利益優先のために品目

等今の状況が変わる恐れはないかということをお聞きします。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません。100万円の原因については、前年度実績を見て組ませていただいているということで御理解していただいていると思うんですけども、一番の原因は、やはり街角にあります資源回収ボックスという名前になるのかちょっとわかりませんが、そういうものが増えておりますので、そちらに資源ごみが流出しているということを考えるのが一番かなという思いです。

それと、また少子化によって子ども会、子どもの減少がありますので、主なりサイクル集団回収団体であります学校PTAの活動でちょっと収集が落ちているのかなということも、その2点じゃないかなと思っています。

それと、もう1点、相場が下落しているということで、品目が変わる恐れはないかということなんでございますけれども、私どもが設けておりますリサイクル資源集団回収事業につきましては、収集される団体に補助する部分でありまして、例えば相場が上がるから何円とか、下がるからとかじゃなしに、今、要綱で決めさせていただいている1キロ何ぼですよという補助をさせていただいているので、その部分については特に変わりません。ただ、少し稲田委員のほうが懸念されております品目が変わるとということにつきましては、事業実施をされる団体に、これまで同様になるべく多くの対象品目を集めていただけるよう、回収していただくようお願いしたいとは思っております。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 まず、最初の僕は少子化というのは人口が減っているのは関係してくると思いますけども、子どもの人数で量が減るというのは関係ないと思っているので、戸数が減ったんなら別ですけども、戸数はあまり変わっていないので、そこはその啓発も大事だと。それで、回収ボックス確かにあるから、先ほども説明がありましたように、待てない方とかが持って行く、ただ、それだけじゃなくて、やっぱり袋が有料だから出さないという人もあります。そこもよく御検討下さい。

今の相場の話なんですけど、僕ちょっと説明が悪かったんかもわからないんですけど、市のほうはその集団に対しての補助金ということなんですけども、業者はその集める集団に請求するわけです。ですから、市に直接請求するわけじゃないですよ。結果的にはそこからお金が入るにしても、依頼しているのもその集められる集団回収の団体であり、補助金は1キロ何ぼかというけど、僕が心配しているのは、

もし、今キロ幾らかという補助は、これは集団に渡しているものだから関係ないですけども、その集めている業者がこの品目は採算がとれなくなったときにやめる可能性がありますよということなんです。実際、受け取ってそれに対する経費と自分たちが売り払いしたときに合わなくなったら、それがなくなる。だから、現に布類、ペットはやっていないじゃないですか、ペットボトル。それは採算が合わないから集めていないんですよ。それから、PTAもどっちかというところ、かさばる布類とかペットボトルを集めると車もある、そういうことを理由でやらないのは、これ循環型の資源社会を求めている方針と食い違いませんかということなんです。

ここに要綱とかありますけども、中にはやっぱり紙類、布類、ペットボトル、空き瓶、アルミ缶、スチール缶というのがあるわけなんです。ということは、これは対象品目なんですから、ここは全て集めてもらうように業者なり、集団回収の団体をお願いしてくださいよというのは、前も言ったと思うんです。それができているんですか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 多品目について集めていただきたいということは、特に学校関係につきましては、校長会等を通して説明をさせてもらっております。あくまでも集めている団体のいろんな事情がございますので、うちはおくまでお願いしておりますけども、集まっていない状況もあります。

特に、布類につきましては、少し一宮のところについては結構なパーセンテージで集まっているなど、それ以外については集まっていないなどということもありまして、いろんな地域性はありますけども、地域地域の特性を生かした中で、なるべく全ての品目を集めていただけるように、お願いは今後とも事あるごとにお願ひしていきたいなとは思っています。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 違う、地域で理解して集めているんじゃないんですよ。一宮を集めている業者が扱っているんですよ。だから、扱っている業者が入ったら扱えるんです。ただ、ほかの地域でこれは無理、あれは無理と言ってるから集めていないだけなんです。一宮でそこを理解されているんじゃないんですよ。一宮に出入りしている業者が扱えるだけなんです。だから、一宮で扱えるものだったら、市内全ての例えば学校でも集められるわけですから、その業者の努力じゃないですか。

だから、要綱があるんだったら、僕はその補助要綱だけじゃなくて、交付要綱だ

けじゃなくて、やはり入る業者にも要綱なりを示さないとおかしいですよ、これ。補助金は結局その団体におろすんでも、結局はその業者にお金が行っているわけですから、そこを統一しないと、これ集団回収というのは進まなくて、これからますます相場によって集めるものが変わってくる恐れがあるので、そこを前から言っているんですけど、是非進めていただきたいと。でないと、今どこもできていないんやったら別ですけども、やっているところはあるんですから、いいほうに合わすのが筋でしょう。

伊藤委員長 ちょっと待って。この件についてほんなら小田部長しっかり答弁してください。

小田部長。

小田市民生活部長 集団回収なんですけども、たまたまなんですけども、うちところのエリアは昔から収集される方と小学校が懇意にやっているというようなことがあります。そこでうまくいっているんで、たまたまなんですけども、愚痴も聞くんなんですけども、布類はというようなお話も聞くんなんですけども、やはり地域がそういった取り組みをされる。各御家庭で不要な衣類というのがどうでも出てきますんで、それも集めなければならぬということで、それは協力していただいております。それは感謝しておりますから、やはり同じようなことはどこの地域でもやられると。業者のほうからすれば、それは集めたくないけども、やはりその地域が集めるというようなことであれば、協力をさせていただくような方向で、その話は市のほうからも業者さんのほうにもさせていただきます。そういうふうを考えます。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 発注者と受注者の関係って、どっちかというとなら発注者のほうが立場が上なはずなんです。ただ、それが逆にならないようにだけお願いします。

伊藤委員長 午後4時になりましたら、テレビ、インターネットの放送は終了させていただきます。

続けて、稲田委員、ありますか、よろしいですか。

次に、岸本委員、よろしくをお願いします。

岸本委員 1点だけです。今年度、補助金事業の見直しと大きな字で書いてありますので、気になって書いたんですが、その後こうやって補助金事業一覧表というのをいただきましたので、その中で増えたもの、なくなったもの、新規のもの全部大体わかりましたので結構ですが、委託金で、この市民生活部で関係ある委託金の増減というんか、顕著な増減、あるいは廃止、新規というのが主要なものがあれば教

えてください。

伊藤委員長 長尾次長。

長尾市民生活部次長 委託金とおっしゃるのは通常の業務委託金だと思うんですけど、その目新しいものとか、そこいらはございません。ただ、先ほどもずっと言ってきたんですけど、入札があったりして金額の増減はしている部分があります。また、住民課の関係では、戸籍等の関係で新たなそういう管理運営に係る委託料なんかが発生していますけども、その部分は多少増減があっている部分はあります。以上です。

伊藤委員長 次に、山下委員、何かありますか。

山下委員 では、通告出している分です。

子どもの医療費のことですが、現在中学3年生までの通院・入院に係る自己負担分の医療費の助成が行われておりますが、これを高校生まで拡大すべきじゃないかと思うのですが、費用はどのくらいかかるのか。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 失礼します。費用はどの程度かかるのかという質問にお答えします。

子ども医療費、4年生から中学3年までの総医療費をもとに算定しております。そうしますと、一人当たり2万6,514円かかっております。

これを高校生の年齢16歳から18歳の年齢に換算しますと、人数が1,256人になります。費用としましておおよそ3,300万円の費用が必要となります。あくまで子ども医療費を見ての概算になります。

なお、この制度には県の制度がありませんので、全て市の費用負担となる予定になります。あくまで概算であります。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 それで、今現在、高校生の子どもさんがおられるお宅で資格証明証とか短期保険証とかの家庭はあるんですか。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 高校生以下のおられる世帯、短期証ですけども71世帯ございます。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 今の現状からいっても、やはり高校生まで拡大すべきだと思いますので、考えていってほしいと思います。

伊藤委員長 よろしいですか。

答弁は、小田部長。

小田市民生活部長 少子化の部分の施策もあわせてというようなことで、そういった思いも個人的にはするんですけれども、なかなかそこまで財政的な余裕がない部分がありますので、やはりちょっと難しいかなというふうには、思いとしてはそういうような何らかのことができないかというふうな思いはしますけども、やはり財政的な余裕がないといえますか、その部分でちょっと難しいです。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 3,300万円ぐらいなら何とかかなと思いますので、その思いを大切にいろいろ考えていってもらいたいし、提言もしていったもらいたいと思います。

伊藤委員長 よろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 すみません、小田部長、午前中の企画総務でふるさと納税のが出ているんですよ、納税額の活用事業で。少子化対策で子育て支援というのは、活用財源3,000万円ぐらい入ってきているんですけど、使っているのは1,700万円ぐらいで、1,200万円ほど使っていないんですよ。観光とかそっち側へ全部行っちゃっているんですよ。だから、その財源がないということは、僕はないと思うんでね、提案していないんじゃないんですか。こういう事業をやろうと思うということを提案していないから、漏れていくんじゃないかなと僕は思うんですよ。財源がないということはないと思います。

伊藤委員長 小田部長。

小田市民生活部長 提案していないと言われまして一概にそうでもないんですけども、やれる範囲のことができないかなということで、例えば高校3年生まで無理なんだったら、少子化対策、少しでも宍粟市に住んでいてよかったな、高校生まで暮らしてよかったなと思ってもらえる何かがあるかなと、私自身も考えることがあるんですけども、例えばインフルエンザの予防とか、特に高校3年生とか、中学校3年生、受験の大事な時期で、場合によってはインフルエンザにかかって失敗しちゃうというようなケースが考えられるんで、そういった方々にその予防接種のことができないかなというようなことも個人的には考えたこともあるんですけども、なかなか難しいなというような内輪での議論があったんで、そこらの部分については、また担当部署のほうとして提案というのはさせてもらいますけども、それがどうなるかというのは、ここではお約束ちょっとできないかなと。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 ここで有額回答をもらうということじゃないんですけどね。財源がないんでとそんなふうに言ってしまうと、僕はだめだと思います。本当に今、少子化で困っている、若い人がどんどん減っていつているし、子どもをもっと産んでほしいというふうなことも言っているが、一番やっぱりこの高校生あたりの費用の負担が大きいんですよ。やっぱりお母さん方からは、中学でとめるんじゃないし、高校まで見てもらえないとか、いろんな意見があるはずですよ。そういうことにやっぱり真摯に向き合ってもらいたいということなんで、また医療費だけじゃなくて、いろんな意味で、やっぱり子育てで負担が大きくなっていく部分について、やっぱり考えてほしいなというふうに思います。

伊藤委員長 答弁は要りますか。

大畑委員 もういいですわ。

伊藤委員長 小田部長。

小田市民生活部長 失礼します。私も委員さんからはそういったお話を聞きますけども、実際にそういったお母さん方、もう年がいったんで、そういった方々とお話しする機会があまりないので、やはり冒頭に言いました地元へ出ていろいろなお話を聞くようなことで、皆さんがどういうふうに思われているのかというのは、情報収集のほうをしていきたいというふうに思います。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 ちょっと関連なんですけども、財源がないという話があったんで、実はふるさと納税ね、これ宍粟市は1億3,300万円ぐらいあったと思うんですね。加西かどこかが1億4,000万円ぐらいだったと思うんです。

ところが、1万人以下の人口のところ、14億円ぐらい、14億何ぼか忘れちゃったけど、ふるさと納税があるんやと、それにその財源を全て子どものもの、子どものものは全て無料にするという、18歳までだったかな、全て無料。だから、財源というのはそういうふうにして何か工夫して考えてやっていくということで、それでいわゆる定住ということをしごく市長も言われているんで、そういう観点からいうと、若い人たちにここにおっていただくということは、その子育て部分というのは大事なところなんで、その辺は連携してやっていただきたいと、答弁要りません。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 次、国民健康保険について質問したいんですけども、最初にもらいま

した資料の5ページを見ましても、やはり高齢者の方が国民健康保険に加入されているということがよくわかりますし、また、無職の方とか、あるいは他の健康保険に入れていない非正規の方とか、自営業の方とかが入っておられるということで、滞納額を見ましても3億円近いということで、やはり国民健康保険税引き下げのためには一般会計からの繰り入れを行うべきではないのかと思うのですが、いかがですか。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 失礼します。一般会計からの繰り入れにつきましては、今までどおり、加入者負担の原則からこれまでどおりの運用になるのではないかと考えております。

ただ、国保の特別会計につきましては、加入者が減少、また医療費も増加傾向にあります。経理的には非常に厳しい状況であります。今後もこの状況が続くことは予想されております。

また、国保特別会計の予算編成につきましては、医療費の動向や国保税の賦課状況などの把握が非常に難しゅうございまして、例年、歳入歳出の額がわかる、もう少し見極められる6月ごろになるのではないかなと、見極めもそのころになるのではないかなというような考えでおります。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 国民健康保険の加入者の減少理由というのは何なんですか。まずそれをお願いします。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 75以上の年齢の方、国保の保険から後期高齢のほうに移動されますので、その移動される方が近年多くございまして、だんだんと減っているような現状でございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 先ほど課長の説明によると、今後、一般会計からの繰り入れも考えざるを得ない状況になるというように聞こえたんですけども、それでいいんでしょうか。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 今の段階、この時期におきましては、繰り入れの方向はないという思いでおります。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 私がこの国民健康保険税について、やっぱり一番考えていくポイントと

しては、国民健康保険税の負担割合が所得のどれぐらいを占めているかということが大切になると思うんです。やはり国民健康保険税は、そんなに所得が多くない方が、御高齢の方とか、無職の方とか、非正規の方とかおられると思うので、所得に占める負担割合がかなり高くて、生活が大変なんじゃないかなと思うのですが、そのところは課長の見解を教えてください。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 すみません、国保税の部分でございますので、私のほうから少し説明させていただきます。

所得に占める割合という部分では、少し資料が手元にございませんで、どれぐらいが国保税がそれぞれの御家庭の生活費の中で占めているのか、少し不明確でございますけれども、国保税の制度そのものの中では、4方式ということで所得に応じたもの、資産をお持ちの方の資産割、そして均等割、お一人幾ら、それと平等割、世帯に幾らという4方式でかけております。それが、所得と資産のほうは応益割として約50%、それと均等割、平等割についてもそれが50%で全体の国保税ということで、その辺はよく御存じのことと思うんですけれども、所得の少ない御家庭につきましては、均等割、平等割のみという形の賦課になっておると思います。

所得が33万以下、ゼロとかいう場合ですと、7割軽減ということで、さらにその均等割、平等割は7割を軽減した分で3割の負担ということになってきております。国保の制度そのものが全体でそういう収入の少ない方については軽減を設けていこう、もちろん3割の次には5割軽減、2割軽減というような形で、少し収入が増えていっても、カバーしていこうということで、均等割、平等割の負担を下げているという制度でございます。

その部分については、軽減したものは一般会計からの繰り入れということで、これは法定繰り入れという形でも対応しておりますので、それぞれの御家庭での占める割合、あるいは負担感というのは少しはかり知れないことで説明しにくいんですけれども、制度としてはそういった部分で軽減という措置も入っておりますので、一定の施策にはなっているんじゃないかなと思います。

少し答えが違ってもわからないですけども、よろしくお願いします。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 その軽減の施策はあるということはわかっているんですけども、それでも、やはりその軽減したとしても全体の所得に占める負担割合が国民健康保険税加入者の方は高いんじゃないかなというふうに思うんです。それはどうなっていま

すか。

伊藤委員長 水口課長。

水口税務課長 大畑委員が質問される部分なんですけども、よろしいですか。すみません。

事前にいただいております大畑委員のところ、各保険者間の負担というようなことで、少し御質問いただいていた部分でございます。

宍粟市だけでは、少し各保険者間の負担感というのは分析ができておりません。厚生労働省が全国知事会のほうに提供する資料としまして、市町村国保あるいは協会健保、昔でいう社会保険ですね、それと、組合健保、共済、後期高齢者制度、この五つに係るそれぞれの所得でありますとか、使われている医療費というのをいろんな統計のほうから数値を引っ張った一連の表がございます。

これにつきまして、去年の10月の委員会でも提供させていただいているんですけども、そろそろその当時の資料につきましては、平成24年の決算でくくられたものでして、年明けになりましたので、そろそろ新しいものが出るかなと思っているんですけども、ちょっと今日確認したらまだホームページのほうに資料の掲載がありませんでしたので、一つ古い年度の分になるんですけども、後ほどまた資料として提供させていただけたらと思います。

その中では、やはり市町村国保のほうは収入、保険料そのものは少し安いという指標が出ているんですけども、平均所得もそれ以上に低いということで、こういった意味では負担感が高い保険制度になっているのかなという指標、数値が読み取れます。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 それでは、まずそのほうからですけども、また資料を提供いただきたいとは思いますが、委員会でも前出していただいているんですけども、組合健保が所得割で5%、協会健保が7.2%とかという形で、それらの被用者保険については、事業主が半額を持ちますので、やっぱり国保から比べると相当やっぱり違いが出てくるといって、今課長も言われたように、国保の場合はもう仕事を終えて退職をする人たちや、無職だったり、それから非正規というもっともっと低賃金の方々の加入されているところですから、負担感というのは相当あると思うんですね。

そういうことから考えて、その負担割合をどうせえという話じゃなくて、そういうことだから、できるだけ負担を和らげる方法を考えてもらいたいというのが今の

山下委員の意見でもあると思うんです。

私も同感でございます、牛谷さん言われたように、医療費は増えている、そして加入者は減っている、これ加入者で割らないかんわけですから、それだけかかる費用を、そしたらどんどん増える一方だと思うんですよ。今言ったような現在でも負担感が高い中で、今後さらに膨らんでいくということは、当然、誰が考えてもわかることなんです。

そこで、宍粟市でも平成22年度だったかと思うんですが、法定外繰り入れをやっていると思うんですよ。だから、今そういう時期に僕は差しかかっていると思っているんです。それを今も繰り入れはないというような一般的なことをずっと担当課長が言い続けられておったら、それ無理ですわ。もっとやっぱりこういう危機的な状況やと、市民にとったら。だから、何とかしてほしいということを、やっぱり財政当局に言っていく、そういうにして僕はもらいたいんですよ。通り一遍のことであかんと思いますわ。

先ほども減っている原因に75歳以上の後期高齢への移動だというふうには言われた。確かにそれはそうやと思いますけど、もっと下の支える年代の部分ね、20代とか30代、この辺もどんどん減っているじゃないですか。

だから、働く世代がこれだけ減ってきて、そして高齢化して行って、今後団塊の世代の人たちが75以上いくという、そういうことが見えているわけですから、やっぱり本当に考えてくださいよ、真剣に。それで、各市民の負担割合というのはどの程度で抑えていくのかと、そのためにはルール分だけではいけないと法定外も考えてほしいということを是非かけ合ってもらいたいんです。

それについていかがですか。

伊藤委員長 この件については、市長答弁やないとあかんのですけども。

小田部長、やってください。

小田市民生活部長 残念ながら課長と同じような答弁になってしまうんですけども、今現在、今まで面々と法定外繰り入れをやらない、実際には、乳幼児医療の関係で中学校まで拡大した部分がそれが該当しているというような位置づけにはなっているみたいなんですけども、赤字だからというようなことではやっていかれないというようなことで、基本的なスタンスがそこにあります。

それをやっていかないと、今まで防御していた部分がなし崩し的に崩れていくというようなことが危惧されます。平成22年かな、何千万か災害の関係で繰り入れをしたということはお聞きはしているんですけども、それ以降、何とか独立採算と

いったら加入者の方に失礼なんですけども、税の引き上げで対応してきたというところ、それと、あと基金も何ぼか切り崩しながらやってきました。やっと、平成30年ですかね、県のほうに保険業務が移管するんですけれども、それとて県下一律の税率というようなわけじゃなくて、それぞれの行政規模に応じての税率になっていくかなという方向で、その中で、例えば4万人規模だったら収納率が幾らでというような、どうもそういった方向になっていくかなみたいなお話は聞くんですけども、実際にそうなるというようなことではないんですけど、そういった情報も聞くんで、その中で少しでも収納率を上げるというような取り組みをしていかなければならないことと、それと、やはり他の事業で一般会計の事業でしたら、支出を抑えて例えば事業をやめるとかということで歳入に合った支出ということができるんですけども、事これに関しましては出口が決まってしまうんで、その中で国県の補助でいくのか、税で賄うのか、繰り入れでやってしまうのかと、その中で国県の補助とかについては、もう定率で決まってしまう、お手盛りの部分も何ぼかあるみたいなんですけども、それで決まってしまう。後は税のところではやっていかならない。非常に実際厳しいことは厳しいです。今年の予算にしても、来年度予算にしても非常に厳しいことは厳しいことで、それが確定する、正直そこまで待ってもらいたいというのは、6月にはっきりしたことが出てきますんで、それでやれるのかやれないのかと、そこで検討しなければならぬことで、一定の税でカバーするべき部分が出てくるかなというふうには思いますし、かといって、案外経費が要らないというふうなこともあるかと思えますけども、その部分については今現在どうだ、繰り入れするのか、税を上げるのかとか、そういうような議論じゃなしに、6月まで待っていただきたいというふうな、今どうこういうような状況ではないというふうなことです。

伊藤委員長 この件については、大畑委員、6月の委員会で十分審議してください。

大畑委員。

大畑委員 当然6月に出てくるまでに、4月、5月の委員会でもやっぱりしっかり議論をしていかせてもらおうというように思うんですけど、今求めているんじゃないんで、僕は結果が見えていると思っているんです。それだけ構造的にはそういう市民の税負担が大きい、そういう構造の保険制度だと思っているんです。皆さん、そこに座っておられる方は共済組合やさかいにわからない。僕もそうでした。でも、やっぱり実感するんですね。ですから、国保税が高いということ。

だから、そこになってみないということじゃなしに、それは医療費全体が確定す

るからということでしょうけど、それ以前にやっぱりもう危機的な状況に来ているんじゃないかということを考えてもらって、是非、やっぱり上に部長のほうからでも財政にかけあってもらうような感じでやってもらわないと難しいということをお願いして、あとは結構です。税の繰り入れのことについては結構です。

それ以外のところに移らせていただきます。

平成26年度の決算を受けて、議会意見とかを出させていただいておったというふうに思うんですが、これは保健衛生普及事業です。今日、冒頭の次長からの説明もありましたように、ジェネリックでいくとか、あるいはかかりつけにかかってもらって、極力医療費に係る費用を抑えようという取り組みだったというふうに思うんですが、この議会意見に対してどのように反映されているのかということをお伺いしたいというふうに思います。1点は。

それから、この間、この保健衛生普及事業に取り組んでこられて、どれだけの成果が出ているのかという、その辺もお伺いしたいと思います。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 失礼します。議会からの意見評価をいただいて、それによってどう反映したのかということですが、第三者行為につきましては、国からの請求事務の取り組みの強化ということで通知もございまして、損保保険会社6団体と傷病届を提出するようというような覚書の締結をなさということで、宍粟市としましても国保連合会にこの取り決めの委託を行ったところでございます。これによって第三者の届け出が増加するよう見込んでおります。

事務としましては、これまでどおりレセプト点検から疑わしいレセプトを発見して、そのような事務もこれまでどおり継続して医療費の適正化に努めたいなと思っております。

それと、職員の研修を昨年も国保連合会のほうから派遣していただいて、職員の知識の向上ですかね、その研修等も図ってきておりますので、平成28年度についてもやっていきたいなという方向で削減の方向に努めたいなと思っております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 まだ答弁終わってないですよ。成果。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 成果につきましては、今のところ平成26年度の成果1,600万円ですが、今のところございません。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 議会意見に対して専門的なお話をされるので、もうひとつ理解ができないんですけど、どういうふうな第三者行為への対応強化をされたんかというのは、ちょっとわかりにくいんです。国保連合会との関係とかって言われても、ちょっと意味がわからないので、もう少しわかりやすく教えていただけませんか。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 通常はレセプト点検ということで、市のほうでレセプト点検員を置きまして、レセプトの資格、内容等を点検しております。それで、傷病等が交通事故ではないかというような傷病があれば、それを抽出しまして、該当の方に傷病ではありませんかという報告書をいただくように文書を送付しております。その送付したことによって、第三者、交通事故というのがわかれば、歳出の医療費が削減できるということで取り組んでおるのが事務的なことでございます。

それに加えて、今回、国からの取り組みの強化の要請もありまして、損保保険会社6団体でございますんですけども、そのほうと傷病届を出してくださいよというような取り決め、覚書をするようになっておりまして、今回、宍粟市につきましても、その取り決めの委託を国保連合会のほうに行ってやっておるといような現状でございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 損保会社というのは、要するに交通事故かなんかで保険請求があったときに、ちゃんとそれを通知をしてくださいよということやね。そこで交通事故だったということがわかるということにするということですね。わかりました。

それと、第三者行為の強化という意味で、もう一ついつも言っておるのが、交通事故だけではなくて、労災とかそういうものもわからないですから、そこも強化してほしいというふうに申し上げてきたと思うんですけども、その取り組みは何か変化ございますか。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 先ほど労災ということで、傷病が上がっておる、それに尽きませんけども、レセプトでそれが労災なのか、交通事故なのかというような因果関係をその報告書によって調査しまして、労災につきましてもその報告書で把握していきたいなと思っております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 前のときにおっしゃったのは、レセプトの段階では非常に発見が難しいということをおっしゃいました。医療の窓口とか、そういうところによく啓発をし

て、できるだけ労災であるのに国保診療がないように努めていきたいというふうにおっしゃったと思うんです。その辺の取り組みの成果とか、そういうものはないんですかということなんです。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 以前にも申し上げましたが、医療機関の窓口でお願いしているのをこれからも続けざるを得ないかなと、今思っております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 課長、しっかり認識していただきたいんですけど、ほかの自治体とかいろいろな例を聞きましてね、こういう本来労災適用すべきものが国保診療されているということで、そこを改善することで相当医療費が削減できたという事例も出ていますね。そういうこともやっぱり研究していただいて、是非お願いしたいと思います。最後、よろしいですか。

伊藤委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 これから他町、他市の状況も勉強しながら、医療費の抑制に努めていきたいと思えます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 すみません、よろしく申し上げます。

論点整理票で1点上がっているところに質問を変えさせてもらっていいですか。

伊藤委員長 はい、どうぞ。

大畑委員 環境パートナーシップ促進事業のところ、ちょっと意見が出ておりますのでお願いしたいんですが、今日資料を出していただいていたんですけど。

委員会要求分の資料の3ページでございますが、環境パートナーシップ促進事業の実績、平成24年から平成27年までを出していただいておりますが、これ30万円から40万円まで、平成26年度多いときで50万円というところで、パートナーシップの促進事業を展開されておるんですが、今年度60万円でしたか、上がっていたと思うんですが、新たな事業が考えられているんでしょうか。ちょっと御説明をお願いします。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 新たなというよりは、あくまでも市民の方がやられておる部分でありますので、平成26年の部分を踏まえて新たに平成27年も増えたらいいなという形で予算は組ませてもらっております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。それで、大体同じようなプロジェクトが動いているんですけども、平成24年、平成25年に行われています学校での自然体験型環境教育プロジェクトの学校を中心にした環境学習を強めていくというふうに、いつもおっしゃっていて、その後なくなっていったんですけど、この辺は平成28年度でまた復活の予定はございますか。

伊藤委員長 宮田課長。

宮田環境課長 学校での自然体験型環境プロジェクトにつきましては、平成27年からちょっと名前を変えて、一番下に私ども記載させてもらったのがまずかったのかなと思うんですけど、e - みらっそ環境教育プロジェクトという形の名前になっていますので、中身的には同じということで御理解願いたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、結構です。

伊藤委員長 これだけは聞いておきたいということはありませんか。

稲田委員。

稲田委員 先ほど再生可能エネルギーのところで、太陽光の関係で、これ地方自治には権限がないというのは、もうわかっています。

今後、多分これ全国的にやっぱり景観問題としてかなり議論されると思います、今後ね。それでやっぱり都市部ではなくて、そういう町村部とか、いわゆる田舎地域でこういう問題が起きてくると思うんですけども、ずっと10年振り返ってもらっていいと思うんですけど、国の事業というのは10数年単位で規制と緩和の繰り返しなんやね。それは何がもとになっているかということ、やっぱり地方からの声です。だから、今、国のほうからの指示がないということなんですけど、やっぱりそれをこういうことが出てきたときには、いち早く国に要望していただいて、国のほうもやはりそういう要望がないと、規制と緩和を繰り返されないんで、ここの宍粟では直接今そういう問題は抱えていないかもわかりませんが、やはり、先ほど言われた災害の部分とか、景観の部分というのは、特に自然を売っているところなんで、やっぱり、自治体で判断できるようになっていかないと、本当はおかしいと思うんですよ。だから、そういう事態になったときに、やはり国のほうに要望していただきたいと思います。

答弁はいいです。

伊藤委員長 では、ここで質疑が終了しましたので、市民生活部の審査を終了いたします。

明日は、午前 9 時から建設部から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうも市民生活部の皆さん、御苦労さまでした。

(午後 4 時 4 0 分 散会)